

## 目 次

### 第 1 号 9月6日（水曜日）

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 平成29年第3回下郷町議会定例会会議録（第1号） ..... | 1   |
| 議事日程第1号 .....                  | 2   |
| 開会 .....                       | 3   |
| 会議録署名議員の指名 .....               | 3   |
| 会期の決定 .....                    | 3   |
| 町長提案理由の説明 .....                | 3   |
| 休会の件 .....                     | 1 2 |
| 散会 .....                       | 1 3 |

### 第 2 号 9月11日（月曜日）

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 平成29年第3回下郷町議会定例会会議録（第2号） ..... | 1 5 |
| 議事日程第2号 .....                  | 1 6 |
| 開議 .....                       | 1 7 |
| 一般質問 .....                     | 1 7 |
| 湯田純朗君 .....                    | 1 7 |
| 佐藤盛雄君 .....                    | 2 8 |
| 猪股謙喜君 .....                    | 3 6 |
| 玉川邦夫君 .....                    | 4 3 |
| 小椋淑孝君 .....                    | 5 5 |
| 散会 .....                       | 5 8 |

### 第 3 号 9月12日（火曜日）

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 平成29年第3回下郷町議会定例会会議録（第3号） ..... | 5 9 |
| 議事日程第3号 .....                  | 6 0 |
| 開議 .....                       | 6 1 |
| 一般質問 .....                     | 6 1 |
| 星 輝夫君 .....                    | 6 1 |
| 室井重男君 .....                    | 6 5 |
| 山名田久美子君 .....                  | 7 1 |
| 散会 .....                       | 7 5 |

### 第 4 号 9月13日（水曜日）

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 平成29年第3回下郷町議会定例会会議録（第4号） ..... | 7 7 |
| 議事日程第4号 .....                  | 7 8 |
| 開議 .....                       | 7 9 |

|             |                                             |       |
|-------------|---------------------------------------------|-------|
| 報告第 3 号     | 平成 28 年度下郷町健全化判断比率等について……………                | 7 9   |
| 議案第 39 号    | 平成 28 年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に<br>ついて…………… | 8 0   |
| 議案第 40 号    | 下郷町情報公開条例の一部を改正する条例の設定について……………             | 1 0 9 |
| 議案第 41 号    | 下郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定について……………           | 1 0 9 |
| 議案第 42 号    | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定につ<br>いて……………    | 1 1 2 |
| 議案第 43 号    | 平成 29 年度下郷町一般会計補正予算（第 3 号）……………             | 1 1 3 |
| 議案第 44 号    | 平成 29 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）……………       | 1 1 3 |
| 議案第 45 号    | 平成 29 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）……………      | 1 1 3 |
| 議案第 46 号    | 平成 29 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………         | 1 1 3 |
| 議案第 47 号    | 平成 29 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）……………       | 1 1 3 |
| 議員提出議案第 4 号 | 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について……………             | 1 2 5 |
| 閉会……………     |                                             | 1 2 6 |

平成29年第3回下郷町議会定例会会議録第1号

|                                                |                        |                    |            |         |          |
|------------------------------------------------|------------------------|--------------------|------------|---------|----------|
| 招 集 年 月 日                                      | 平成２９年９月６日              |                    |            |         |          |
| 本会議の会期                                         | 平成２９年９月６日から９月１３日までの８日間 |                    |            |         |          |
| 招 集 の 場 所                                      | 下郷町役場議場                |                    |            |         |          |
| 本 日 の 会 議                                      | 開会                     | 平成２９年９月６日　午前１０時００分 |            |         | 議長 佐 藤 勤 |
|                                                | 散会                     | 平成２９年９月６日　午前１０時４８分 |            |         | 議長 佐 藤 勤 |
| 応 招 議 員                                        | １番                     | 星                  | 輝 夫        | ２番      | 玉 川 邦 夫  |
|                                                | ３番                     | 室 井 亜 男            |            | ４番      | 星 政 征    |
|                                                | ５番                     | 湯 田 純 朗            |            | ６番      | 小 椋 淑 孝  |
|                                                | ７番                     | 小 玉 智 和            |            | ８番      | 猪 股 謙 喜  |
|                                                | ９番                     | 湯 田 健 二            |            | １０番     | 山名田 久美子  |
|                                                | １１番                    | 佐 藤 盛 雄            |            | １２番     | 佐 藤 勤    |
| 不 応 招 議 員                                      | なし                     |                    |            |         |          |
| 出 席 議 員                                        | １番                     | 星                  | 輝 夫        | ２番      | 玉 川 邦 夫  |
|                                                | ３番                     | 室 井 亜 男            |            | ４番      | 星 政 征    |
|                                                | ５番                     | 湯 田 純 朗            |            | ６番      | 小 椋 淑 孝  |
|                                                | ７番                     | 小 玉 智 和            |            | ８番      | 猪 股 謙 喜  |
|                                                | ９番                     | 湯 田 健 二            |            | １０番     | 山名田 久美子  |
|                                                | １１番                    | 佐 藤 盛 雄            |            | １２番     | 佐 藤 勤    |
| 欠 席 議 員                                        | なし                     |                    |            |         |          |
| 会議録署名議員                                        | ５番                     | 湯 田 純 朗            | ６番 小 椋 淑 孝 |         |          |
| 地方自治法第<br>１２１条の規定<br>により説明の<br>ため出席した<br>者の職氏名 | 町 長                    | 星 學                | 副 町 長      | 玉 川 一 郎 |          |
|                                                | 参事兼総務課長                | 星 修 二              | 税務課長兼会計管理者 | 星 健 一   |          |
|                                                | 町 民 課 長                | 大 竹 義 則            | 健康福祉課長     | 渡 部 善 一 |          |
|                                                | 産 業 課 長                | 佐 藤 壽 一            | 建 設 課 長    | 渡 部 芳 夫 |          |
|                                                | 教育委員会教育長               | 渡 部 岩 男            | 教 育 次 長    | 渡 部 清 一 |          |
|                                                | 代表監査委員                 | 渡 部 正 晴            | 農業委員会事務局長  | 横 山 利 秋 |          |
| 本会議に職務<br>のため出席し<br>た者の職氏名                     | 事 務 局 長                | 室 井 哲              | 書 記        | 荒 井 康 貴 |          |
|                                                | 書 記                    | 芳 賀 和 也            |            |         |          |
| 議 事 日 程                                        | 別紙のとおり                 |                    |            |         |          |
| 会議に付した事件名                                      | 別紙のとおり                 |                    |            |         |          |
| 会 議 の 経 過                                      | 別紙のとおり                 |                    |            |         |          |

平成 29 年第 3 回下郷町議会定例会議事日程（第 1 号）

期日：平成 29 年 9 月 6 日（水）午前 10 時開会

開 会

開 議

諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

5 番 湯 田 純 朗

6 番 小 椋 淑 孝

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長提案理由の説明

日程第 4 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤勤君） おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回下郷町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、室井哲君。

○議会事務局長（室井哲君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に本年6月定例会から今定例会までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してございます。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

○議長（佐藤勤君） これで諸般の報告を終わります。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（佐藤勤君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において5番、湯田純朗君及び6番、小椋淑孝君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いします。

---

**日程第2 会期の決定**

○議長（佐藤勤君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月13日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月13日までの8日間と決定いたしました。

---

**日程第3 町長提案理由の説明**

○議長（佐藤勤君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案にかかわる議案を一括上

程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第3回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会につきましては、報告1件、決算の認定1件、条例3件、補正予算5件の計10件をご提案申し上げましたので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

提案理由の説明に先立ち、最近の情勢につきまして若干申し述べたいと思います。

今年の梅雨は非常に雨が少なく、水不足を心配しておりましたが、梅雨明け後、雨の日が多く、水不足は解消されたと思っております。

8月に入ってから天候不順で、農作物の生育等について心配されましたが、今のところは大きな影響がないようで安心しております。

8月29日の朝、突然のＪアラートによる北朝鮮が通告なしにミサイルを発射、日本の上空を通過するとの情報が流され、議員の皆様も驚いたと思います。町としても当日、副町長を初め担当課長などが役場に駆けつけ、情報収集に当たり、その後8時30分に臨時の課長会議を招集し、国、県などからの情報収集を指示したところであります。北朝鮮については、予断を許さない状況であり、今後も注視していく考えであります。

5月23日には、昨年の11月30日をもって江川支部が交通事故死者ゼロ3,000日を達成したとして南会津警察署並びに南会津地区交通安全協会から芳賀優町交通安全協会長が表彰を受けました。これからも交通安全を呼びかけていきますと抱負を述べております。

5月29日、役場庁舎において下郷町商工会と町健康ポイント事業委託契約調印式がとり行われました。本事業では、町が主催する健診などの健康事業に参加するとポイントが付与され、500円分のポイントがたまりますと、町商工会の加盟、協力店で使用することができる事業であります。町民の皆様には、生涯にわたって健康で過ごせるように本事業の参加を推進し、行政と商工業が一体となり、よりよい地域の活性化を目指していきたいと考えております。

7月9日には、第22回下郷町消防操法競技大会が町役場前駐車場で開催されました。町内からは沢田班、落合班、檜原班、大内班の4チームが出場し、小型動力ポンプ操法により競技が実施されました。開会式では、私や星清美消防団長が挨拶を述べ、佐藤勤町議会議員長や藤澤勇一南会津地方広域消防本部消防長、村澤善孝南会津警察署長から祝辞を頂戴いたしました。また、第1分団第3部落合班指揮者の櫻木秀樹さんが力強く選手宣誓を行い、競技が開始されました。結果は、大内班が優勝しましたが、各班とも5月の上旬より練習を開始、朝早くより多くの練習を積み重ね、全員が息の合ったポンプ操法を披露し、会場を大いに沸かせました。今後とも防災意識の高揚と町民の安全、安心のためご尽力いただきますとともに、改めてそのご苦勞に対しまして感謝を申し上げます。

7月16日、会津鉄道開業30周年記念式典が会津田島駅駅前広場において開催されてお

ります。式典では、大石直会津鉄道株式会社社長が昭和62年7月16日に開業し、関係自治体各位、地域住民の皆様、そして社員の頑張りのおかげでここまで続けてくることができました。これからも安全、確実、親切を心がけ、地域の公共機関としてこれからも会津地域に欠かせないものとなるよう30年後、50年後にも愛される鉄道にしていきたいと挨拶を述べられました。会場では、活性化に携わった企業や団体、職員に感謝状が贈呈され、芦ノ牧温泉駅の猫の名誉駅長らぶにも日ごろからのおもてなし業務に対する感謝状が贈呈されました。式典後は、記念イベントが開かれ、本町よさこいチーム、郷人の演舞や馬場誠三さんの歌謡ショー、南会津町の田島太鼓龍巳会などの演奏が行われ、また会場には地域の特産品が並んだ出店やミニSLが運行され、多くの親子連れでにぎわいを見せていました。会津鉄道は、開業よりお座敷トロッコ列車や猫の駅長、沿線の子供たちの試乗体験など、地域や利用する皆さんに愛されるさまざまな取り組みを実施してきました。これからも愛される鉄道として西若松駅から会津高原尾瀬口駅までの21駅を走り続けますので、町民の皆様を初め、議員の皆様にもご利用いただきますようお願いいたします。

7月5日から9日にかけて町魅力発信事業アンテナショップが東京都台東区谷中銀座商店街において開かれました。本事業は、今年で3年目の開催となり、初日のオープンセレモニーでは服部征夫台東区長や福島正行谷中銀座商店街振興組合理事長においでいただき、テープカットを執り行いました。店内では、町の特産品を販売、期間中は約3,000の方が来場し、本町のPRにとって有意義な出店となりました。

7月6日、元町議会議員の星嘉明さんの生前の功績が認められ、星さんの自宅で旭日単光章の叙勲伝達式が執り行われました。武内正志南会津地方振興局企画商工部副部長の立ち会いのもと、私からご子息の邦一さんとその妻、肇子さんに賞状、勲章を伝達しました。星さんにつきましては、皆さんご存じのとおり、平成6年11月に町議会議員に就任後、平成28年3月までの21年間にわたり町議会議員として活躍をしていただきました。また、平成16年4月から18年3月まで議会議長を務め、特に地域振興と町の情報発信を推進するなど、自ら先頭に立ち、各関係機関への働きなどに取り組んでいただきました。そのほか総務常任委員長や議会運営委員長、田島下郷町衛生組合議会議長などを歴任し、気高い政治信念を持って町議会の運営向上に貢献されたところであります。その功績に対しまして敬意を表しますとともに、改めてご冥福をお祈り申し上げます。

7月22日、大川ふるさと公園パークゴルフ場のオープンセレモニーが開催され、今回新たにBコースとして9ホールが完成し、計18ホールのコースが利用開始されました。セレモニーでは、私から南会津地方では初の18ホールのパークゴルフ場がオープンしました。年齢や性別に関係なく、誰もが気楽に楽しめるスポーツです。町民の皆様を初め、町外の皆様や学校行事などでも活用していただき、体力向上や健康増進に役立ててほしいと挨拶を述べました。また、完成を祝いましてテープカットが執り行われました。セレモニー終了後は、来賓の方や住民の皆さんが新たに開放されたコースを回り、芝の感触やコースの攻略について話し合いながら楽しそうにプレーをしていました。

7月29日と30日の2日間にわたり第12回下郷ふるさと祭りが大川ふるさと公園におい

て盛大に開催されました。下郷ふるさと祭り実行委員会の主催により、県内外から多くの方々が来場しました。初日の宵夜祭は、雨のためステージイベントをコミュニティーセンター内において実施しました。大川溪流太鼓保存会の演奏を皮切りに、盛りだくさんのイベントが実施されました。また、商工会青年部企画によるツムツム大会では子供の部、大人の部に多くの参加者が集い、カップ麺や缶ジュースを制限時間内に多く積み上げる競技で、最多の16個が積み上がるなど、会場から歓声が沸き起こりました。また、夕方になって花火が打ち上げられ、夜空を彩り、夏の訪れを感じさせるものとなりました。本祭りは、第4回會津YOSAKOI～夏の陣～と同時に開催され、県内外から17チーム、約400名が参加、町内からも郷人こめらや檜原幕府が参加し、会場に詰めかけた来場者を踊りで魅了していました。毎年実施されている町内地区対抗球入れ大会では、予選と決勝が実施され、どすこい倉村チームが優勝しました。また、会場にはステージを囲むように30店舗が出店し、こちらも多くの来場者でにぎわいを見せておりました。

8月4日、本町は平成28年度の個人県民税の賦課徴収に努めたとして県より感謝状が贈呈されました。贈呈式は、町役場において開かれ、大谷英明南会津地方振興局長より感謝状が手渡されました。本賞状は、現年分及び滞納分併せて97%以上99%未満、かつ前年度より収納率が上がった市町村が対象となるものであります。

8月13日、第62回下郷町成人式が下郷ふれあいセンターで開催されました。今年度新成人を迎えたのは男子28名、女子23名の計51名。式では私から、新成人の皆様おめでとう。若い人たちの柔軟で、新しい発想と行動力、そして熱い情熱を持って新しい時代を築き上げていただきたいと式辞を述べ、成人証書を一人一人授与しました。新成人を代表し、成人式実行委員会委員長の大竹遼斗さんが、本日大人としての第一歩を踏み出しました。これまで愛情を持って支えてくださった皆様に感謝し、恥じることはない大人になることを誓いますと、答辞を述べられました。

また、下郷中時代の恩師も駆けつけ、成人者から花束を贈呈。恩師からは、変わらぬ笑顔に会えて安心しましたと。20代でしかできないことに取り組んでくださいと。新成人になった皆さんへエールが贈られました。成人された皆さんは、町の宝であります。両親を初め、今まで支えていただいた方々への感謝の気持ちを忘れずに、しっかりとした人生を歩んでいただきたいと思います。

次に、経済の動向であります。8月に発表されました内閣府の月例経済報告では、景気は穏やかな回復基調が続いているとしております。先行きについては、雇用、所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあって、穏やかに回復していることが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があると指摘しております。

また、個人消費、設備投資とも穏やかであるが、持ち直しているものの、住宅建設、公共投資はほぼ横ばいであり、雇用情勢は改善しているとしております。輸出及び輸入関係では、ともに持ち直しの動きが見られ、先行きについても回復することが期待されております。海外経済においては、穏やかに回復しているが、中国を初めアジア新興国などの経済の成り行き、政府に関する不確実性による影響、金融資本市場の変動の影響



などに留意する必要があるとしています。

県内については、県内の景気は一部に弱い動きが見られるものの、確実に持ち直しているとしております。個人消費については、一部で明るい動きが見られるとし、百貨店、スーパー販売額は前年同月比で0.5%と、若干減少したものの、乗用車新規登録台数は前年同月比で2.7%増となり、9カ月連続で前年を上回っております。景気については、総じて弱いものの、確実に回復しているとしています。

次に、私ごとであります。私は平成25年9月に町長就任以来、1期4年も残りわずかとなりました。月日というものは長いようで短いもので、振り返ると4年の日々はあっという間の月日でありました。4年前に「新しい風、流れを変える」をスローガンにまちづくりの方向性を町民の皆様に訴えてきました。それは、これまで小さくとも輝く自治体として夢のあるふるさと下郷町をさらに発展させるため、町民の皆様方の負託に応えるため、継承すべきものは継承しながら、粉骨砕身働く覚悟で、この厳しい時代を乗り切るためには町民とともに地域力を生かした強いまちづくりが必要であり、全国に誇り輝く下郷町を目指し、一生懸命町政運営に取り組んでいくことであります。

特に3本の柱と8つの公約をお約束してきました。私が掲げた3つの柱、「地域の特色を生かした活力のある町」、「安全・安心・健康で暮らせる住みよい町」、「思いやりのある教育と文化の町」を推し進めて4年が経過しようしております。

町民の皆様方とお約束をしました3本の柱を検証してみますと、1つ目の「地域の特色を生かした活力のある町」であります。まず生活基盤の条件整備でございます。その中で道路網の整備では会津縦貫南道路で、湯野上バイパスが国直轄代行事業として採択され、今年度にトンネル工事の着工の見通しであるほか、小沼崎バイパスの下部工着工、下郷田島バイパスの調査事業など、順調に進捗し、国道289号の南倉沢工区改修についても完成予定が平成30年度となっております。県道改良についても高陸田島線などの改良計画が進められております。集落整備では、枝松、戸赤、新開、大倉、大沢地区など、携帯電話の不通話地域解消を図り、今後は雑根地区の解消を計画しているところであります。枝松地区では、携帯電話使えるようになり、若者が増加したなどの話題も伺いました。

交流促進については、東武特急リバティ会津が会津田島まで乗りかえなしで運行が始まり、それに伴い、本町観光施設の2次交通機関として町観光循環バス運行を開始したところであります。

また、着地型ツーリズム事業推進などによりまして、本町での風評被害の払拭と観光資源を生かしたモニターツアーなどを企画運営し、交流人口の増加につなげてきたところであります。湯野上温泉の魅力アップを図るため、湯野上地域整備のための基本構想、基本計画を策定しております。これにつきましても今後地域の方々との話し合いを継続して推進していく考えであります。

産業振興については、町の基幹産業として農業と観光を位置づけております。担い手不足、遊休農地の増加など、一刻も早く取り組まなければならない各種施策を講じてきたところであります。減反施策が平成30年度から廃止される中で、これまで町農業再生

協議会を通じ稲作農家への直接支払交付金、パイプハウス資材購入、防草シート購入などの支援、さらには直売所の納品手数料助成などにより、安定的な農業経営基盤を整備してきたところであります。

また、有害鳥獣被害対策として、これまでの捕獲対策のほか、本年度から鳥獣被害対策実施隊を設置し、町内の見回りを実施しております。

企業立地団地計画についても会津縦貫南道路や甲子道路などの道路網による優位性を生かした地域性を背景の中、地方創生有識者会議において協議していただき、専門の方々による検証をいただくようご意見をいただいたところであります。

2つ目に、「安全・安心・健康で暮らせる住みよい町」であります。町民の皆様方が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、まず各集落の防犯灯を蛍光灯からLEDに設置するための下郷町LED防犯灯設置補助を進めるとともに、少子高齢化を背景に高齢者タクシー助成事業や高齢者除雪支援事業、インフルエンザ予防接種補助金の充実、観光公社による宅配事業など、きめ細かな地域福祉づくりを推進し、さらには湯野上保育所でのゼロ歳児保育の開始など、子育て支援を推し進めてきたところであります。

3つ目に、「思いやりのある教育と文化の町」であります。まちづくりは人づくりと申します。町の将来を担う子供たちは町の宝です。乳幼児、児童生徒、青少年に対して一貫して心豊かな人間性の育成が必要であります。このことから、中学生が着実に学力をつけるために新たに夏休み学習強化合宿を始めるとともに、家庭や保育での保護者負担の軽減を図るため、小学校入学祝金や小中学校給食費補助を推進してきたところであります。

社会体育では、パークゴルフ場9ホールを設置し、18ホールが整備されたところであります。

そして、27年度には町制施行60周年記念式典を挙行了したところです。昭和30年4月に下郷町が誕生し、この機を、60周年を飛躍の年として今後とも全国に誇れるまちづくりを町民の皆様方と誓ったところであります。

さらに、町民の負託に応えるべき第5次下郷町振興計画を策定し、町に将来像を、美しく輝く笑顔あふれる交流のまち下郷として、地域に誇りと愛着を持ち、全国に誇れるまちづくりを目指して、さらにはその具現化のため地方創生人口ビジョン・総合戦略計画を策定して町政運営に取り組んできたところであります。

また、いまだ東日本大震災からの復興・復旧が思うように進んでいない状況の中で本町の取り組む状況は少子高齢化、過疎化など、課題への対策は継続して取り組んでいかなければなりません。これら山積する課題も多く、さまざまな諸問題を途切れることなく継続的に対策を講じて解決する必要があります。

いずれにしても1期4年を振り返りますと、皆様方にお示ししました3本の柱などを検証するために、約束したことを少しでも実現してきたことは、町民の皆様方のご理解と議員各位のご協力、ご支援のたまものと感謝を申し上げますとともに、同時に大変うれしく思っております。しかしながら、任期中に町民の皆様方と共同して取り組ん

できた各種施策などの中には、完成途上の事業もあります。その仕上げは、私に課せられた義務と責任において果たさなければならないものと存じます。町民が安心して暮らせるための各種施策を継続し、着実に丁寧に、そして力強く推し進めることが町の総合力を高めていくものと考えますので、今後とも町民の皆様方のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。

それでは、ご提案申し上げました議案の概要につきましてご説明をいたします。

報告第3号 平成28年度下郷町健全化判断比率等についてであります。本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

議案第39号 平成28年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件であります。本議案につきましては地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出の決算について、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。渡部、星両監査委員におかれましては、去る7月12日から7月28日の10日間にわたり、会計の決算及び財政健全化判断比率などに係る監査をお願い申し上げ、全会計にわたりまして詳細なる審査のもと意見書の提出をいただいております。審査内容につきましては、後日報告されることとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、8月10日、両監査委員からは審査結果につきまして詳細にわたり講評をいただきました。講評の中でご指摘を賜りました事項につきましては、その要因を十分調査し、改善すべき事項につきましては職員に指摘事項などに対する改善計画書の提出を指示しており、計画書に基づいて速やかに対処してまいりたいと考えております。今後さらに職員一人一人が住民の目線に沿った生活、福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるという認識のもと、効率的な行財政の執行と事業の重点選別主義の徹底によって健全財政を一層堅持する考えでありますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

議案第40号 下郷町情報公開条例の一部を改正する条例の設定についての件であります。今回の改正につきましては行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴い、開示情報としての個人情報の定義が明確化されたことに伴い、本町の情報公開条例についても国の行政機関に準じていることから改正するものであります。

議案第41号 下郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定についての件であります。今回の改正につきましては行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義の明確化、取り扱いに特に配慮を要する個人情報を要配慮、個人情報として新たに定義するとともに、当該情報の収集の制限に関する規定の整備を行うため、所要の改正をするものであります。

議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件であります。今回の改正につきましては職員の育児休業等の一部を改正する人事院規則の改正により、所要の改正をするものであります。

改正の主な内容としましては、今まで特別な事情があれば育児休業の再取得、育児休業時間の再度の延長、育児短時間勤務の終了の翌日から起算して1年経過しない場合の育児短時間勤務が認められておりましたが、ここで言う特別な事情の中に保育所などにおける保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないと。いわゆる待機児童を抱えた保護者を対象にすることが追加されたものであります。

議案第43号 平成29年度下郷町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に1億5,464万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億2,819万5,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、普通地方交付税の交付額の決定により5,387万9,000円の増額。国庫支出金においては、社会保障・税番号制度システム改修整備委託に伴う補助金として55万円の増額。繰入金では、財政調整基金繰入金においては地方交付税などの伸びにより5,000万円の減額計上をしております。繰越金につきましては、前年度の繰越金の確定により1億2,227万7,000円の増額計上となっております。諸収入では、過年度収入で24万2,000円の増額。これにつきましては、障害者福祉費及び衛生費関係のものであります。雑入では、町道沼尾1号線について東北電力の要請で行う落石対策工事に伴う設計委託料について、東北電力が経費の全額を負担することから、3,000万円を増額計上しております。町債につきましては、過疎対策事業債における南会津地方広域市町村圏組合消防署の水槽付消防ポンプ自動車更新に伴う入札請け差により借入金90万円を減額するものであります。臨時財政特例債につきましては、普通交付税の算定に伴い、発行可能額が確定したことから、154万6,000円を減額計上したところであります。

歳出の主なものにつきましては、総務費では修繕料で雪害により破損した旧戸赤分校屋根補修で100万2,000円の増額。工事費では、役場空調設備改修工事関係で改修に当たり、今回交換する冷温水発生機の中に当初予算計上時に確認できなかった有害物質が封入されていることから、その処分費として293万1,000円の増額計上しております。諸費の委託料では、先ほど歳入でも説明いたしました社会保障・税番号制度システム整備の委託料として55万1,000円の増額にしております。償還金利子及び割引料で過年度分還付金として民生費関係、障害者福祉・児童福祉・臨時福祉給付金で832万1,000円を増額計上しております。民生費では、社会福祉総務費で町社会福祉協議会新会長就任に伴う会長報酬として町社会福祉協議会補助金を40万円の増額計上するものであります。国民年金費の委託料で、国民年金関係届出書紙媒体様式統一に伴うシステム改修委託料として29万2,000円を増額。老人福祉費で介護認定審査会共同設置負担金変更増により介護保険特別会計への繰出金39万円を増額計上。老人福祉施設管理運営費の修繕料においては、老人センターに設置されている屋内消火栓非常用バッテリー交換修繕などで24万4,000円の増額計上しております。しもごう保育所費の駐車場測量設計委託料では、当初業者委託を予定しておりましたが、町直営での実施により467万8,000円を減額計上しております。工事費につきましては、しもごう保育所駐車場整備費として1,325万円の増額計上しております。衛生費では、地域医療支援センター負担金について、受診件数増により27万3,000円の増額計上をしております。農林水産業費では、町鳥獣被害対策協議会

補助金として追い払い用花火の在庫不足による花火購入費として35万1,000円の増額計上。土木費の負担金関係では、国道118号道路改良促進期成同盟会負担金において、立て看板の改修費として40万4,000円の増額計上をしております。道路維持費の委託料として左走地内の町道落合左走線において会津バスの運行を図るため、支障木の伐採経費として118万2,000円の増額計上。補償金では、今ほど説明しました伐採に伴う立木などの補償として20万1,000円を増額計上しております。道路新設改良費の委託料では、歳入でもご説明しました町道沼尾1号線、東北電力の要請で行う落石対策工事に伴う設計委託料として3,000万円の増額計上。工事請負費では、先ほど説明した左走地内のバスの運行を図るため、支障木の伐採とあわせて、町道落合左走線と落合音金線の接続部分拡幅工事費として800万円の増額計上をしております。消防費の南会津地方広域市町村圏組合負担金について、広域消防署水槽付ポンプ自動車購入に伴う請け差により49万5,000円の減額計上となっております。修繕料で中山地区消火栓の修繕料として65万4,000円の増額計上をしております。教育費では、工事請負費で中ノ沢観音堂駐車場整備工事として200万円の増額計上。公債費では、利率の見直しにより利率の低下により地方債償還元金81万3,000円を増額し、地方債償還利子185万2,000円減額計上しております。

次に、議案第44号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。既決予算の総額に4,341万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億2,894万3,000円とするものであります。歳入の主なものにつきましては、国庫支出金の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金として平成30年度国保制度の県移行化に伴う事業報告システム改修補助金として37万8,000円の増額計上となっております。繰越金については、前年度繰越金の確定により4,303万9,000円を増額計上しております。歳出の主なものにつきましては、総務費の旅費関係で、平成30年度国保制度の県移行化に伴う説明会出席など、旅費で研修・普通旅費、合わせて11万円の増額計上となっております。諸支出金の償還金では、平成28年度退職者医療給付費等、交付金が確定し、超過交付に伴う返還金36万3,000円を増額計上し、予備費において財源調整を行ったものであります。

議案第45号 平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既決予算の総額に1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,535万4,000円とするものであります。歳入につきましては、繰越金について、前年度繰越金の確定により1万7,000円の増額計上となっております。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付費として1万7,000円を増額計上しております。

議案第46号 平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既決予算の総額に3,963万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,290万2,000円とするものであります。歳入につきましては、国庫支出金の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で、平成28年度事業費確定による精算交付金として33万円の増額計上。同じく介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業につきましても2万3,000円の増額計上となっております。支払基金交付金では、平成28年度の地域支援事業支払基金交付金の確定に伴い158万8,000円を増額計上。県支出金では、地域支援

事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で、平成28年度事業費確定による精算交付金として29万1,000円の増額計上。同じく介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業についても1万1,000円の増額計上となっております。繰入金では、一般会計繰入金で、介護認定審査会共同設置負担金の変更により39万円を増額計上しております。繰越金では、前年度繰越金の確定により3,700万円を増額計上しております。歳出につきましては、総務費では認定審査会共同設置負担金の変更増に伴い39万円を増額計上。地域支援事業費で、在宅医療・介護連携推進事業費の研修旅費で、在宅医療・介護連携推進プランナー養成研修旅費として2万2,000円の増額計上。生活支援体制整備事業の研修旅費で、生活支援コーディネーター研修旅費として2万2,000円の増額計上をしております。地域ケア会議推進事業費の謝礼金で、地域包括ケアシステム構築事業について、一般会計事業への移行により4万円の減額計上。消耗品費についても同じく4,000円の減額計上しております。諸支出金の償還金では、国庫支出金などの確定による超過交付分の返還金1,241万2,000円を増額し、予備費において財源調整を行っております。

議案第47号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。既決予算の総額に12万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,554万7,000円とするものであります。歳入につきましては、繰越金について、前年度繰越金の確定により12万5,000円を増額し、予備費において財源調整しております。

以上、本定例会にご提案いたしました諸議案などにつきましてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

---

#### 日程第4 休会の件

○議長（佐藤勤君） 日程第4、休会の件を議題とします。

お諮りします。9月7日及び8日は議案思考のため、9月9日は土曜日のため、9月10日は日曜日のため、それぞれ休会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、9月7日、8日、9日及び10日の4日間を休会とすることに決定しました。再開本会議は9月11日であります。

議事日程を配ります。

（何事か声あり）

○議長（佐藤勤君） 11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） では、町長の諸般の報告でアンテナショップ、台東区の谷中銀座というのを「ダイトウク」と言った。これは、「タイトウク」だと思います。

それから、議案書の29年度の補正で、土木費の中、24ページ……

（何事か声あり）

○11番（佐藤盛雄君） では、もう一度言います。

町のアンテナショップの開催、台東区の谷中銀座のところを「ダイトウク」と申し上げ

げたのは「タイトウク」だと思います。まず1件。

それから、29年度の一般会計の補正の24ページになりますけれども、8款の土木費、道路新設改良費の中の左走線、これ「800万円」というのを「8,000万円」と申し上げたと思いますが、そこ間違いだと思います。訂正願います。

○議長（佐藤勤君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 提案理由の説明の中で台東区を「タイトウク」と読み違えたということがございましたけれども、発音の関係でそうなったかもしれませんが、「タイトウク」と訂正いたします。

それから、「臨時財政特例債」と読んだところを「臨時財政対策債」ということに訂正いたします。

それから、左走線については800万円の増額計上しますということを申しあげましたけれども、私は間違いなく800万円ということで申しあげましたけれども、8,000万円ということの発言でお聞きになりましたら、800万円の訂正でございます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤勤君） では、11番、よろしいですか。

○11番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（佐藤勤君） では、議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤勤君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。（午前10時48分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年9月6日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成29年第3回下郷町議会定例会会議録第2号

|                                                |                        |                     |            |         |         |        |
|------------------------------------------------|------------------------|---------------------|------------|---------|---------|--------|
| 招 集 年 月 日                                      | 平成２９年９月６日              |                     |            |         |         |        |
| 本会議の会期                                         | 平成２９年９月６日から９月１３日までの８日間 |                     |            |         |         |        |
| 招 集 の 場 所                                      | 下郷町役場議場                |                     |            |         |         |        |
| 本 日 の 会 議                                      | 開議                     | 平成２９年９月１１日　午前１０時００分 |            |         | 議長      | 佐　藤　　勤 |
|                                                | 散会                     | 平成２９年９月１１日　午後　２時０８分 |            |         | 議長      | 佐　藤　　勤 |
| 応 招 議 員                                        | １番                     | 星                   | 輝　夫        | ２番      | 玉　川　邦　夫 |        |
|                                                | ３番                     | 室　井                 | 亜　男        | ４番      | 星　　　政　征 |        |
|                                                | ５番                     | 湯　田                 | 純　朗        | ６番      | 小　椋　淑　孝 |        |
|                                                | ７番                     | 小　玉                 | 智　和        | ８番      | 猪　股　謙　喜 |        |
|                                                | ９番                     | 湯　田                 | 健　二        | １０番     | 山名田　久美子 |        |
|                                                | １１番                    | 佐　藤                 | 盛　雄        | １２番     | 佐　藤　　　勤 |        |
| 不 応 招 議 員                                      | なし                     |                     |            |         |         |        |
| 出 席 議 員                                        | １番                     | 星                   | 輝　夫        | ２番      | 玉　川　邦　夫 |        |
|                                                | ３番                     | 室　井                 | 亜　男        | ４番      | 星　　　政　征 |        |
|                                                | ５番                     | 湯　田                 | 純　朗        | ６番      | 小　椋　淑　孝 |        |
|                                                | ７番                     | 小　玉                 | 智　和        | ８番      | 猪　股　謙　喜 |        |
|                                                | ９番                     | 湯　田                 | 健　二        | １０番     | 山名田　久美子 |        |
|                                                | １１番                    | 佐　藤                 | 盛　雄        | １２番     | 佐　藤　　　勤 |        |
| 欠 席 議 員                                        | なし                     |                     |            |         |         |        |
| 会議録署名議員                                        | ５番                     | 湯　田　純　朗             |            | ６番      | 小　椋　淑　孝 |        |
| 地方自治法第<br>１２１条の規定<br>により説明の<br>ため出席した<br>者の職氏名 | 町　　　長                  | 星　　　　　學             | 副　町　長      | 玉　川　一　郎 |         |        |
|                                                | 参事兼総務課長                | 星　　　修　二             | 税務課長兼会計管理者 | 星　　　健　一 |         |        |
|                                                | 町　民　課　長                | 大　竹　義　則             | 健康福祉課長     | 渡　部　善　一 |         |        |
|                                                | 産　業　課　長                | 佐　藤　壽　一             | 建　設　課　長    | 渡　部　芳　夫 |         |        |
|                                                | 教育委員会教育長               | 渡　部　岩　男             | 教　育　次　長    | 渡　部　清　一 |         |        |
|                                                | 代表監査委員                 | 渡　部　正　晴             | 農業委員会事務局長  | 横　山　利　秋 |         |        |
| 本会議に職務<br>のため出席し<br>た者の職氏名                     | 事　務　局　長                | 室　井　　　哲             | 書　　　記      | 荒　井　康　貴 |         |        |
|                                                | 書　　　記                  | 芳　賀　和　也             |            |         |         |        |
| 議 事 日 程                                        | 別紙のとおり                 |                     |            |         |         |        |
| 会議に付した事件名                                      | 別紙のとおり                 |                     |            |         |         |        |
| 会 議 の 経 過                                      | 別紙のとおり                 |                     |            |         |         |        |



平成 2 9 年第 3 回下郷町議会定例会議事日程（第 2 号）

期日：平成 2 9 年 9 月 1 1 日（月）午前 1 0 時開議

|     |   |      |
|-----|---|------|
| 開   | 議 |      |
| 日程第 | 1 | 一般質問 |
| 散   | 会 |      |

(会議の経過)

○議長（佐藤勤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

---

**日程第1 一般質問**

○議長（佐藤勤君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） おはようございます。5番、湯田純朗、一般質問させていただきます。

初めに、高齢者タクシー助成事業について質問いたします。高齢化、人口減少社会に突入している本町においても、地域の生活交通問題は深刻な状況にあります。とりわけ高齢者においては、買い物や通院を初めとする生活に必要なあらゆることが希薄となり、人は移動を伴わない限り、生活が維持できなくなります。

今年度も、高齢者タクシー券を交付しておりますが、昨年度のタクシー券の申請者は何人であったのか、そして何枚使用したのか、またその金額はいかほどであったのかをお聞きしたいと思います。また、今年度は何人の方が申請されたのか、どのくらいの金額が支出されているのか、直近の数値で結構でございますので、ご回答をお願いいたします。

次に、昨年6月定例議会において、私はタクシー券を行政区長を通じて希望者に配布できないかという質問を申し上げました。そのときの町長のご答弁は、いろいろな意見を伺いながら検討するというふうな答弁をいただきました。それから、1度の乗車で2枚しか使用できない不便さ、この2点につきまして私が質問しましたが、残念ながら、今年度も何ら行政の優しさが見られません。町長、本当に検討したのかどうかをお聞きいたしたいと思います。

次に、町有地内における子供のけがについてご質問いたします。去る5月21日、町道、あるいは刈合住宅敷地なのか定かではございませんが、檜原小学校2年生の女子児童が側溝にかかるグレーチングが、多分除雪車により押し曲げられたと思いますが、すき間ができた状態で放置しておいたがため、そこを通りかかった女子児童が足を挟み転倒し、顔、両膝周辺に擦過傷を負傷するという事故が起きました。そのときの町及び教育委員会の対応はどうだったのかをお聞きいたします。

次に、平成30年度下郷町職員採用試験についてでございますが、今年の7月の下郷広報に町職員採用試験の募集要項が記載されておりますが、試験方法に、第1次試験が9月17日、内容が教養試験、適性試験、2次試験が作文及び個別面談試験とありますが、各試験の点数の配分などはあるのでしょうか。昨年度は、学力試験では判断できないとい

うふうなご答弁がありましたが、今年度もそのような趣旨で実施することによろしいのでしょうか。

それから、昨年の２次試験が11月６日に実施されまして、最終合格発表がたしか12月28日、多分御用納めの日だったと記憶しておりますが、今年度もそのようなスケジュールで実施されるのでしょうか。この３点をお尋ねいたします。

次に、会津下郷観光循環バスについてお尋ね申し上げます。昨年の９月の定例議会において、一般会計補正予算に251万3,000円が計上されました。乗車延べ人数163名、一日フリー券が26名、そのときのフリー券は2,000円でありました。収入が11万2,252円、この11万2,252円を得るために18日間で251万3,000円を支出したわけであります。今年度も600万円を予算化し、４月22日から11月19日までの70日間運行するわけでありますが、現在の利用客数、収入は幾らあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

最後になりますが、姫川住宅の住居者の滞納状況についてご質問いたします。私が６月定例議会で質問しました住宅使用料及び水道使用料の滞納額が、姫川住宅に限ってでございまして、住宅使用料が1,094万円、水道使用料が169万円とお答えいただきました。その対策は、未回収の対策はとして、未納通知書の発送、臨戸訪問、給水停止予告通知書等を発送予定とご答弁をいただきました。そのような事務が今現在行っているのかお聞かせ願いたいと思います。

以上で一般質問を終わります。よろしくご答弁お願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ５番、湯田純朗議員のご質問にお答えいたします。

１点目の高齢者タクシー助成事業についてでございますが、高齢者タクシー助成券の平成28年度の交付人数は745名、使用枚数は9,213枚で、460万6,500円でありました。今年度は、９月７日現在、786名の申請となっており、１万5,720枚を交付し、８月末現在で3,372枚、168万6,000円の支出となっております。

次に、配布の方法を行政区長を通じて希望者に配布できないか、そして１回の乗車における使用枚数の検討を行ったのかについてのご質問でございますが、初めの配布方法につきましては議員から行政区長さん通じてのご提案もあったところではありますが、行政区においては申請件数が多く、その業務量も膨大となることから、行政区長さんのご負担が大きくなるなどと考慮をしながら判断したものであります。申請については、代理人でも受け付けできるようにし、各地区で行う介護予防事業など、担当課職員が各地区にお伺いする際はその場で申請ができるような体制となり、できる限り申請しやすい環境としたところであります。

１回の乗車で２枚という使用枚数につきましては、使用限度枚数の設定や距離などによる区分の線引きなど、公共施設、医療機関などへの距離が地区ごとに違うことなど地域性も考慮する必要から、今年度は昨年度同様の使用制限、使用限度枚数とさせていただいたところであります。このタクシー助成券のあり方も各地域の高齢者の方々のご意見を伺いながら、使いやすい、利用しやすい事業となるよう制度づくりを見直していく

考えであります。

次の２点目の町有地内における子供のけがについてでございますが、事故当時における町の対応でございますが、平成29年５月21日午後４時55分に役場警備員室へ事故発生の連絡があり、直ちに建設課職員１名が現場に向っております。事故現場に到着した際は、女子児童が左の頬部、左の肘部、両膝から下体部にかけて出血しており、けがの状況を確認後、親族の車により県立南会津病院へ向かい、その際職員も１名付き添っております。午後５時30分ころには状況確認のため建設課長も合流し、治療終了後、親族の車により帰宅いたしました。その後、町の対応でございますが、９月１日現在、お見舞いを兼ね、けがの治療状況確認のため、訪問が７回、電話による確認を３回行っており、治療が終了するまで継続していきたいと考えております。

教育委員会の対応については、教育長に答弁させます。

次に、大きな３点目の平成30年度下郷町職員採用試験についてでございますが、初めに１つ目の試験の点数の配分についてですが、平成30年度下郷町職員採用試験の１次試験項目は教養試験、事務適正検査、一般性格診断検査、職場適応検査の４つでございます。点数については、教養試験が粗点で40点、事務適性検査が粗点が100点、合計140点でございます。また、一般性格診断検査と職場適応検査については点数ではなくて、受験者個人別に個人別プロフィールとして作成され、面接試験時の補助的な資料として活用する検査となっております。なお、教養試験以外の事務適性検査、一般性格診断検査、職場適応検査の３項目の検査については、今年度から新たな導入をされたもので検査項目であります。

２つ目の学力試験では判断できないという答弁について、昨年の平成28年第４回定例議会でも答弁いたしました。１回目の質問答弁として、町職員、保育士の採用試験の１次受験者が９名で、１次試験合格者４名でした。また、２次試験は10月１日に役場で実施し、11月１日に２名の合格発表をし、同日合格通知を送付しております。

続いて、町職員、高校卒程度の採用試験の一般事務、土木試験でございますが、まず一般事務の申し込み状況ですが、６月15日に募集広告をし、７月13日から８月12日まで受け付けをした結果、採用人数を若干名に対する申込数は17名でした。また、土木の申込者はありませんでした。９月18日に行われました１次試験の受験者数は１名が欠席したため16名でありました。１次試験の合格者は16名です。次に、２次試験については11月６日に役場で実施し、２名の方が欠席されたので、２次試験の受験者数は14名でした。合格者の発表は、昨年は12月末に発表しておりますので、昨年と同様の時期に発表を予定しておりますと答弁しております。

再質問についての答弁は、採用試験の関係でございますが、あくまでも個人的なものについては差し控えておきます。それから、もちろん点数や何か、個人名や何か、そのほかの公表して悪影響があるものについてはやはり答弁を差し控えたいと思いますので、ご了解願いますと答弁しております。再々質問の答弁については、保育士の勤務、採用の関係でございますが、これは前町長の50歳以上というのをやっていたはずだと思います。ですから、長く勤めている方も受験してはどうかということで配慮か

らなされたと思っていますので、引き続きその年齢についてやっていきたいと、こう考えております。それから、私の関係のことについて、私が答弁をすることにはやっぱり差し控えたいと思いますけれども、そのようなことはあくまでも点数のクリアとか、そういうものについては全部書類で上がってきていますから、それについての判断はしておりませんけれども、これ以上のことはありませんと答弁しております。

今年度の採用試験では、先ほど申し上げましたとおり、事務適性検査、一般性格診断検査、職場適応検査の検査を新たに取り入れました。この検査の目的は、それぞれ事務適性検査では事務職員としての適応性の正確さ、迅速さ等の作業能力の面から見る検査であり、また一般性格診断検査では公務員に求められる資質に関しよく使われる面接評価項目に関連する性格向上の面から見る検査。また、職場適応検査では公務の職務生活への適応性について職務の対応や対人関係に関連する生活、意向の面から見る検査となっております。

続いて、3つ目の今年度の試験スケジュールでございますが、来週17日、田島高等学校で1次試験が行われ、福島県町村会から試験結果の通知があるのは例年どおり10月上旬の予定でありますので、その後の2次試験日、2次試験合格発表についても例年どおりスケジュールを予定しております。なお、議員からの質問あった合格発表は12月28日ではなく、12月26日だと思います。

続いて、4点目の下郷観光循環バスについて、今年の4月22日から今現在までの利用客数と収入は幾らかの件であります。ご質問の現在の利用客数でございますが、8月末現在で延べ269人のご乗車があり、16万6,130円の乗車料金をいただいているとの報告を受けております。

次に、大きな5点目の姫川住宅の住宅使用料及び水道使用料の滞納状況についてでございますが、住宅使用料の滞納者対策につきましては、6月以降からも姫川住宅も含めた各住宅の滞納者に督促状の発送とあわせて夜間徴収を含めた臨戸訪問を実施してまいりました。その結果は、平成29年度6月以降臨戸訪問徴収実績、姫川団地6件、徴収金額9万5,420円。平成29年度6月以降の督促状発付実績、姫川団地10件、対象者は金額が16万8,700円。それから、各団地滞納者数及び滞納者額は9月4日現在でございますが、姫川団地は10名で、1,097万1,660円になっております。

続いて、水道使用料滞納者の事務でございますが、住宅徴収事務と同様に督促状及び未納通知書などの発送により、自主納付を促し、臨戸訪問にて納付指導を実施してまいりました。給水停止に関しましては、町内一円において実施すべく姫川団地入居者を含めた約30名、姫川は1名です。の悪質滞納者を選定しておりますが、滞納者の生活実態や所得、収納状況を鑑みて、町簡易水道給水停止要綱、平成21年3月16日に制定により、給水停止予告通知書などの発送を予定しております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

教育委員会教育長、渡部岩男君。

○教育長（渡部岩男君） 5番、湯田純朗議員のご質問、町有地内における子供のけがにつ

いての教育委員会における対応についてお答えいたします。

先週も該当学校におきまして要請訪問がございまして、学校に私もお邪魔してまいりましたが、その際にも報告を受けてまいりました。ただいまの町長答弁にもありましたように、本児はまだ通院中ということでありました。心よりお見舞い申し上げ、一日も早い全快をご祈念申し上げたいと思います。

教育委員会としての対応としましては、8月22日月曜日、教育委員会より学校長のほうに連絡をいたしました。といいますのは、8月20日土曜日が該当学校で運動会で行われていました。事故発生日が21日日曜日で行われていました。8月22日月曜日は振りかえ休業日となっております。この連絡を校長は自宅を受けております。これを受けて校長から担任へ連絡し、けがの様子を確認しております。また、保護者が来庁され、事故後通院の可能性が高く、通院時の学校の早退、欠席の扱いについて教育委員会で説明した経緯がございまして。さらに学校を通じ在宅時での危険箇所についての生徒指導について、学校で生徒指導協議会という職員が集まった全員の協議会で共通理解を図り、各担任から各児童に指導を行っております。

以上が教育委員会の対応でございしますが、保護者からは23日の登校日において、きのうはありがとうございました、通院になるのでよろしく願いしますという連絡が担任のほうに上がっております。学校または教育委員会といたしましても、これらのことにつきましましては日常的にも年間計画をもとに警察署や交通安全協会、また子供見守り隊などの関係機関と連携し、交通教室やパトロールの強化依頼、子ども避難の家の訪問や協力、さらには地区PTAによる地区ごとの危険箇所の確認及び立て札を立てるなど、児童生徒の安全、生命の確保について万全を期するよう努力しているところでございます。今後もPTAや地域との連携を深め、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 先ほどの姫川団地の使用者数の負担の関係、姫川団地督促状及び未納通知書の発送の実施日でございますが、督促状は7月に納入しない利用者、使用者の発送について姫川団地は7名でございまして。それから、未納通知書、8月に平成29年度の4月から6月分の未納者については姫川団地7名でございまして。発送をしております。

それから、姫川団地の臨戸訪問徴収実績でございまして、25年は9戸で、9万5,000円、26年は7戸で8万727円、平成27年は10戸で4万7,380円、平成28年は14戸で31万3,660円、平成29年は1戸で4,580円の実績となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 教育長、渡部岩男君。

○教育長（渡部岩男君） 今ほどの私の答弁の中で「5月」と申し上げるところを「8月」と申し上げていたようでございます。おわびして訂正いたします。どうも済みませんでした。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありますか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君）　まず初めに、高齢者タクシー助成事業について町長さんの答弁はいただきました。私、理解していないわけではないですけども、まず初めに使用枚数9,213枚、これ1枚500円ですよ。そうしますと、9,213枚掛ける500円ですと460万6,500円なのです。これ9,217枚の間違いではないですか。

それから、私は何度も高齢者タクシー券のことを質問していますが、この下郷町におきまして65歳以上の高齢者って2,400人くらいいらっしゃるのです。いいですか。2,400人です。40%超えるのです、人口の。ましてや、70歳以上の方は1,800人、細かい数字別にして。31%超えるのです。例えば70歳以上を対象にしても、昨年度の申請者が745名、このタクシー券を利用している方は41.4%、約半分以下なのです。町長さん、この実態どういうふうに受けとめますか。高齢化社会に対して。先ほどの答弁わかります。でも、代理人も来れない人はいるわけです。ですから、そこら辺を金券ではありませんので、もう少し本当に温かい行政をしていただきたいと私は考えて、何度も何度も質問しているのです。

ここにちょっと資料もお持ちしましたが、この近辺はいいのです。50%過ぎていところは成岡85%です。萩原52%、倉水69%、桃曾根50%、あとは非常にすばらしいのは湯野上地区72%なのです。それ以外はほとんど半分以下なのです。それ要らないという人がいれば、それも含めての数字になると思いますが、やはり高齢化、高齢化って、5年、5年で、60、65、70になるわけですから、そこら辺もう少し町長さんの信条の言うところの優しい行政というふうなことをひとつやっていただきたいと思います。

それから、子供の事故について、私も5月22日病院行った云々で、その保護者の方が5月22日行った帰りの足で建設課訪れて診断書を提出していると。その帰り足で教育委員会にお邪魔しまして、この子は休みになるのでしょうか、ならないのでしょうかと言ったら、それは建設課で私もわかりませんと、こういうふうに職員が応対したらしいです。それは、職員ではその対応はわかりませんと言うのが、それも仕方ないのかなと思いますけれども、もう少し何かこう子供がけがしているわけですから、そういうもっと優しく対応するのが本当ではないですかと私は思います。

それから、担当職員、誰かわかりませんが、担当課職員、担当課長が行って、ちょっと失言を受けたと。本人は、説明するほうはそういうことを思わなかった。本人は、受けとめるほうはそういうふうに失言だと思っているわけですから、そういうことで担当者は、あと来るなど、こういうふうにそれらしいことを申して、今現在は別な担当者が対応しているというふうな話でした。これももう少し丁寧な対応もやっぱり必要ではなかったかなと私は思っております。この件に関して、まだ示談という話ではいいません。ただ、もう病院には通っていないそうです。問題は、擦傷痕が、その傷が残るか残らないかということなのです。あんなちっちゃい子供ですから、どんどん、どんどん大きくなりますから。その傷というのは、日焼け、夏がだめらしいです。夏がだめだということでございました。擦過傷といいまして、日焼けすると顔が周り黒くなって、そこだけが白く残るそうです。大人になっても、夏になると日焼けどめをしないと、そこだけがくっきりと白くなるという確率が高いそうです。いまもって通院はしていま

せんけれども、湿布をやって日焼けしないような方法でやっています。これは、社会人になると日焼けどめ常に塗っていないと、そこだけくっきり浮かぶというふうな傷らしいです、擦過傷というのは。そういうこともありますので、そこら辺をどういうふうにお考え、これから今後もちろん損害賠償とか何かになるのでしょうかけれども、そこら辺どういうふうにお考えか、もう一度町長さん、あるいは建設課長さんのお答えをいただきたいと思います。

それから、町職員採用試験につきましては、可否はそれは長が決めることですから構いませんけれども、ただ12月の末になってから発表されても、もし落ちた方は次の人生にステップできないです。大体普通だと、南会津町とか町村見ますと10月末に2次試験やって、11月には発表になるというのが大体そういうパターンらしいのですけれども、下郷は御用納めの日に発表となると、なかなかすぐ年末年始に入って、次年明けてという、なかなかそれから改めて就活生活非常に難しくなってくるのです。それも受験者に優しくないのではないですか。特に落ちた人は。受かった方はよろしいでしょうけれども。そこら辺考えて、隣接市町村がやっていることと同じようなパターンで時期的にそういうことを事務的に進められないですか。そこら辺もう一度お聞きします。あとこれも9月17日第1次試験ということで、まだこれが始まって結果が出ていませんので、これ以上の質問は質問しませんが、ただ時期的に、スケジュール的にもう少し早くならないのか、そこら辺お聞きしたいと思います。

それから、下郷観光循環バス、去年はフリー券が2,000円、今年は1,800円ですか。でも、私、うちの前、下郷駅から発車するんですけど、うちの前にいつも見ているのです、午前中大概いますから。ほとんど乗っていません。運転手は乗っているのでしょうか。空バスと俗に世間では言うのです。正式名称は、何か空気バスというふうなこともよく出ていますけれども、空気を運んでいるバスだと。リバティの導入につきまして、町として何らかの対策をしなければならないと、やらないと全くこれもその気持ちはわかりますけれども、生活バスと観光循環バスとうまくこうやりくりできませんか。いろんな今問題になっているのです。どこの町村でも過疎高齢化で、そこに過疎地、その遠いところからなかなか容易ではないと。でも、それは高齢化対策でやらなければならないということで非常にどこの町村でも悩んでいるのです。いい事例も悪い事例もいっぱいあります。ですから、そこら辺をもう少し検討してやっていただきたいと。循環バスという左端のフロントに紙張ってあるのです。だから、普通の人乗れないとみんな思っているのです。もう一つ、私、きのう、おとといちょっと気がついたのは、回送ってあたまに入ってくるのです。回送。回送のバスに乗れませんよ、普通の人。多分これ観光客も乗れないのではないかと。回送って書かれて、行ってしまうのです。それどこに返すのだか、返さないのだかわかりません。その回送なのか、どこに返すのだかわからないけれども、回送として行ってしまうと、そこはどこから出発するのだかわからないのですけれども、それには乗れないです。そこら辺は会津バスに確認してください。

もう一度申し上げます。生活バスも大変な金がかかっているわけです、予算が。そのほかにこれ600万円です。田島、南会津町は、リバティにおいて効果はもちろん、この前



会津鉄道の新聞に出ていましたけれども、何十％も収入上がっていると。それは果たして下郷にそのまま影響があるのですか。そこら辺も考えて、もう少し検討いただけないかなというふうに思っております。

最後に、姫川住宅の滞納の関係でございますが、これ以前に刈合住宅でしたか、建てかえたときに滞納一旦処分させたのですよね。払って入るか入らないか。そういうことあるのです、実際。そして、入らない人は出ていってと。入る人は払ったと、1回けじめをつけたと、そういうこともありますので、今回は姫川住宅はそれ何もやらないで、ただ督促状発送でやったら、それは行政としてやっぱりえこひいきなのですか。片手落ちではないですか。そこら建設課長、どう思いますか、お答えください。

以上で再質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） まず、高齢者タクシーの助成事業についての再質問の関係でございますが、数字の関係は私が1回目で答弁したものと狂いがないかどうか、担当課長からその辺は数字については答弁させます。

それから、1回目に答弁しましたが、いろいろな行政区長さんをお願いできないかどうか、あるいはいろいろな方法で実施すべきであるというようなことも議会の質問で受けております。いろいろ課長さん、担当の課長と相談しながら、行政区長さんには大変負担が大きくなるなどを考慮しながら判断したことは、役場で介護予防事業だと担当者が、担当課の職員が各地区においてお伺いするときはその場で申請ができるような体制をとっていますし、代理人の受け付けもする、郵送の受け付けもするというようなことで協議をしております。今後、この高齢者タクシーの助成事業についても先ほど申し上げました高齢者の方々のご意見を伺いながら、使いやすい、そして利用しやすい事業となるように制度づくりも見直していく考えでございます。

子供のけがについての対応でございますが、大変道路管理が不十分でございまして、誠に申しわけございませんでした。今後、除雪作業が終わったならば、そういうところの壊れた箇所などについての点検を徹底させて、こういうことのないようにまず道路管理をしっかりやっていきたいと、こう思います。そして、今回のけがの子供のことについては、大変申しわけなく思っていますが、副町長に訪問していただいて、そして状況を確認しながら町としての対応もちょっと話した経過がございますので、今後も引き続きその対策について、対応については慎重に、そしてやっていきたいと、総合的な判断をしたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。治療の完治がどうということが大変このけがについては難しい、議員さんもおっしゃったとおりでございますが、日焼けしないよう対応しているとか、そういうことになりますとなかなか完治というのについての判断が、お医者さんの判断が出るかどうかということもこれからの診断書になると思いますが、総合的に判断をしたいという考えでございます。

それから、採用試験の発表でございますが、事務的な作業は早目にするように今後担当課長に指示していきたいということで、作業を早目に進めるようにお願いしたいと思

います。

それから、循環バスでございますが、生活バスと観光バスは連携できないかと、ということで検討できないかということですから、その辺を検討しながら、またこの観光循環バスが今後どのように運用をしていくかということについても再度検討してまいりたい。ただし、今回の今年度の場合は県のサポート事業が入っている関係もございますので、県のほうと協議しながら、循環バスの期間を短縮するとか、5月の連休にするとか、秋の紅葉にするとかと、そういう短期間にやる必要も考えられますし、バスの車のボンネットバスにするとかいろいろな興味を引くようなバスにするようなことも考えられますので、今後検討していきたいと思います。

それから、住宅関係の使用料と水道料の関係でございますが、刈合住宅の新しく建てたときにはそのような方法でもやっていますし、建てかえの場合はどこかに移ってもらわなくてはならないということで、下中平に移っていただいた経過がございます。その辺も入居者と十分協議しながら、やはり対応していかなければならないと私は思っていますので、今後ともその作業は十分していきます。また、住宅については改正建築という基準法で適用させております。ですから、倒壊のおそれがあるとすれば、やっぱり直していかなくてはならないということは私は十分に承知しておりますので、建てかえについては進めていくと、滞納と使用料の臨戸訪問徴収については十分にその辺を協議しながら、入居者と協議しながらやっぱり使用料を納めるべきだということを説得しながら進めていきたいというのが私の考えでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、1点目の町長からご指示ありました高齢者タクシーの交付者数と使用枚数等の件でございますが、交付者数につきましては745人、使用枚数につきましては9,213枚、金額にして460万6,500円でございます。これで町長、最初答弁したとおりの数字でございますので、ご確認よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

教育委員会教育長、渡部岩男君。

○教育長（渡部岩男君） 湯田純朗議員の再質問についてお答え申し上げます。

教育委員会の対応について、まずいところがあったのではないかというふうなご質問だったかと思います。私も報告を受けておりますけれども、保護者には丁寧に対応してご理解をいただいたという報告は受けておりますが、行き違いがありましたならば大変誠に申しわけないというふうに思っております。今後の問題もありますので、住民や保護者の窓口対応につきましてはしっかりと職員で確認をして、今後はそういったことの誤解を招くことのないように対応してまいりたいと、そういうふうに思います。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） まず、タクシー券、数字が間違ったと、申しわけございません。

町長さんにあくまでも基本的には高齢者に優しいというような行政を私は重ね重ねお

願ひ申し上げます。しっかりやっていくというご答弁いただきましたので、これはこれで終わりにします。

それから、今の小学生の児童のけがでございますが、当然これは損害賠償となるのでしょうが、ただ医者は何回通院した金額だとか、そういう話ではないので、特に顔です。先ほど申したように膝のけがはもう消えております。消えてなくなっています。顔だけが問題。ですから、最終的には今言った損害賠償の話し合いになると思いますので、私もこれちょっと勉強しました。民法717条に土地の工作物等の占有者及び所有者の責任とあります、民法に。土地の工作物の設置または保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときはその工作者の占有者は被害者に対して損害を賠償する責任があると、こういうふうになっておりますので、町長今最後のほうにしっかりと対応していくというふうな話ございましたので、今後それでよろしく願ひします。

それから、職員採用試験に対しましては、今お話ありましたが、なるべく落ちた方のことを考えて、もう少し早く発表してください。よろしく願ひします。

それから、観光循環バス、これも事業まだ完結しておりませんから、また次回に質問したいと思っています。私、これ同じことばかり繰り返していますけれども、下郷でバスもしくはいろんなものは通っていないところって、町長も知っていますけれども、沼尾地区とか中山地区、大沢地区、白岩地区、そういうところはやっぱり移動制約者の足を確保することが一番大事だと思うのです。そこら辺も考えて、ただいろんな方法あります。オンデマンド、デマンドタクシー、乗り合いタクシー、いっぱいあります。確かにこれ経費かかります。そこら辺は、いろんなパターンが、いろんなやり方あるのでしょうけれども、いずれにしてもなかなか良好だという方法はないそうです。これが今の高齢者に対する足の一番確保に問題だと、こういういろんな事例があります。でも、下郷町はやるしかないのです。やらないとどうしようもないので。できればそれも町長がいう優しい行政でしようから、それも含めてしっかりやっていただきたいと思います。

あと、住宅の滞納に関して、これ私この前たまたま西郷のイオンのほうにちょっと孫連れて遊びに行ったのです。あそこに支所があるのです、西郷村の。支所というか、出張所というか、2階にあるのです。レストランの向かいにあるのですけれども、そこにたまたま公務員らしいぴちっとした人が、その人がいたのでちょっと聞きましたら、その方は今年4月退職して、再雇用でいるのですという話を伺いました。2万何ぼも人口いますので、村営住宅とか、水道使用料、それはどうなっているのですかと、滞納ありますかと言ったら、滞納、ほぼありませんということでした。それは、サラリーマンが多いのです。西郷は、下郷と違って若い人が。それで、どうしても銀行って3時まで行けないそうです。それで、あそこに支所をつくったり、戸籍をもらったり、印鑑証明ももらったりできるような、時間外でもできるようなシステムをつくったそうです。そこにもう一つあるのです。村内にあるコンビニは全て契約して、いつでも税金も全て払えると、そういうことやっているのです。下郷を照らし合わせますと、下郷は3店舗あるのです。ファミリーマート檜原、あと中妻にコンビニセブンイレブン、湯野上にあるのです。西郷もあるのです。ミニストップもありますけれども。そういうところと、例えば

1万円の税金の滞納が1万円は入ってこないそうです、手数料取られますから。でも、それでも滞納されるよりははるかにいいということで、その徴収方法というのは水道は業者に任せてあるそうです。もう赤い、真っ赤かの督促状が行くそうです。それは、必ずコンビニで払ってもらおうと。なければ、すぐとめるそうです。給水を停止するそうです。住宅の使用料はといったら、役場職員はそれも民間に任せてありますと。それは夜でも何でも、トントンと行くそうです。ですから、そういうことをいろいろやって、単純に言うとそのような話ししていました。だから、住宅と水道使用料の滞納はありませんと、こういうことでした。それは全くないかどうかわかりませんが、そういういい事例があるわけですから、何でも役場職員が、私も税務課にいたり、水道に3年いたりしてやっていましたが、なかなか容易ではないです。たまたま辞令もらって行ったら、何でも俺がやらなければと、そういう貧乏くじ引いたようになるのです、職員が。どやされると、怒られると。そういうこと考えると、やっぱり下郷もそういうような方法も一つの職員に苦痛を与えないで徴収を回収していくというような方法も1つあるのではないかと町長さん、私思いますけれども、いかがでしょうか。そこら辺、もう少し町長さんの考え、ここで私こういう事例出して、すぐ即答は非常に難しいと思いますが、ひとつ町長さんのお考えをお聞きたいします。

以上で終わります。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番の湯田純朗議員の再々質問にお答えしたいと思います。

タクシー券の利用については、議員も理解していただきました。そして、優しい行政をやるためにしっかりと取り組みをしていきます。町内庁舎内の課長会議、企画検討会議の中でも使用利用方法、交付方法を検討してまいりたいと思います。

それから、子供さんのけがの関係でございますが、今後も総合的に判断させていただいて、優しく対応していきたいと、こう思っています。

それから、観光循環バスの関係で、例えば沼尾地区の例を出されました。今後バスも通らないところの高齢者に対してのあり方をどう考えるのかというようなことでございましょうけれども、今後もそういうバスが通っていない地区の高齢者の対応、高齢者に限らずですけれども、その対応方法に対策として考えていることがございますので、その辺を庁内、要するに役場内の企画検討会議を開きながら、そのやり方について十分に検討してまいりたい。それは、ほかの町村でやっている例がございまして、その辺を参考にしながら検討していくことが大切だと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

それから、住宅使用料の滞納の件、西郷村の非常にすばらしいやり方についても勉強させていただきながら、業者に委託すべきことは業者に委託すべきであろうということの結論が出れば、そうしたことも必要でないかということも私は今再々質問の中でお話しされたことの内容については十分に検討する材料であると思っております。また、住宅使用料についてもそのような考え方もあるのではないかと。いずれにしても、滞納額が大き

いわけですから、そうしたことをいつもこのままにしておくわけにもいかないもので、やはりそういう対応が必要だということは私は強く感じておりますので、ご理解をいただきたいと、こう思います。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

○5番（湯田純朗君） ありません。

○議長（佐藤勤君） これで5番、湯田純朗君の一般質問を終わります。

お知らせします。議場内の気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

次に、11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） おはようございます。11番、佐藤盛雄でございますが、これから3点につきまして町長のご所見をお伺いいたします。

その前に初めに、町長就任直後の臨時議会からはや4年が経過しました。この間、山積する行政課題多くある中で町政執行に当たられました。町長の考えですと、あっという間に4年が経過したかなというようなことだと思います。お察し申し上げます。この間、大変ご苦労さまでございました。

さて、一般質問の第1点でございますが、下郷町観光循環バスの実績等についての件をお尋ね申し上げます。先ほど5番議員の湯田純朗議員からもお尋ねございましたが、ダブるところもございますが、新たな観点からお尋ね申し上げます。今年度予算に下郷町観光循環バスの運行委託を計上いたしましたのですが、現在までの実績、先ほど町長からその実績金額等についてご答弁がありましたが、4月以来の月別の実績人数をお示しいただきたいと思います。それから、当然会津バスにお支払いした金額が現在まで幾らになっているのか、この辺の実績をお示し願いたいと思います。

そこで、（1）番、乗車実績に基づいた今後の方針はどのように考えているのか。これも先ほどから答弁いただいておりますが、再度お尋ねいたします。

（2）、多額の税金を投入しております。当初予算ですと612万8,000円を当初予算に計上しております。対費用効果があったのかどうかというような検証が必要だと思いますが、それについてどのようにお考えになっているか。

3番、観光客の誘導方法として、別の選択肢はなかったのか。今回、会津鉄道のリバイティが就航したということにあわせて運行をしたわけですが、さほどの実績上がっていないような話でございますが、別の選択肢はなかったのかどうか、お伺いいたします。

4点目、観光地のそれぞれのポイント、何カ所かありますが、そのポイント、ポイントで受け入れ体制は十分であったのか。

以上、4点につきまして町長のご所見をお伺いいたします。

続きまして、2点目でございます。地域おこし協力隊・集落支援事業についての件をお尋ねいたします。平成29年度当初予算に地域おこし協力隊・集落支援事業として836万8,000円が計上されておりますが、その後の進捗状況はどのようになっているのか、ご説明を求めます。再度でございますが、何人の募集で何人集まったのかお伺いいたします。

本年度も半年が過ぎ、当初の目的が十分に達成するとは考えられないが、今後どのよ

うに対処するのか、お伺いいたします。もし思うように集まらなかった場合にはその原因は何にあるのか、きちっとした分析を必要だと思いますが、その原因も含めてお尋ねいたします。

3点目でございます。国保の財政運営の県移管についてお伺いいたします。平成30年度から国民健康保険の財政運営が市町村から県に移管されますが、どのように変わるのかをお伺いいたします。

(1) 番、各市町村で税率が異なっておりますが、この税率が合併後どのようなものか。

2点目でございます。保険料の賦課、徴収の仕組みはどのようなものか。

(3) 番、福島県国民健康保険運営方針は決定されたのか。決定されている場合は、その中身はどのようなになっているのか。先日、9月4日に第2回運営協議会が開かれたようですが、その中身はどのようなになっているのか、お知らせいただきたいと思います。

(4) 番、保険税の未済についての取り扱いはどうなるのか。国保会計も滞納未済がかなりの金額になってございます。先ほど住宅使用料の未済もかなりになっていますが、それ以上の金額が国保財政を圧迫しております。県一本化になった場合に、この未済の取扱いはどうするのかを含めてお尋ねいたします。

(5) 番、国保の基金の取扱いはどのようなものか。県一本化になった場合に、基金の繰越額は取り扱いどうなるのか。また、現在国保基金は幾らになっているのか。それから、決算書見ればわかりますが、国保の未済額は幾らになっておるのか、あわせてお尋ねいたします。

以上、3点につきまして町長のご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 11番、佐藤盛雄議員の質問にお答えいたしたいと思います。大きな1点目の下郷町観光循環バスの実績であります。まず1つ目の実績に基づいた今後の方針でございますが、先ほど議席番号5番、湯田純朗議員にお答えしたところですが、改めて申し上げますと、8月末現在までで延べ269人のご乗車があり、16万6,130円の乗車料金をいただいているとの報告を受けております。月別の人数と支払金額などについては担当課長から答弁させます。

このことから、今後の方針についてでございますが、今後也会津バスとともにそれぞれのホームページで下郷町観光循環バスの紹介を続けるとともに、継続したPR活動に努めていきたいと考えているところでございます。なお、直近の活動といたしましては、先日東京で行ってきた下郷観光キャンペーンにおいても下郷町観光循環バスも含めた町全体の観光PRを行ってまいりました。先週末には路線バスの旅の取材ということで、BS、TBSテレビで南循環に取材が入り、放映される予定となっております。

2つ目の費用対効果についてでございますが、運行開始からまだ日も浅いことから、それを検証するまで至っていないのが現状であります。1つ目の今後の方針で述べたとおり、今後も2次交通も整っている観光地としての周知に努め、利用者の増加につなげ

ていきたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

3つ目の観光客の誘導方法として、別の選択肢はないかというご質問ですが、今回の下郷町観光循環バスの運行は東武の新型特急会津リバティの会津田島駅乗り入れを契機と捉え、町を訪れるお客様の2次交通の充実を図るため運行しており、昨年10月から取り組んでいるものであります。今後は、例えば特徴のある車両を使用しPRするなど、より充実したものを考えているところであります。

4つ目の観光地のそれぞれのポイントで受け入れ体制に関してであります。中山地区におきましては5月の連休中に停留所にみなんばら体験案内の看板を設置していただき、降車したお客様が体験できる準備もしていただけてきました。また、南循環におきましては、9月30日から観音沼森林公園まで下郷町観光循環バスが運行されます。秋の紅葉時期になりますと、観音沼森林公園に来るお客様が多くなりますので、警備員を配置し、歩行者の安全確保を行うこととしております。今後も関係機関の協力を得ながら受け入れの体制充実と情報発信を行っていききたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊・集落支援事業についてでございますが、地域おこし協力隊につきましましては人口減少、過疎化や高齢化が進む本町において、地域外の人材を招致して、その定着を図るとともに、地域の活性化及び定住の促進を目的に、本年度より取り組んで行っております。募集につきましましては、町のホームページや地域おこし協力隊の専用ホームページなどを活用しておりますが、数件の問い合わせはあるものの、残念ながら現時点でその応募はございません。募集期間については、応募がなかったことから、随時延長し、第1期として5月1日から5月31日まで、第2期として6月1日から6月30日まで、第3期として7月1日から7月31日までといたしました。現在、第4期として8月1日から10月31日まで募集を行っておりますが、依然応募者が応募しやすいような内容に絞ってみてはどうかとのご意見もありますので、活動内容について具体的にすべく検討をしております。

1つとしては、下郷町観光協会でのイベントの運営や観光PR情報発信など、滞在型市民農園クラインガルテン下郷での管理運営補助や情報発信、集落等の住民との協力をしながら行う活動のやり方、農作業を手伝いながら農業技術や経営手法などを取得し、就農を目指す方、以外でも経験やスキル、ネットワークなどを生かし、協力隊として自主的に行う企画活動ができる方、以上5項目のいずれかの活動を行っていただくよう活動内容を修正いたしました。今後の対応ですが、隊員の委嘱期間は、委嘱の日から最長3年まで延長することができます。今年度後半採用した場合でも来年度以降も隊員として活動していくことは可能ですので、より多くの方の周知できるよう募集方法について工夫しながら、引き続き募集を継続していきたいと考えております。

次に、3点目の国保の財政運営の県移管についてでございますが、初めにその概略を説明いたしますと、平成30年度からの県移管の大きな目的は財政運営の安定化を図るためのものであり、これまでの各自治体で国保税を集め、被保険者の医療費等を医療機関に支払っておりましたが、平成30年度からは各自治体での国保税を集め、集めた保険税を県に納付し、県が県内の各自治体の被保険者の医療費などの財源を担うことになりま

す。

さて、質問されている事項についてですが、直近では9月4日に県の国保運営協議会が開催されておりますが、詳細についてはまだ決定されておられませんので、現段階の状況のお話をしますと、1点目の各市町村で税率がどのように異なるのかについてですが、県としては5年後を目標に県内統一をした税率にしたいという意向であります。5年後までについては県が各自治体の基礎数値、被保険者数、医療費等などから各自治体へ県の納付金を設定しますので、この納付金に見合う国保税を集めるのに必要な税率が提示される予定であります。移管後は、この税率で集めた国保税が県への納付金額となり、県全体の医療費などが賄えることとなります。

2点目の保険料の賦課、徴収の仕組みについてであります。1点目の質問でもお答えしておりますが、税率に関しては県が提示しますが、税率の決定は各自治体となっております。賦課、徴収の仕組みとしては変わりません。

3点目の福島県国民健康保険運営方針は決定されたかですが、さきにお話ししました9月4日に県の国保運営協議会で運営方針素案が決定され、現在各自治体に運営方針素案に対する意見照会がされている状況であります。照会された中には、財政運営や保険料水準の統一化だけでなく、各自治体の事務の標準化を図っていくという趣旨も盛り込まれております。内容を検討しているところであります。

4点目の保険料未済の取り扱いについてであります。未納についてであります。賦課、徴収の仕組みが変わりませんので、今までの同様の取り扱いになる見込みであります。

5点目の基金の取り扱いであります。今回の県の移管では医療費などの財政運営が主なものとなり、それ以外については未定となっております。1点目の回答のとおり、医療費等に相当する分を納付金となっていくことから、国保税の税率設定や基金の取り扱いに関することにつきましては現段階では決定されておられません。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 11番、佐藤盛雄議員の観光循環バスにおきます月別の利用実績についてお答えを申し上げます。

まず、4月でございますが、運行日数は4日でございます。利用人数は28名でございます。収入でございますが、1万6,769円となっております。5月につきましては、運行日数11日、利用者は59名、収入でございますが、3万5,185円。6月でございますが、同じく8日間で28名、収入が1万5,963円でございます。7月につきましては、11日間で112名の利用がございました。収入につきましては7万4,519円でございます。8月でございますが、8月の27日までで9日間でございますが、合計で42名、収入でございますが、2万3,694円、合計しまして、この間43日間で269名、16万6,130円の収入となっております。

以上です。



○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 再質問をいたします。

第1点目の下郷町観光循環バスの実績でございます。今ほど課長から月別の運行日数、乗車人数、収入金額が示されました。その中で7月が112人と一番多くて7万4,519円。多くても7万5,000円の収入しか上がっていない。ですから、2年目で、まだまだこの内容が浸透していないということもあるのですけれども、やはり納税者からすれば600万円もの予算化して、こういうものをして、果たして費用効果があったのかどうか。町長は、来年度以降もおやりになるということでございますが、来年も同じような実績ならば、これはやっぱり見直すべきだと思うのです。方法。要するに誘客の誘導方法としては必要なのですけれども、方法論としての見直しはやっぱりかけるべきだと。例えば現在あるタクシーによる運行、これもいろんな形で事業者にも補助を出して、その運行を委託してもらおうとか、あるいはデマンドバスとか、あるいはデマンドタクシーとか、そういうような方法も考えられます。町の実際のバス運行、生活路線バスですと、平成28年度実績で2,718万1,900円。2,700万円払っているわけです。そのほかにまた600万円予算されて、会津バスに運行委託しているわけです。考えようによっては、バスの運行する運転手の雇用を確保するというようなことも一面では考えられます。ですから、観光誘客をするための一つの手段であるけれども、実際にそこまで至っていない。ですから、やはりこれだけの多額の金を投入するわけですから、方法論、やはり再検討すべきだと思います。

先ほど、町長が今年は県のサポート事業が入っているということ、県とも協議しなければならない。それから、運行を常時やるのではなくて、5月の連休あるいは8月の夏休み期間あるいは秋の紅葉シーズンとか季節限定で実施するとか、ふだん空バスが走っています。運転手にも聞いたのですが、運転手も大分苦慮しているみたいです。要するに循環バスですから、脚光を浴びます。北循環、南循環、結構みんな見ているのです、バス。そうすると、何人乗っているかというのを見られるというのが運転手もなかなかつらいようです。ですから、総合交通の路線バスの2,700万円委託しています。これから循環バスを含めて、その地域の交通の確保とともに観光客の誘客手段としてのいろんな面からの再検討、これはすべきだと思いますが、もう一度町長のお考え、来年以降もやるということですが、別の選択肢も検討すべきかどうかをお尋ねいたします。

それから、今までに会津バスに8月現在、612万8,000円の予算のうち、幾らお支払いになったのか。先ほど答弁いただかなかったのですが、幾らお支払いになったのか。収入金額は16万6,130円でございますが、会津バスにお払いした金額は幾らになっているのかをお尋ねいたします。

それから、あとそれぞれのポイントで、例えば観音沼に何人ぐらいおりて、1時間ぐらい散策して、次のバスに乗るといような人、月別にお示しになりましたが、例えばそういうものは統計とっているのですか。

それから、金子牧場で何か体験やりますよね。何づくりでしたっけ、あれ。金子牧場

で何か体験する事業、そういうものに何人やったかとか、そういう統計とっているのかな。

(何事か声あり)

○11番(佐藤盛雄君) とっている。では、もしとっていればお知らせいただきたいと思います。

○議長(佐藤勤君) 質問を続けてください。

(何事か声あり)

○11番(佐藤盛雄君) いやいや、これ関連だから……

○議長(佐藤勤君) 質問を続けてください。

○11番(佐藤盛雄君) 関連だから、質問以外ではないと思います。

○議長(佐藤勤君) だから、質問を続けてください。

○11番(佐藤盛雄君) はい。

続きまして、第2の地域おこし協力隊、残念ながらいまだかつて応募がないということですが、その原因というのが何なのか。ほかの町村ですと、人気ある町村ですと結構応募があって、活躍しているような、ほかの町村のホームページ見ますと応募者がおると。何で下郷は集まらないのか。その辺の分析はどうなっているのか。それをまずお尋ねいたします。

それから、3点目の国保の財政運営の県移管でございますが、各町村で税率が違ってございますが、5年後をめどにその見直しをかけて、県下統一の税率にするという予定でございますが、町では現在の所得割、人員割、基本割という税率、これは当面維持するのでしょうか。県内でも結構保険税の徴収率は高いほうだと思いますが、各町村での賦課、徴収が各町村の自治体でできるということですが、保険料の見直しをやるのでしょうか。

それから、基金、これ一本化になった場合に県に納入する必要はないのですね。多分そうだと思いますが、その辺の確認、もう一度お願いいたします。

あと、9月4日の国民健康保険運営協議会が開かれていますが、それは最終決定なのですか。それか、第3回とかあって、最終的に決定されるのいつごろ決定されて、各町村に通知されるのか、その辺を再度お願いいたします。

以上です。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 11番、佐藤盛雄議員の再質問にお答えしたいと思います。

観光循環バスの件でございますが、今年の実績内容であれば見直しが必要ではないか。タクシーによる運行だとか、デマンドだとか、デマンドタクシーなどの考えはないのかということです。先ほど5番の湯田純朗議員にもお答えしたとおり、見直しも検討して、季節限定とするのか、そういうことも、あとは車種のちょっと珍しい車種にするのか、その辺も含めながら検討させていただきたいと、こう思います。ご理解願います。

それから、各停留所での人数については、担当課長から答弁させます。

それから、地域おこし協力隊のなぜ応募がないのかということですが、確かに問い合わせは何件もあるのです。何件かあるのです。ただ、それが正式に申し込みのないというのが実態でございますので、先ほど1回目に答弁したとおり、この5つ、イベントの運営、観光のPR、情報発信など、それからクライנגルテンの管理運営、情報発信など、それから集落の住民として協力して活動できる人だとか、それから農作業を手伝いながら農業技術や経営手法を取得する方とか、それからそれ以外で経験やスキル、ネットワークなど生かした協力隊員と、こういうことを見直してきましたけれども、まだまだ本人が来たいというところまではいっていませんので、今後も引き続き募集をかけていきたいと、こう思っております。どうかご協力を願いたいと思います。

それから、保険料の関係、国民健康保険料の関係につきましては、まだまだ県の国保協議会でも決定されないことがありますし、保険税の見直しなんかもまだまだこれからのございます。基金の関係は何とか運営していますので、基金は当然引き続き町村で管理していくというようなこともお聞きしていますから、その辺は十分に県との連携を取りながらやっていくということにしていきたいと思います。それ以外については課長のほうから答弁をさせます。では、そのようにお願いします。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 11番、佐藤議員の観光循環バスにかかります支出関係でございますが、支出はしておりません、まだ。これは、委託契約ということで、支出負担行為はしてございます。その金額は、612万7,480円でございます。当然委託でございますので、最後にいろいろ実績等いただきますので、そのときに区間別の乗降者は昨年もいただいているところでございますので、今年もいただきたいと思います。ただ、今の状況ですと月別のトータルの先ほど申し上げました実績をいただいておりますのみでございます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君） では、先ほどのご質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、納付金でございますが、納付金につきましては厚生省のほうから示されましたガイドラインというものがあまして、県のほうの説明の中身の一端をちょっと説明したいと思います。納付金の算定につきまして、県全体の医療費推計をもとに、納付金必要総額を算出し、各市町村の所得、被保険者数、世帯数及び医療費実績によって市町村ごとに案分した上で県が決定するというもので、全体で総枠100とすれば、下郷町に2とか3とかということで交付決定が来ます。その決定された金額を、先ほど言いましたように町でかけております3方式によりまして税率を決定する。その税率に関しましては、県のほうで標準保険料率ということで、一応率としては示されます。でも、示されますが、今までもありますように基金を繰り入れてやってみたり、それ以上

にもう少し高目にして、万が一ということですか、そういうことで備えたりして税率の決定はしておりますが、今までどおり3方式により県の標準保険料率を参考としながらやっていきたいと。

県のほうなのですが、県内には算定方式として2方式、所得割、均等割というところと、3方式、所得割、均等割、平等割、これは下郷町でやっております。あと、4方式、所得割、資産割、均等割、平等割ということで、その3方式、県内で59市町村やっております。県の先ほど言いましたこの国保運営協議会の試案の中では3方式でやりたいということで、町のほうのとっているような状態になる。なおかつ、これにつきましては応能と応益割ということで、1世帯1人当たりと、あるいは所得ということでは、その率に関しても分けられてくると思います。ですから、まだその辺が具体的に示されてきておりません。ただ、29年度の試算ということで、今年かけている税金に関しての試算ということで、概算のやつ示されて、これで3回目の試算なのですが、いろいろ問題があるということで、何回も県のほうでやっております。その中では、うちのほうは医療費が高いほうになりますので、納付金は高目に出ております。高目に出ております。納付金は高目に出ております。やっぱり医療費指数が高いと。その算定方式の中についても、医療費の高い町村あるいは所得係数ということで、所得高い、低いということを加味しながら、厚生省のガイドラインに沿って、県のほうで今一生懸命やっておりますので、まだまだちょっとその辺が具体的には出てきておりません。最終的には12月に平成30年度の納付金が決定される予定と聞いております。それを3月の定例会あたりにかけるようになるのではないかなと思っております。私のほうで今知り得たことにつきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 答弁、なかなか1番に関しましては、要するに観光客相手ですから、先の読めないということで、なかなか今後の方針というのは難しいと思うのですが、多額の費用を使う、税金を投入するわけですから、やはり対費用効果が上がる方法、これが選択、再度考えるべきですし、現在のところ、269人の乗車実績、予算の中の612万8,000円からすると、大体客単価が1人2万2,000円ぐらいなのです。ですから、かなりの税金を投入して事業をやっている。ですから、来年の決算になれば監査委員から指摘されるかもしれないので、その辺はやはり税金投入の費用効果が上がるような効果を期待すべきだと思います。

それから、各ポイントで受け入れ体制が、いろいろな会議でも聞くのですが、なかなか受け入れ体制が、やはり事業、仕事しながら観光客の相手をしなきゃならないということで、金子牧場なんかはなかなか大変だという話を聞いています。ですから、例えばそういうところに地域おこし隊を派遣して、そのチーズづくりにそれをサポートしてもらうとか、やっぱりそういうものがこれからきめの細かい支援というのが必要かなと思います。

それから、国保の関係、これはなかなかこれから最終決定されますが、町民がこれか

ら国保一般化された場合にどのようなのかということで不安に思っている人もいるし、何か新聞報道に税率が上がって、下郷町は保険税が上がるのではないかとということで、みんな心配な声が聞かれるのです。ですから、その辺が町民に過度の負担にならないような配慮、それから町民にきちっとした広報でその制度変わることの周知徹底、これを図るべきだと思いますが、その点をお伺いして、質問を終わります。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 佐藤盛雄議員の再々質問にお答えしたいと思いますが、観光循環バスの費用対効果につきましては十分私も承知しております。ですから、見直しをしながら今後は運行あるいは季節限定の方向を検討してまいりたいと、こう考えております。

なお、県のサポート事業を受け入れておりますので、その辺も十分県と協議しながら対応策を考えていきたい、こう思います。

それから、国保税にかかるものについては、町民の負担が多くならないように、周知徹底をはかりながら詰めていきたいというのは当然でございますので、その辺は間違いなくやっていきたいと思います。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

○11番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（佐藤勤君） これで11番、佐藤盛雄君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前11時29分）

---

○議長（佐藤勤君） 再開いたします。（午前11時35分）

次に、8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、8番、猪股謙喜、一般質問を通告書に基づいて行います。

まず、国指定天然記念物及び町指定文化財の保護と活用についての件を質問いたします。天然記念物である中山風穴においては、特殊植物群落の指定地が6カ所設けられております。町では、中山風穴を紹介し、さまざまな整備を進めてきました。遊歩道は、草刈りを行い手入れも行き届いております。本年8月にヤナギランの群生地に行ったところ、遊歩道と群生地の間に草木が茂っており、ヤナギランが見えにくくなっております。下郷町では、中山風穴等を観光や自然観察の地として利用し始めております。その上で、次の質問をいたします。

まず1番、指定地内の草木の除去、伐採にはどのような制限があるのか。

2番、以前、野焼きを行うことが風穴の維持につながっていたと聞いたことがありますが、野焼きにはそのような効果があるのか。また、過去にどのような保存維持活動を行ったのかお尋ねいたします。

3番、現在監視員による見回りを行っておりますが、指定地内希少植物の盗掘、盗難の発生はあるのかお尋ねいたします。

4番、外来植物等、もともと生息していない植物の侵入を防ぐ必要があると思います

が、どのような対策をしているのかお尋ねいたします。

5番、状態保存あつての観光客誘致だと思います。しかし、観光客等が増えれば外来植物の侵入が懸念されます。特に指定地への侵入は避けなければならないと思います。その対策はどうなっているのかお尋ねいたします。

次に、町指定文化財の盗難に関する備えはどうしているのかお尋ねいたします。本来、所有者である民間や宗教法人等が管理すべきものではありませんが、特別な事情があれば町が引き受けて保護すべきと思いますが、いかがでしょうか。この件は、無住、居住ができないところにこういった文化財等が保管される事例が今後増えてくるということもありましての質問でございます。

次に、大きな質問の2つ目、Jアラート発動における町の対応についてお尋ねいたします。8月29日にJアラートによる緊急避難の放送がなされました。時刻は午前6時2分でありました。これが子供たちが学校や保育所にいる時間帯にJアラートが発せられた場合の対応がどうなっているのかお尋ねいたします。

また、役場庁舎も含めた町管理の施設で利用者がいるときの対応はどうなっているのかをお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、猪股謙喜議員のご質問については、国指定天然記念物及び町指定の文化財保護と活用についてでございますので、教育委員会教育長から答弁させていただきます。ご理解願います。

それから、2点目のJアラート発動における対応についてですが、子供たちの対応としましての答弁内容となりますので、このことについても教育長からさせます。

しかし、役場庁舎を含めた町管理施設の利用者においても子供たちと同じく、屋内ではできるだけ窓から離れた安全な場所へ避難させ、屋内においては速やかに屋内の避難誘導する職員に指導徹底をしたいと考えておりますので、それ以外の、施設以外の、町以外の教育関係の子供たちのこと、施設の文化財のことにつきましては教育長から答弁させます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

教育長、渡部岩男君。

○教育長（渡部岩男君） 8番議員、猪股謙喜議員の質問にお答え申し上げます。

1つ目の大きな1点目、国指定天然記念物及び町指定文化財の保護と活用についてでございますが、指定地内の伐採等についての制限はあるのかについては、文化財保護法により史跡名勝天然記念物現状変更許可申請書を經由で文化庁長官へ提出し、許可を受けてからの伐採等の作業となる流れになっております。具体的には特別天然記念物の保護には十分配慮すること、また教育委員会職員が立ち会うことなどの条件が付されての許可になります。

2つ目の風穴の維持のための野焼きの効果につきましては、野焼きをすることにより、樹木の生育を抑え、樹木の繁茂による腐植土の堆積を防ぐことから、十分な日射量が確保でき、風穴機能に良好な役割を果たしていたものと考えられております。現在、近隣への延焼の危険があるということから、野焼きが困難なことから、代替措置といたしまして指定地に影響を及ぼすおそれのある樹木の伐採を継続的に実施しております。

3つ目の指定地内の盗掘、盗難につきましては、現在指定地内における盗掘、盗難は確認されておられません。しかしながら、過去に指定地外に生育する希少植物が盗掘に遭った事例がございます。その対策として、指定地外ではありましたが、立ち入り禁止のロープを設置するなどの措置を講じております。それ以降の盗掘については確認されていない状況であります。

4つ目、5つ目の外来植物等の侵入防止につきましては、風穴地ということもあり、周辺地域とは異なる自然環境にあります。そのため外来植物が生育できる環境にあるかどうかは現段階において確認はされておませんが、外来植物の侵入が確認された場合は、国及び県と協議の上、対応してまいりたいと考えております。

2点目のご質問でございますが、町指定文化財の盗難に対する備えにつきましては、ご質問のとおり所有者が管理者となっているため、町として盗難に対する特段の措置は講じておりませんが、近年発生している油などによる汚損や、火災予防については国、県を通じて所有者へ注意喚起を行っているところでございます。

また、所有者が管理できなくなった場合に町が引き受けて保護すべきというご意見につきましては、国や県でも所有者の管理を前提としていることや、保管場所等の問題により困難と考えますが、そのような事例が発生した場合には文化庁や県文化課と協議の上、対応してまいりたいと考えていますので、ご理解願います。

次に、Jアラート発動における対応についてのご質問でございますが、教育委員会の対応につきましては、まず8月29日午前中のうちに、今後のJアラートが放送された場合について協議いたしました。基本的には防災担当部署指導ではありますが、学校ごとに避難場所を含め確認をするよう指示いたしました。これを受けて各学校の対応は、在校時について、外にいたときはすぐ校舎内に入り、ミサイル襲来時最も危険が少ない窓から離れた場所を検討し、机の下に潜るなど、できるだけ安全を確保すること。通学時においては、子ども避難の家や近くの民家、公共施設、建物等に避難するよう指示を行いました。また、これらのことを児童生徒に周知し、文書や学年だよりを通じ保護者に通知いたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、再質問いたします。

まず、こういった中山風穴の件でございますが、野焼きが大変効果があるとはわかってはいますが、実質その延焼、類焼等の危険があるのでできないということで、伐採や、そういった除去には大変手間がかかっていると理解いたしました。これが外来植物等の

侵入を防ぐために教育長から、周辺は気温が低いのだということで、それによつての侵入が塞がれているというようなご答弁がありましたが、この風穴の風穴が塞がることで、そういった気温等も上昇する可能性が出てくるわけです。そういった場合、外来植物なり、そこに生息し得ない植物も気温の上昇によつて侵入しやすくなるわけです。そういった面で、今後やはり、今回観光という面も、今後町のほうで中山風穴を含めていろいろ、ウォーキング等も含めて今売り出そう、売っているという宣伝をしているという形でございますので、こういった保護活動に関しましてはやはり町と教育委員会と一体となってやるべきものだと思います。町長は、答弁しないで教育委員会に答弁させました。所管でないからということでございましょうが、町で観光としてこれから、それから健康でウォーキング等、そういった面で売り出しておるものですから、教育委員会だけではだめなのではないですか。やはりこれは町と教育委員会と、部署は違っていますが、やはり一体で保存と観光と両立すべきものでございますので、やはり町長が教育長に答弁させるというようなことでは、もう少し町が積極的にやっていくものですから、観光は町、保存は教育委員会、こういう縦割りではなかなか有効な手は打ち出せないのではないかと思いますので、やはり両者一体となって、今後のこの利用については図っていただきたいのですが、どう思いますでしょうか。

町指定の文化財の件でございます。現状は、そういった申し出がないというお話でしたが、今後出てくるかもしれませんし、私が知っている部分でお話しいたしますと、やはり現状で家に住んでいないと。しかし、町指定の仏像等がそこに保管されているという現状を見ております。教育長がご存じないということであれば、やはり実態調査等を早目にしまして、それから引き受けるのは現状で難しいという答弁の中にもございましたが、そういった難しい面、何で難しいのかという部分をクリアしないと、こういった町の財産なのです。町民の財産なのです。個人の所有ではありますけれども。文化の上でも、歴史の上でも町の財産でございます。そういったものが町から散逸しない、消失しない、盗まれない、そういった今後やはり対策をとっていかねばならないと思いますので、ぜひとも今文化財がけなされている、汚されている、模されている、盗まれている現状でございます。そういった保管の状況や、その所有者の意識等も含めて、改めてこういった部分を調査していただきまして、今後下郷町の文化を形にあらわしたものでございます。ぜひとも末永く保存できるような形で体制をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、Jアラートでございます。Jアラートが発令されました。私の質問は、教育長が答えていただきましたが、学校内での対策、話を聞きますと地震発生時の対策と同じような行動プラス窓から離れるというようなことでいいのかなというような答えで感じましたが、実際教育委員会、学校側で、学校施設においては想定した部分があると思いますが、まだなされていない、実際日中学童が施設にいるときにはまだ発令されておりませんが、今の情勢を考えますと、まだまだ北朝鮮は今後ICBMの行動距離を長くしたり、積載するための実験をする可能性が非常に高くなっております。発射する時間はいつになるかはわかりませんが、さらにそういったものを踏まえて、まだ施設内でこう



いった体制ができていない施設があるかどうかの再確認等をよろしくお願いいたします。

それから、町のほうでは役場庁舎等も含めた町管理の部分ということで町長から一言、職員がそういった利用客に対しては避難誘導を行うということでございましたが、実際町が所有でも、指定管理者制度で町の職員でない人たちが施設を管理している場合がありますが、町長はそういったことを考えないで答弁されたような気がします、そういった指定管理者の部分も大変聞きたかった部分なので、町管理の施設という質問をしたわけですが、そういった指定管理者のいる町の施設という部分に関しての町の対応についてお聞かせ願います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤勤君） 間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。  
ご協力お願いいたします。

答弁を求めます。

教育長、渡部岩男君。

○教育長（渡部岩男君） 猪股謙喜議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、1点目でございますが、外来種の植物の侵入について、町と一体となって取り組んでいただきたいということでございました。現在、平成11年から15年にかけて整備した中山風穴地内の歩道等の腐食が進んでおりまして、今年度から町部局と検討を進めまして、国庫補助金を活用し、中山風穴地特殊植物群落再整備計画書をつくりまして、それに基づいて平成33年度までの5カ年計画で施設等の再整備を実施しております。また、それにあわせて、地元の方や大学教授などによる中山風穴地特殊植物群落保護指導委員会を設置しました。風穴機能の維持、向上や施設等の再整備に対する専門的なご意見を伺いながら、町部局と一体となって進めているところでございます。

次、2点目の町指定の文化財の保存についてのご質問がございました。これに関しましては、現時点での情報でございますが、木造役小角座像という座像が、従来白井さんが保存されていたものでございますけれども、お亡くなりになりまして、これが親戚の方が保存したいという申し出が出ております。これに関しましては、ただいま文化財保護審議会で検討して、その手続を行っている最中でございます。

3点目、Jアラートの件でございますが、地震等の対応と同じようなものではないかということでございますが、全くそのとおりでございます。ただ、地震の場合は外に出るわけですが、この場合は中に入るところが若干違うところでございます。正直申し上げまして、猪股謙喜議員が申し上げましたように6時2分に「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難してください」というJアラートが私のほうにも入りました。さらに、6時14分に私の携帯では「ミサイル通過。ミサイル通過。先ほどこの地域の上空をミサイルが通過した模様です。不審なものを発見した場合には決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡してください」、このようなJアラートが入りました。この10分程度の前後で判断し、行動すること、私も非常に迷いました。その威力についても明らかでない。広島に落ちたものの10倍であるという人もいれば、3倍であるという人もいます。もし落ちた場合に

は、木造建物ですと11キロにも及ぶのだと、被害は。または、熱射線だとさらにその上をいくとか、そういうふうないろんな雑多な情報がありまして、私どもとしましてはかえって不用意な未確認の情報を流すことは混乱を招くだろうと、これ以上、これ以下でもないなというところで、国の情報、県の情報を確認しながら進めてきているところでございます。これにつきましては、町で臨時の課長会議がありまして、それを受けまして各学校に先ほど申し上げましたような通知をお知らせをして、各学校でまたそれをかみ砕いて対応していただいているというところでございます。

私から以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 中山風穴の関係の保存と観光についてのご質問、再質問でございますけれども、当然保存については教育委員会が管理しているものですから、やっていただくと、窓口は教育委員会のほうでやっていただくようになりますが、町もその予算計上、あるいは予算の執行については教育委員会と同時に行うわけでございます。一体となって考えていくのは当然だと思いますので、今後ともそのように対応していきたいと。保護と保存と観光について、両立できるように中山風穴の関係については今後やっていきたいということでございます。

それから、Jアラートについての指定管理の施設についても、やはり課長会議をしまして、そういう施設についても十分に担当の課のほうから、課長のほうから周知徹底するように申し合わせましたし、その後の対応につきましても、今後指定管理者の代表者に今後指導していきたいと、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、再々質問いたします。

まず、中山風穴の件でございますが、希少植物群落ということでございます。どうしても最初に申し上げましたとおり、人がいっぱい入れば人の衣服や靴等にそういった種が付着して遊歩道なり、その周辺に飛んでまいりますので、やはり絶えず注意をしないとなかなか入山規制等までいってしまうと、それはもう後手、後手。最終的に入山規制というのは管理ができなかったということの最終の段階なのかなと私は思っていますので、そうならないように、ぜひともふだんの調査、監視等をできる体制をとっていただきたいのですが、そこいら辺はできるかどうかお尋ねいたします。

Jアラートの件でございますが、確かにミサイル等の場合は、北朝鮮から発射された場合は、もう5分ぐらいで、日本を目標にした場合は5分ぐらいでもう着弾するようでございますから、時間的には施設管理者がどうこうのよりも、個人でどう判断して安全なところに逃げるのかというのが国の基本ではございますが、児童生徒、それから園児等は個人の判断というものができないものですから、そういったものはやはり施設の管理者がふだんからそういった避難行動をとれるような訓練等をやっぱり必要になってくると思います。国ではやはり個人で守りなさいよという言い方しかしておりませんが、

どうしても弱者というものがいるわけですから、そういった子供たちに対しての訓練等、それから啓蒙等をやはりしっかりとしなければならないと思います。ぜひともそういったことをやっていただきたいと思います、よろしくお願いします。

それから、最後に、委託者です。管理委託されている部分に連絡したと。今後、管理の代表者等と話し合いをしたり、どういう対策をとるのかという部分をやっていくということでございますが、これはやはり早くやる必要があると思いますので、余り悠長に構えないで、早速やれる体制をとるべきかと思います。場所によっては、やはり観光客が大勢利用する場所もございますので、ぜひとも指定管理者団体、それから団体の中でその中で働いている人たちにも周知徹底されるようにぜひとも強くお願いところでございますので、そういったことをやっていただけるのかどうかお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

教育長、渡部岩男君。

○教育長（渡部岩男君） 再々質問、猪股謙喜議員の1点目、まず中山風穴、やはり絶えず注意していかななくてはいけないだろうと、全くおっしゃるとおりでございます。現時点においてでございますが、先ほど申し上げました専門家による調査を5年間実施していると同時に、今まで従来からやっております見回り活動を1日5時間で週5日行っていると記憶しておりますが、そのような対応をしております。それで、ちょっと異質なものがありましたら報告が上がるようになっております。今後も見回りをしっかりとしていきたいというふうに思います。

2点目、Jアラートについてでございますが、特に子供たちが安全で安心な環境の中で学習や運動等の活動に励み、健やかに成長していくことが、これは全ての人間の願いだろうというふうに思っております。その中でやはり子供を守るためには学校を管理している教育委員会初め学校の校長、職員等で万全を期していきたいと思っております。今後さらに検討を加えながら、先ほども申し上げましたように、実際に来たらば、それは想像を絶することが起こるだろうというふうに思います。そういった中でも諦めることなく被害を防ぎ、身を守る、そういった生き方といいますか、そういった教育をこれからも続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、猪股議員の再々質問にお答えしますけれども、指定管理の關係のJアラートの対策については、観光客、場所によっては観光客も入りますし、職員も仕事をしていますので、その辺は担当課と係に指示し、今後会議などを開いて対応策について進めていきたいと、こう思っております。指導していきたいと、こう思っています。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

○8番（猪股謙喜君） ございません。ありがとうございました。

○議長（佐藤勤君） これで8番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午後 0時08分）

---

○議長（佐藤勤君） 再開に先立ち、11番、佐藤盛雄君から所用のため早退する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

それでは、再開いたします。（午後 1時00分）

次に、2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 2番、玉川邦夫です。一般質問をさせていただきます。大きく柱は2つです。

まず、大きな柱の1つ目、地域の活性化を目指す今後の振興計画について伺いたいと思います。地域活性化のために、国では産業振興や観光誘客、農家の経営安定に向けた事業などの概算要求が9月に出されております。その中で、進学や就職に伴う若者の地方からの流出に歯どめをかけるために、企業のサテライトオフィス誘致に取り組む自治体の支援に力を入れていると聞いています。

そこで、最初の質問とします。本町の企業誘致は一向に進んでいないようです。東京から新幹線を使って2時間という近接性を生かし、総務省で支援事業として提案しているお試しサテライトオフィスの誘致に挑戦する考えがあるか、まず町長に考えを伺いたいと思います。

2つ目として、近年訪日客が増加しているそうです。本町の観光産業にとっても大いに期待するものです。国では、外国人観光客に対応する観光案内所の増設や、2015年に認定を始めた日本遺産などの文化財を生かした取り組みを一層推進しようとしております。そこで、本町には日本遺産の認定を受けた関連施設を初め、数多くの観光資源がさまざまな団体によって掘り起こされています。こうした町民の頑張っている実態を踏まえて、行政としての今後の整備プラン、ハード面、ソフト面も含めた整備プランがありましたらお示しいただきたい。

3つ目は、農山村の魅力アップを目指し、農村に滞在する農泊や、鳥獣被害防止対策、野生鳥獣肉、通称ジビエと言います。ジビエの流通に関する振興費も増やすという30年度の概算要求が示されたところです。本町でも今年から鳥獣被害防止パトロール実施に踏み切りましたが、随時実施隊との巡回の時間帯や日数の検討などをされているのか。また、風評被害対策のためにも、ジビエの取り組みも積極的に検討してみてもどうでしょうか。町長の考えを伺います。

大きな柱2つ目です。学力向上に向けた積極的な教育施策についてであります。第5次振興計画に家庭や地域との連携を土台として学力向上の推進を図る、こうした教育理念が示され、本町の教育行政が進められています。昨年同様、今回も新聞に公表された全国学力検査の結果と、地域、家庭と連携した教育活動についての2本の柱で質問させていただきます。

まず、大きな1点目です。8月29日付け新聞で、本件5教科平均以下、知識の活用に課題といった大きな見出しが飛び込んできました。これ民報新聞でございます。さらに分析表に目をやると、南会津の小学校は全ての教科で県内最下位、中学校は教科の一部でかなり頑張った様子が数値で示されていました。そこで、教育長に質問いたします。

まず1つ、下郷町の児童生徒の学力の結果はどうだったのか。また、教育委員会と学校で既に結果の分析がされていたら、そこから見えてくる課題等を教えてください。

2つ目、文科省は新聞を読む児童生徒は平均正答率が高いという分析をしています。この相関関係を学力向上対策の一つとして本町で取り入れることはどうでしょうか。教育長の考えをお聞きます。

大きな2点目として、家庭や地域との連携です。29年度から県教委では学校と地域が協働して児童生徒を育てる取り組みに支援していこうとしております。地域行事に積極的に参加する学校への支援、保護者や地域が学校運営にかかわるコミュニティ・スクールの促進。昨年の回答では、地域との連携を大切にしている旨の説明をいただきましたが、再度連携のあり方について考えてほしい、そういう思いで質問いたします。

実は5月下旬の青少年育成町民会議総会に参加させていただきましたが、ちょっと残念なことが2つありました。それを質問にさせていただきます。

1つは、4人の校長先生から学校運営ビジョンが発表されましたが、その後の話し合いの場がなかったということです。それぞれの育成会長さんは、学校はどのようなことで地域との連携を図ろうとしているのか具体的に聞いたかったという人もいたようです。そのような連携についての話し合いの機会は、今後、今年度の中であるのかどうか伺います。

2つ目に、育成会への町からの補助金が一律3,000円のみとなり、町民からの協賛金としての助成金はなくなってしまいました。ぜひ次年度は補助金を増やしてほしいという声が多くありました。予算の増額について、教育長の考えをお尋ねします。

最後、3つ目、地域の行事、例えばウオーク行事や地域の祭り、公民館行事等の参加に子供たちの参加が年々少なくなっている。背景には子供たちも多忙になっていることが挙げられるでしょう。ただ、課題は子供への呼びかけ以上に保護者の協力意識が必要なのかもしれません。家庭や地域との連携を土台とした学力向上という視点から、教育長のお考えをお尋ねします。

以上で一般質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、玉川邦夫議員の質問にお答えします。

大きな1点目の地域活性化を目指す今後の振興計画の1つ目の、お試しサテライトオフィスの誘致にアタックする考えはあるのかについてでございますが、近年民間企業が本社機能の一部移転や二地域居住のワークスタイルの実践のため、地方に遠隔勤務ができるよう、高速通信設備を整備したサテライトオフィスを設置するケースが増加しており、多くの地方自治体でも工場用地にかわる地域振興策として誘致競争が増していると

把握しております。平成29年1月に総務省が三大都市圏の企業6万社を対象に実施したサテライトオフィスのニーズ調査の結果によると、サテライトオフィスの設置に前向きな企業は、回答があった1万955社中、3,008社、27.5%で、IT関連企業や広告会社などが多く、反対に取り組むつもりもない企業は1万955社中、7,942社、72.5%となっており、その理由として本社とのコミュニケーションの不足や勤怠管理が難しいなどが挙げられております。また、ご指摘のありましたとおり、現在の経済情勢などを勘案すると、本町への企業誘致は依然として厳しい状況にあります。少人数でも空き家などを活用したお試しサテライトオフィスをきっかけづくりとしていくことなどは有効なものと考えられますが、先ほどの調査結果などもありますので慎重に検討しながら進めていく必要があるものと考えているところでございます。

次に、2つ目の観光に関する町政プランについてですが、町では27年度より会津中街道、林道大峠周辺の観光資源の整備を行っています。27年度につきましては、奥州駒返しの階段の整備、28年度は会津藩有賀左司馬戦地までの遊歩道整備を行いました。今年度は、県のサポート事業の補充を受けまして、日暮滝の展望台新設工事を計画しております。次年度以降も日暮滝周辺の環境整備などを行い、観光客や登山者などに紹介したいと考えております。また、平成28年度に会津三十三観音が日本遺産として認定された中ノ沢観音堂ではありますが、当観音堂の前の駐車場舗装整備工事費を今定例会に一般会計補正予算にご提案させていただいております。さらに、湯野上温泉駅を利用するバスツアーなどが多くなっています。現在、駐車場入り口が狭く、利用しにくい状況となっておりますので、駐車場の確保などを計画し、バスも利用しやすいように整備したいと考えています。また、東日本大震災、福島原発事故から6年半が経過しておりますが、いまだ震災前に戻らない状況にあることから、今後とも風評被害対策に力を入れ、首都圏などに観光PR、宿泊費などの助成を行い、誘客につなげていきたいと考えております。

3点目の質問でありました実施隊と巡回時間帯や日数の検討はされているのかについてでございますが、4月の実施隊活動開始から約1カ月を経過した5月初めに、5月末の2回打合会を開催しました。実施隊活動時における反省と問題や課題などを協議しております。また、週3回の自治体活動時の詳細な状況などについては、毎回その日の問題や次回活動における課題などを日誌に記載して、町及び次回の巡回活動者に情報が伝わる体制、いわゆる情報の共有化を図りながら、有効な巡回パトロールを実施しているところでございます。今後、年度の活動が終了する11月にも次年度以降の活動も含めた協議を予定しているところでございます。

続いて、ジビエの取り組みの検討についてでございますが、福島県では原発事故の影響で野生鳥獣の肉において高濃度のセシウムが検出されており、平成24年のヤマドリ肉の出荷制限を皮切りに、さまざまなかもの類において、いまだ出荷制限が継続しております。現在も国、県により出荷制限の解除の見通しを示されていない状況であることから、今後の国、県の動向を見ながら、出荷制限解除後に改めて検討していきたいと考えております。

次の学力向上に向けた積極的な教育施策については、教育長から答弁させます。

次の青少年育成町民会議についても教育長から答弁をさせます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

教育委員会教育長、渡部岩男君。

○教育長（渡部岩男君） 2番、玉川邦夫議員の大きな2点目、学力向上に向けた積極的な教育施策について答弁いたします。

初めに、1つ目の本町の児童生徒の学力の結果はどうだったかでございますが、本町では全国学力調査が始まりました平成19年度から文科省の通知を受け、数値データに単純な比較が行われたり、それを向上させることが主たる関心事になったり、序列化や過度な競争が生じたりすることのないようにするために具体的な数値の公表は控えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

そのご理解をいただいた上で、下郷町の児童生徒の学力の結果についてどのような状況かご説明を申し上げますと、小学校における国語A、B、算数A、Bの4科目とも郡内平均は上回っております。その中でも国語A、算数Aの基礎的な学力は全国平均をも上回っております。中学校におきましては、国語A、数学Aは南会津郡と同程度または上回っておりますし、昨年度と比較しましても小中学校を通して全国の正答率との差は縮まっており、教科によっては上回っているものもあるという状況でございます。課題としましては、算数、数学が国語よりややポイントに差があり、県の分析と同様、課題となっています。より具体的な分析と対策につきましては、現在各小中学校に指示しているところであり、それを検討し、事務所の指導主事による訪問指導を予定しているところでございます。

次に、2つ目の新聞を読む児童生徒の平均正答率が高いということで、学力向上対策の一つとして取り入れるというご質問でございますが、新聞発表等で大きく取り上げられております。町内小学校は、新聞を読む頻度が全国平均より高く、中学校は低いという分析が出ております。ただし、よく読んでいる子と学力結果のクロス集計はできておりません。一概に新聞を読む頻度と正答率が比例関係にあるかどうか、本町内の比較ではわかりませんが、近年の求められる学力が時事問題を含む総合問題に柔軟に対応できる力の育成に向けられているように、教育課程で重視されていることは理解できますので、今後検討課題としていきたいと考えております。

次に、大きな2番目の家庭や地域との連携に関する質問でございますが、地域行事に参加する学校活動の支援としましては、これまで主なものとして江川小学校の大内半夏祭りへの参加、旭田小学校の特老運動会への参加、檜原小学校の下郷ふるさと祭りよさこい踊りの参加など、それぞれの学校で地域に密着した取り組みがなされております。また、保護者や地域が学校運営にかかわるコミュニティ・スクールの促進としては、前定例会の玉川議員のご質問にもありましたが、そのとき答弁にも申し上げましたとおり、その意義、狙いについては私も玉川議員と同じく賛同しております。今後も平成17年度から取り組んでいる四つ葉のクローバープランを通して、保育所、小中学校、PTAと

連携した取り組みを発展させながら検討してまいりたいと思います。このほかにも青少年育成町民会議において、各学校の校長が学校経営運営ビジョンの発表を行い、地域の方々から意見を求めています。今後も地域の方々を含めた総合的な取り組みが必要になってくると考えております。

一方、新学習指導要領への移行、または小学校外国語の導入などにより、標準時数が増えることから来る児童生徒や教職員の多忙化問題などを踏まえ、バランスをとって検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

次に、青少年育成町民会議についてのご質問ですが、青少年育成町民会議の総会時に、各学校の校長先生から学校運営ビジョンの発表をしていただき、大変好評を得ております。これは、昨年からの試みで、今回が2回目となります。発表の後のご質問で、各育成会長さんが学校と地域の連携について具体的に伺いたいということでありましたが、本年はその時間を確保していたわけでございますが、別な質問で時間がとられたこともあり、結果として質問はありませんでした。誠に残念でございました。年末には各育成会長さんから育成会活動報告が提出されます。そのときにアンケートの実施を計画しておりますので、アンケートの回答などを含め、機会を設定していきたいと考えております。

また、育成会への町補助金の質問ですが、昨年までは町に協賛金を世帯分納めていただき、その納めていただいたお金に町の補助金3,000円を上乗せして各地区にお支払いしておりました。これらについて育成会長さんからの要望を受け、役員会で検討した結果、今年度から協賛金を集めていただく手間を省略し、補助金を支出しております。額の減額は行っておりません。地域全体で子供の育成を図るという青少年町民会議の趣旨が十分理解、浸透しているものとして、各区長さんには従来町に納めていた額をそのまま育成会へ補助いただけるようにご協力の周知をしたものでございます。

最後に、地域の行事への子供たちの参加が少なくなっていることについてですが、玉川議員のおっしゃるとおり、子供たちはスポ少による各種スポーツや習い事など多忙な状況にあります。このような中で家庭や地域の連携による行事も行われているようです。例えば中妻、沢入、水門地区の共同で行う虫おくりや、大松川、南倉沢合同で実施する保護者と子供が参加しての旅行などが行われております。このような家庭と地域が連携した行事を大切にしながら、現在まで13年間続いているクローバープランを土台として昨年から検討しているところでございますが、今後も家庭や地域との連携を重視した学力向上に努めてまいりたいと考えております。全国学力調査の結果も、家庭学習の時間が少なくてメディアに触れる時間が多いという課題もあります。ここら辺も含めて家庭との協力を重視しながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） ありがとうございます。



まず1つ、お試しサテライトオフィス、私もいろんな情報を最近聞いて飛びついたといえど飛びついた。大変すばらしい試みを国では進めている。昨年からの事業のようです。何が大事かということで、いろいろこう見てみますと、都市部の企業の具体的なニーズが我が町ではなかなか把握できない。あるいは誘致に向けた戦略ノウハウが我が町ではちょっと不足しているのではないかと。そういうのをターゲットに、そういう危機を感じて、国ではまずは総務省が支援してあげましょう。そこからスタートしたのだと思います。大分数年前から企業誘致努力して、午前中にもありました。幾つかの分野で協力隊を再募集している。でも、何か周囲から下郷町でという感じがしない。そんな中で、このサテライトオフィス、非常にタイムリーでいい事業なのかな。これをひとつ試して、そしていろんな条件を、誘致するための条件を我々は整理していく、本格的に誘致に持っていく、そういう努力がないと、ホームページでいろいろこう文字化したものを出したとしても、企業はやはりなかなか乗ってこない。先ほど6万の会社で2万社ぐらいは大手ではやってみたい、手を挙げるし、地方自治体があればというようなデータを町長さん示されましたけど、まさにそうだと思うのです。検討するという、慎重に検討するということですので、ぜひこれをきっかけに、若い行政マンたちいっぱいいますので、アイデアを募られていただければなというふうに期待しております。

それから、日本遺産も含めて観光面なのですけども、中街道の整備、非常に着々と進められている。まだ、展望台ちょっと見ていませんけれども、本当に誇れる名所の一つにまた手を加えられて、安全で安心して行ける名所になっているかなというふうに思っております。私も含めていろんな団体さんが交流の町を目指して頑張っています。予算をいただいているところもあります。ある団体は、全く予算なしでそういうイベントをやっています。そういう町民の頑張っている姿をぜひ酌んでいただいて、行政では何ができるかというようなところをぜひ形としてお示しいただくことを特に期待したいと思っております。

1つ、ご回答いただきたいのは、QRコード。商品についているバーコードにちょっと近いような、若い人はわかると思うのです。QRコード、スマホなんかでぽっと当てるといろいろ案内がさらに詳しく出ている。それを、そういった観光案内システムの開発をぜひ、すぐ進めろと言いませんけど、検討していただきたい。下郷町のQRマップを作成していただければ、私なぜそれを思ったかというと、下野街道を歩いたときに、ある名所のところで説明しようとしたら、掲示板があるのですけれども、見えません。見えないのです。もう薄くなって。それは、行政側からすると、あれを立てるには許可を得たり、なかなか大変なのだ。だから、来年度までにはという回答ですけども、今人が歩いているのです。それをなぜラミネートでもいいからちょっとこう、これちょっと使ってくださいと、そういった観光してくる方に優しい対応が欲しいなとつくづく思いました。今名所、有名な観光地なんかはQRコードを使って、ぱっとそこに当てると、ここは字が消えていても、再度スマホといわゆる携帯でも見れる、読める、そういう情報保存しておけるというシステムも出ているわけで、率先して、南会津は多分ないと思うのです。若松はやり始めています。そういうものをちょっとこう周りの様子を見なが

ら検討していきますではなくて、もっと積極的にちょっと考えていただきたい。そんなふうに、それについて町長のお考えを聞きたいなというふうに思います。

ジビエのことが出ました。今も先ほど爆竹なのか、ちょっと熊よけのあれが鳴りましたけれども、深刻です。担当の方に聞くと、でも成果は出ている。でも、非常に増えている。全国版でもニュースになるくらいほかでも、関西のほうでも大変なわけですがけれども、ぜひこの1カ月後に打ち合わせなどをして情報の共有化を図ったといいますけれども、途中でもいいから、本当に時間帯を少し、1時間でも、多分夜の活動をする動物たちです。早めるとか、後ろにずらすとか、そんなことも真剣に考えていただいたり、この期間は週4回と言わないで、もう一回ぐらい増やそうと、そういった一步進んだ、来年では検討しますよではなくて、そういうものを即検討いただきたい。期待したいなと、そういう姿を行政に期待したいというふうに思っております。

ジビエの料理は、私も詳しいところはわかりませんが、今県では当然放射能の問題でゴーサインは出ていないのだらうと思います。ただ、町内ではジビエの、よそからなのだと思いますけれども、私もいただいています。そういう料理、料亭あたりではもう出していると。ですから、これは行政がある程度はやっぱりかかわってあげないと、当然個人の商売をされている方にはとても一歩を踏み出せないわけで、ぜひこれからもそういうことで行政サイドの応援、支援をひとつお願いしたい、そんなふうに思います。

次、2つ目、学力向上についてであります。下郷町は、郡内では上位のほうである。安心したほうがいいのか、ちょっとわかりませんが、全県からいくと南会津はちょっと落ちている。これは、私も現場携わったことがありますけれども、人が、検査されている児童生徒が違いますから、実態が違うという、もうそこからはかれないわけですが、あれは学力が伸びているとか、そうでないというのは、あの数値、全国のあのデータから絶対読み取れない。本当は読み取れない。現場の先生がよく知っていることであります。ただ、いろんな全体的なデータを見て、これ文部省で新聞、このデータとっても大事と私も強く思います。やっているとところもある。これは担任に任せている部分があるかもしれませんが、担任が学力向上のために一生懸命やっている先生は新聞などもうまく教材化して入れている。でなくて、私は教育長さんに一声ちょっと押しを入れてもらいたい。どうだいという。これを研究して、ニューズペーパーエデュケーション、全国各地で行われているのです。しかも大きい学校あたりは。新聞をとって読む時間を確保したり、いろいろな方法あると思うのです。とにかく新聞を目に触れさせる。教育長さんはもうご存じだと思います。今度の学習指導要領、間もなくあるのですけれども、これこういうふうに書いてあります。子供が自分を社会の中に位置づけて、主体的に判断し、解決する力を育成する、そういう学力をこれからは求めていきたい。そのためには私は新聞を取り入れる。今の世の中に自分たちを置いて、こういう時代の中で、こういう経済状況だから、そこで物事を考える。これは当たり前のことなのですが、そういうためにはただ教科書の示されたものだけではなくて新聞などを随時うまく取り入れていく、そういう姿勢を教育長さんから現場の先生方に一声入れることによって、ではうちらでも使ってみるかというふうになるのかな。一押しをというふう

に思っていますけれども、お考えをお聞かせください。

それから、それに付随しますけれども、学力向上でタブレット端末、もう今の4つの学校に行くと若い先生は自分個人用のはもうかなり使っていると思います。コンピューターが1人1台になるように、授業の中で、コンピューター室があります。それをどれだけ使っていच्छるか。あまりこういう質問したくないのですが、大変なものです。先生方、あれを使うための授業の組織づくり、準備というのは。それより私はもう、それを置いておいてでもタブレットを使った学習ですか、これが非常に今魅力的で、子供にも素早くこう自分で操作もできる、身について、もう携帯ですので、野外学習にも持ち運びしたり、そういうものを各学校に1クラス分でもいい。もうちっちゃい学校は、只見あたりも検討しているという話ですけれども、全児童に家庭まで持っていったいいなんて、そのぐらいタブレット導入を図っています。これが学力向上に結びつく部分はいっぱいあります。これは、話題にすれば切りがないわけですが、こういったものを現場の先生方、どういうふうに考えているのか。いや、実はあつたら下郷町でそこまで考えているのなら、うちらぜひ欲しいなという声があるのかどうか、そういう情報、職員の方々の考え、情報ですか。もしありましたらご答弁いただければなというふうに思います。

連携についてです。県は本当に、前回私も質問しましたコミュニティ・スクール、大変こういうのに手を挙げるといろいろ組織つくらなくて大変だ。予算はいただけるけれども。だから、私は下郷バージョンの渡部教育長さんにいいアイデアを絞って、それに近い連携体制をつくってほしいなという意味でお話はしたのですが、いわゆる地域学校共同活動事業といって、コーディネーターが県から派遣されるみたいです。そういう配置を、配置というか、派遣していただいて、地域の行事、地域との連携というのをもう少しこう新たな視点で勉強するのもいいかなというふうにちょっと思っております。これは、現場の先生方に大変な負担になれば大変なことです。私たちの下郷町は、地域との連携を土台とした学力向上とうたっていますので、それはどういう体制がベストなのかというのをちょっと模索していただきたいなという思いで質問いたしました。よろしくお願いします。

なお、下郷カードというのが10月からスタートするようです。子供たちにも何か行事に参加したらポイントをいただける、そんなことも可能なのだろうというふうに思います。公民館に聞いて、昔は子供を集める行事をいっぱい催した。ところが、最近、最近という言葉はあれなのか、だんだんこう子供たちが忙しくなって、そういう行事に目を向けるどころではないと。これは実際に企画している方に聞いたので、一つ一つこう少なくして。子供向け用の公民館行事ってなかなかいっぱいはないのではないかなと思うのですが、ぜひそういうところからも地域との連携、地域で子供を育てる、そういう理念をどうぞ大事にいただければなというふうに思っております。

最後に、これは育成会の総会に出て、その後、私も4つの校長先生の経営ビジョン発表を聞こうということでちょっと時間オーバーしながら参加させていただきました。あの中での話し合いの様子ちょっと質問したわけですが、地域の育成会の会長さん

はいわゆる校長先生方にこういうので地域と連携したいなというのを本当はもっとしゃべりたかったと思うのですけれども、それが時間確保されなかった。ちょっと私は残念だ。一番大事にしているというこの連携の手段として昨年から発表したという回答でした。それが今回は何かさも簡単に発表で聞いて終わってしまった。そこがちょっと残念なので、ぜひ12月にアンケート等があるということで、地域の声をぜひ取り入れての学校運営というのもよろしくお願ひしたい。その中で3,000円の補助金。回答は、特に3,000円が、ここが私の質問からするとなくなったと言っていますから、減らされたというとり方になりますけれども、町としては減らしてはいない。来年も同じように計上する。ただ、あそこで次長さんお話しされたかと思うのですけれども、趣旨が大体こう伝わったと。事業なので、協力金を集めて、もう一回返す。ほとんど協力金をそのまま返す形になっています。そういう手間を省いて、これは役員会でも決まったと言われればそのとおり。それは、区で集めてそのままやってください。町の3,000円を足します。金額は変わらないです。私は、そこで趣旨が十分に徹底したからという話だけれども、私は趣旨が違うと思ったのです。1軒から300円の協力金を、協力金という言葉でしたっけ。協賛金。失礼しました。協賛金をいただいているわけです。それは、例えば私の地区は塩生。塩生地区の保護者が塩生のためって解釈してはならないと思うのです。町の健全育成のために町に協賛金として納めるのだと。だから、本当は教育委員会さん、事務局が集まった、いただいた58万円ほどになります。それを塩生には人数が、例えば子供が何人いるからというか、世帯数が幾らあるからお分けすると、そういうシステムであって、その集めるの大変だから……みんな喜んだのです、それは。ああ、今度はよかったねって。集めるの大変だから。でも、集めるの変わっていないのです。その趣旨は、これ伝っていないと思うのですけれども、その辺どうなのか。今実態として、例えば4万3,000円もらった地区、どういうふうにその4万3,000円やったのか、そこをちょっと聞きたいと思うのですけれども、ほかの三十何地区かありますよね、育成児童会の。一体どういうふうに解釈して、お金をどういうふうに3,000円の町プラス協賛金がなくなった分を地区から出しているか。中にはそれと同時にもう一回区から出しているところもあります。だから、大変育成会の会員の方としゃべると趣旨が違う。えっ、どうなのだと私も全くそのように思いました。みんなで集めている金は、町の育成会の発展のために、子供たち育てていく、育成健全のために使ってほしい。たまたまそれが地区と同じ金額になっているから、何で集めて、そのまま返すのだという話にちょっと誤解されそうなのですから、そこをちょっとさまざまな育成会はどういうふうに関係が認められたか。もし実態が見えていればご回答お願いします。

大変長くなりました。以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） では、2番、玉川邦夫議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、お試シサテライトオフィスの件ですが、何が大事かです。都市部の企業にニーズ不足であろうというようなご指摘でございますので、今後とも条件あるいは整備、努

力していきたいと考えております。

なお、議員もおっしゃいました。職員のアイデアを期待しているというようなこともございますので、この辺を掘り起こしながらやはり検討して、その都市部の企業にサテライトオフィスなどについての出社というのですか、執行について、今後も努力していきたいなと感じております。

それから、日本遺産、会津の三十三観音にかかわる件でのQRコード、スマホでできないかどうかというようなこともございます。その辺もこれから検討していきますけれども、観光パンフレットや何かにはQRコード入っていますから、そのほかどのようなやり方で宣伝していくかということも今後考えていきたいと思います。

それから、看板など、掲示板などについては、町が設置したもの、県が設置したもの、あるいは団体などが設置したものがございますので、見えないところの看板の補修は今後していきたいと考えております。

それから、ジビエの取り組みの検討でございますが、行政サイドの応援をしていただきたいという再質問でございますが、福島県はご存じのとおり出荷制限がございます。解除の見通しがつかない状態でございますので、今後とも国の概算要求では流通振興費として出ていますけれども、福島県では出荷制限が続いている限りはなかなか難しいのではないかと、こう私は考えております。

以上でございます。ご理解よろしく申し上げます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

教育長、渡部岩男君。

○教育長（渡部岩男君） 玉川議員から再質問として5点ほど、1つは学力向上について、2点目はタブレット端末の使用について、3点目はコミュニティ・スクールについて、4点目は育成会の町民会議について、5点目は3,000円の補助金についてということであったかと思いますが、私のほうから4点までお答え申し上げまして、5点目については次長のほうからお答え申します。

まず、1点目の学力向上についてでございますが、先ほども答弁申し上げましたけれども、決して満足できるものと捉えているわけではございません。ただ、私どもも学力向上の調査はやはり人間としての一つの一部分であると、能力の評価として。子供たちは、丸く見て、今の現状、下郷町の子供たちはそれだけで、明るさ、元気のよさ、挨拶のよさ、そういったよい点がたくさんありますので、そういうところを伸ばしながら進めてまいりたいというふうに考えております。その中で新聞の使用ということがありました。玉川議員の中で子供が社会の中に位置づけてどういうふうなことをしていけばいいのかということが今問われているのではないかとということでございますが、確かにそういった面はございます。ただ、社会に出すために学校教育をやっているというふうには思っていないというところが1点ございます。やはり子供たちがすくすくと元気に自分の課題を見つけてやっていく、そういうところで社会に伸びていくのだというふうな考えでクローバープランでも考えて先生方と話し合っているわけでございますが、そのところも含めてクローバープランと一緒に検討していきたい。

2点目のタブレット端末についても、結果としては同じような答えになるかと思うのですが、確かにこれは福島県の新地町が県内で1校だけ国の指定を受けまして取り組んでおります。非常に新聞等にも出ておりますが、その有効性についても取り上げられているところがございます。ただ、私もちょっと見聞きしたところでは、子供たちがタブレットを見ると目がきらきらしているのだと、非常にいいのだというふうな話だったのですが、というのはちょっとまた別な見方をしますと、タブレットに出た問題を、算数の問題を例えば解いて、解くと怪獣が出てきて、それがばあんと爆発して子供たちが喜んでやっているという様子が見られる。それが計算能力にどういうふうにつながるのかというふうな疑問も持たれている。こればかりではないのですが、そういったよさとマイナス面と、そこら辺のところを十分に検討していきたいなと思っているところがございます。私としては、小学生または中学生はやっぱり体験を通して学んでもらいたいという思いがあります。ただ、このタブレット端末でのよさも非常にあるものですから、そこら辺のところもこのクローバープランでまた検討、先生方の意見を伺っていききたいなというふうに思っています。先生方がどう考えているかという玉川議員のご指摘ありましたので、そこら辺も話題に出して、新聞と同様に考えていきたい。

3点目のコミュニティ・スクールでございますが、2回にわたって玉川議員さんからご指摘、その思いを、熱い思いをしっかりと受けとめてまいりたいと思っています。運営委員会をつくって、そのことをやっていかななくてはいけない。玉川議員さん、わかっていらっしゃるように、そういう委員会をつくって、一方ではそこに謝金が出て、PTAは無料でやるとか、いろんなずれが出てきたりしているところがあります。そこら辺もお話を聞いたりしながら進めてきているところがございますが、思いは私も同じでございますので、地域に密着した学校、そういうものをこれもやっぱりクローバープランを発展を通して取り組んでいきたいという思いでございます。

4点目の育成会の総会に出て、運営ビジョンの発表、これは非常に好評を得ております。第1回目やったときには何でもっと多くの人に聞いてもらえないのだという話もございました。そんなところも含めて2回目実施いたしました、今度は玉川議員の話にありましたように時間をきちんととって、これについて話し合っていければなというふうに思います。そうすれば、校長先生方も発表したかいがあるというふうに思います。

いずれにしても、この4点、学力向上の新聞の導入とタブレットとコミュニティ・スクールで運営委員会をつくとか、さらに育成会で運営ビジョンを、これは学校の中に、先ほど申し上げましたように新学習指導要領が発表されまして、来年度から移行に入ります。さらにそこに小学校の外国語、時数の増加が入ってきます。今騒がれていますように教職員の多忙化、これらをどういうふうにするかというようなことが課題になっております。ここら辺をあわせて教職員、またはPTAと相談しながら慎重に進めてまいりたいと思います。玉川議員の思いを受けとめながら、しっかり進めていききたいと、こういうふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

では、5点目については次長から説明申し上げます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

教育次長、渡部清一君。

○教育次長（渡部清一君） 玉川議員の再質問、育成会への町からの補助金についてご説明申し上げます。

町からの補助金としては、ずっと3,000円でございます。それで、町民からの協賛金として、昨年までは1戸当たり300円、例えば50戸の世帯ですと、その集落については1万5,000円を集めていただいて、1万5,000円を抱えて教育委員会に来てもらって納入してもらいます。その場で3,000円を上乗せして、1万8,000円にして、その育成会へお渡ししております。それで、去年の総会でも話出たのですけれども、何か3,000円だけもらっているわけなのだから、1万5,000円というのはもうわかったから、地区の育成会でちゃんと育成会で処理しますので、3,000円だけもらえるようにしてもらえませんかという話が昨年の町民会総会でも出ました。その場で説明したのが、各世帯で300円を負担するというのはみんなの力で青少年育成のために負担しているのだということを理解してもらうという意味も含めて300円を負担してもらっているのだから、去年の総会では今までどおりお願いしますという説明をしました。今年の総会前の役員会でも、また同じ話が出まして、その場で役員会の席上話ししましたのが、総会に向けては2つの案を総会に出してみようということでした。今までどおり300円を集めてもらって、先ほど申しましたように1万5,000円にして、1万8,000円をお返しする方法と、もう一つはその育成会は育成会で、その育成会に戸数分を例えば1万5,000円をお渡しして、別個に町から3,000円を払う方法という2案を総会にお諮りしましたところ、育成会の皆様からも、もうその趣旨は十分理解しているので、村に持ち帰って町から3,000円出るし、皆さんからも300円負担するという説明をしますので、今度からは3,000円だけもらう方式でやってくださいということで、総会で決をとりました結果、決定したものでございます。

なお、長年にわたってこの青少年町民会議の趣旨を理解していただくために300円は負担しているということを長年にわたって皆さんには説明してあるとこちらでは理解しております。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） ありがとうございます。

1つだけ、今の次長さんのお話、十分経緯が、そういう経緯があるということを知りました。でも、1つだけ、いわゆる趣旨としてあって、その3,000円プラス云々を返却されている地区もあったのです。昨年見ました。子供がいないからどうぞ使ってください。ああ、なるほどな。それは、戸数でお金は協賛金はお上げて、それに3,000円つけてもらえるのだけれども、どうぞ子供の活動のところに使ってくださいという、ありました。そういう趣旨も何かわかるな。ですから、一律もらったの、こうというのは、結果的にはそうなのだけれども、そういう趣旨ではないというのをやっぱりわかっている育成会長さんもおられるだろうし、ちょっと私は心配した。これからの長い歴史の中で。あとは今のようなの逆に、子供いないけれども、どうぞ育成会に使ってください。育

成会って青少年ですので、高校生も入るのだろうと思うのです。そうでなくても、いわゆる地区に子供が遊びに来るから、立て看板を立ててあげようと、安全のため、啓発のため、そういった形で地区に育成会のお金を使うということもあって当然オーケーなのだろうと思いますので、ぜひ来年またそういうことで趣旨徹底をされて、町では3,000円一律になっていますけれども、そこを十分話されたほうがいいかなというふうに思っています。

最後になりますけれども、今のは質問でございせん。下郷は、今教育にこんなに時間を割いたのは、いわゆる少子対策の一環にとっても大事、どこの町でも取り組んでいる。やはり魅力ある教育がこの町にはあると、そういうふうに思ってもらうのは少子対策にも大きな歯どめになるのかなというふうに思っています。ご回答ありがとうございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁はよろしいですね。

○2番（玉川邦夫君） はい。

○議長（佐藤勤君） これで2番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

次に、6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） では、6番、小椋淑孝、一般質問をさせていただきます。私は1点だけ、定住促進について質問させていただきます。

本町における人口減少は、皆さんご存じのとおりとは思いますが、年々減少おります。少子高齢化に伴い、若者たちが高校を卒業後、進学や就職で地元を離れてしまい、戻ってくる人数が少ないのも人口減少の一つと言えらると思います。他の町村もやはり同じような傾向ですが、何もしないようであるようでは解決方法は見出せないと思います。下郷町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を配付されて内容を見ていたが、長期的な計画な上に、国のビジョンに沿ったもので、町独自の定住に関するものが記載されていないのはなぜだったのか。年々人口減少しているのはわかっていながら、対応策を講じないのはなぜなのか。

交流人口の増加、観光客の増加も町のためとは思いますが、町の人口減少に歯どめをかけることのほうが私は先にやらなければいけない問題だと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、小椋淑孝議員のご質問にお答えします。

1つ目の国のビジョンに沿ったもので、町独自の定住に関するものが記載されていないのはなぜか。また、人口減少の対応策は講じないのはなぜかについてであります。平成28年3月に策定しまして下郷町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に記載してございますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、我が国の総人口は2008年から減少局面に入っており、2010年の総人口は1億2,806万人でありましたが、合計特殊出生率が1.35で推移した場合は、その30年後の2040年には1億728万人、



2060年には8,674万人、2090年には5,727万人、2010年から100年たった2110年には4,286万人にまで減少すると予測されております。本町の人口を見ますと、1980年の1万25人をピークに減少傾向が続き、2017年8月1日現在の5,912人となっており、ピーク時に比較すると4,113人の減少となっております。その総合戦略の基本目標として人口ビジョンの対象期間は、国の長期ビジョンの期間2060年、中長期的将来推計人口を2040年としております。そこで、本町人口ビジョンは2040年に4,000人の人口推移を目指すこととしております。その人口ビジョンの人口推移を目指す方策が総合戦略の基本目標としております。新しい仕事をつくり出す雇用創出、新しい人の流れをつくり出す交流人口の増加、下郷町らしい子育てコミュニティ環境づくりの推進、地域の特色を活かした郷土愛を育む町づくりの推進の4つを掲げ、人口減少対策など各種施策に取り組んでおります。特に少子化対策に関しては、子宝祝金や入学祝金、2人以上の同時入所時の保育料免除など、数多くの子育て支援策に取り組んでおり、平成29年度の児童福祉関連予算は2億9,486万1,000円となっております。今後は、Uターン、Iターン者への移住支援、空き家などを活用した取り組みなどについても検討していくとともに、既存の事業につきましても評価見直しを図りながら、具体的な内容の検討を進めていきたいと考えております。

2つ目の人口減少に歯どめをかけることを先にすべきではないかということでございますが、交流人口の増加、観光客の増加などに取り組みながら、雇用、定住などの促進を図るなど、人口減少対策を目指していくことをすることとしているところでございます。特に交流人口や観光客の増加策の取り組みは、農業や商業を初めとして多くの産業が高影響をもたらす重要な産業と認識しております。観光施策を積極的に推進することで、地域経済の活性化や町のにぎわいが創出され、さらに雇用や定住が促進されることが期待されます。そのために観光客の増加や周遊化につながる観光施設や景観の整備を初め、定住、移住の促進、積極的な交流事業の推進など、総合的に各種施策に取り組むこととしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） ありがとうございます。

私が本当は簡単に言いたいのは、実は私、知り合いが下郷町に移住するのに土地を探してまして、その土地が多分民間の人の土地だったと思うのですが、やはりちょっと高い。町の定住促進地域にある土地だったらもう少し安かったのかもしれませんが、民間だったものですから、交渉なりもちょっともめたらしく購入できなかったという話がありまして、私もその話は破談になってから聞いたものですから、何も対応できなかったものですから、そしたらその人が隣の西郷村さんのほうに土地を購入したというのを聞きまして、そしたら土地の値段が、評価額が多分決まっているものではないと思うのですが、こっちの半額だったというふうに言われまして、それが少しちょっと痛いなというのがありまして、これ町のほうでも少し行政的にそういうところにも目を向けていただいて、確かに移住してくると、そんな話が先に前もってわかっていたら対応策が講じられたと思うのですが、万が一そういう話が来た場合に、土地の値段が

高いとかいうふうな話があった場合、補助だったり、何かそういう政策が打ち出せないものかというのが正直私の中にありまして、今後やはり人口減少していくのは全国で減っているのはしょうがないのですが、少しでも歯どめをかけるためにはそういう対応策がいつでも何か講じられるように工夫するというのが大事なかなというふうに思いまして、今後町のほうの政策としまして、こういう場合があった場合にそういうふうに対応ができるかどうかというのだけを1点お伺いしたいと思うので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 小椋議員の再質問にお答えします。

大変貴重な再質問の内容でございました。実際であれば非常に残念でした。そういう話が来たならば、私も考えないわけでもない。今後どのようにするかについては、町の施策として対応できるものについては対応していきたいと、こういういい話がぜひとも多くなるように期待したいと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 質問というか、要望としてお願いが。

今、町長もやってくれるという判断でしたので、なるべくならば町のほうの定住促進を進めるエリアを早く整備していただくのが一番ベストなのかなというふうに思いますし、今たしか弥五島地区が1区画あいていると思うのですが、その土地の値段も下げるといふような検討も今後していただければ、私たちのほうでもしそういうふうに移住するというときに、土地が町のほうでありますというのも声かけはできると思いますので、この辺の対応もよろしくお伺いしたいとおもいます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 再々質問にお答えしたいと思います。

定住促進のためにはさまざまな手段が必要でございますから、議員の皆さん方のご協力をよろしくお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

○6番（小椋淑孝君） はい。

○議長（佐藤勤君） これで6番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議はあす9月12日であります。議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤勤君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。（午後 2時08分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年9月11日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成29年第3回下郷町議会定例会会議録第3号

|                                                |                        |                     |            |         |    |        |
|------------------------------------------------|------------------------|---------------------|------------|---------|----|--------|
| 招 集 年 月 日                                      | 平成２９年９月６日              |                     |            |         |    |        |
| 本会議の会期                                         | 平成２９年９月６日から９月１３日までの８日間 |                     |            |         |    |        |
| 招 集 の 場 所                                      | 下郷町役場議場                |                     |            |         |    |        |
| 本 日 の 会 議                                      | 開議                     | 平成２９年９月１２日　午前１０時００分 |            |         | 議長 | 佐　藤　　勤 |
|                                                | 散会                     | 平成２９年９月１２日　午前１１時１７分 |            |         | 議長 | 佐　藤　　勤 |
| 応 招 議 員                                        | １番                     | 星　　輝　夫              | ２番         | 玉　川　邦　夫 |    |        |
|                                                | ３番                     | 室　井　亜　男             | ４番         | 星　　政　征  |    |        |
|                                                | ５番                     | 湯　田　純　朗             | ６番         | 小　椋　淑　孝 |    |        |
|                                                | ７番                     | 小　玉　智　和             | ８番         | 猪　股　謙　喜 |    |        |
|                                                | ９番                     | 湯　田　健　二             | １０番        | 山名田　久美子 |    |        |
|                                                | １１番                    | 佐　藤　盛　雄             | １２番        | 佐　藤　　勤  |    |        |
| 不 応 招 議 員                                      | なし                     |                     |            |         |    |        |
| 出 席 議 員                                        | １番                     | 星　　輝　夫              | ２番         | 玉　川　邦　夫 |    |        |
|                                                | ３番                     | 室　井　亜　男             | ４番         | 星　　政　征  |    |        |
|                                                | ５番                     | 湯　田　純　朗             | ６番         | 小　椋　淑　孝 |    |        |
|                                                | ８番                     | 猪　股　謙　喜             | ９番         | 湯　田　健　二 |    |        |
|                                                | １０番                    | 山名田　久美子             | １１番        | 佐　藤　盛　雄 |    |        |
|                                                | １２番                    | 佐　藤　　勤              |            |         |    |        |
| 欠 席 議 員                                        | ７番                     | 小　玉　智　和             |            |         |    |        |
| 会議録署名議員                                        | ５番                     | 湯　田　純　朗             | ６番         | 小　椋　淑　孝 |    |        |
| 地方自治法第<br>１２１条の規定<br>により説明の<br>ため出席した<br>者の職氏名 | 町　　長                   | 星　　學                | 副　町　長      | 玉　川　一　郎 |    |        |
|                                                | 参事兼総務課長                | 星　　修　二              | 税務課長兼会計管理者 | 星　　健　一  |    |        |
|                                                | 町　民　課　長                | 大　竹　義　則             | 健康福祉課長     | 渡　部　善　一 |    |        |
|                                                | 産　業　課　長                | 佐　藤　壽　一             | 建　設　課　長    | 渡　部　芳　夫 |    |        |
|                                                | 教育委員会教育長               | 渡　部　岩　男             | 教　育　次　長    | 渡　部　清　一 |    |        |
|                                                | 代表監査委員                 | 渡　部　正　晴             | 農業委員会事務局長  | 横　山　利　秋 |    |        |
| 本会議に職務<br>のため出席し<br>た者の職氏名                     | 事　務　局　長                | 室　井　　哲              | 書　　記       | 荒　井　康　貴 |    |        |
|                                                | 書　　記                   | 芳　賀　和　也             |            |         |    |        |
| 議 事 日 程                                        | 別紙のとおり                 |                     |            |         |    |        |
| 会議に付した事件名                                      | 別紙のとおり                 |                     |            |         |    |        |
| 会 議 の 経 過                                      | 別紙のとおり                 |                     |            |         |    |        |

平成 2 9 年第 3 回下郷町議会定例会議事日程（第 3 号）

期日：平成 2 9 年 9 月 1 2 日（火）午前 1 0 時開議

|     |   |      |
|-----|---|------|
| 開   | 議 |      |
| 日程第 | 1 | 一般質問 |
| 散   | 会 |      |

(会議の経過)

○議長（佐藤勤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。7番、小玉智和君から欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

---

**日程第1 一般質問**

○議長（佐藤勤君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号1番の星輝夫でございます。今回も一般質問させていただきます。なお、今回3項目ほどでございまして、1つ目に再生可能エネルギー発電に向けての容量アップについて、2つ目に有害鳥獣駆除強化について、3つ目に防犯カメラ設置について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

まず初めに1番、再生可能エネルギーの発電に向けての容量アップについて。地域の活性化のために新たな産業をつくり出すことが肝要であり、高齢化に悩む自治体に対してさまざまな可能性を秘めた産業を興し、南会津郡から情報発信し産業を興すためには安価なエネルギーが必要であります。再生可能エネルギーを有効に活用することが必要であると考えます。

福島県は、原発事故の影響もあり、再生可能エネルギーの自給率を2040年までに100%にすると発表しているが、南会津郡のほとんどの地域で電力会社の容量制限にて、再生可能エネルギー事業を行いたいという事業者がいても着手することができないのであります。容量を増やしてもらうように電力会社に自治体の首長が話に行ったが、容量アップのために電力会社が全ての資金を出して増量工事を行うということはできないとのことで断られました。これでは全く前に進めないと思います。地域の各自治体で容量アップの工事費50%を用意してもらえれば、工事対象の発電所は下郷町の鶴沼発電所で、工事費は7億円とのことで、各自治体で50%の3億5,000万円を用意してもらえたら容量アップの工事を行うとのこと。3億5,000万円をどのように捻出するかは、南会津郡の広域基金が30億円、何も使わずに積み立ててあるのであります。その基金の中から拠出することを地域活性化のためにも再生可能エネルギー事業は有効な手段であると考えがありますが、町の考えを伺いたいと思います。

2番、有害な鳥獣駆除の強化について。県は、今年度南会津地区でのニホンジカの捕獲目標を従来の年間実績の2倍程度の560頭に設定をいたしました。昨年度策定した野生鳥獣対策では、地元の猟友会と連携して捕獲したと聞くが、本町には南倉沢の観音沼がありますが、前年より被害が拡大していると聞くが、本町での取り組みはどのように行

っているのかを伺いたいと思います。

3番、防犯カメラについて。近年、本町においてもさい銭の盗難や自宅前に置いた車の盗難などが頻繁に発生しております。それによって駐在所員は、昼夜を問わず犯人確保のために休日を返上して取り組んでいる状況でございます。そのために本町の安全、安心のためにも防犯カメラの設置によって住みよい町づくりをすべきと思います。また、不法投棄等の抑止につながると思われますので、町の考えを伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星輝夫議員のご質問についてお答えいたします。

1つ目の再生可能エネルギー発電に向けての容量アップについてのご質問でございますが、福島県は平成23年度に策定した福島県復興計画の中で、原子力依存をしない、安全、安心で持続的に発展可能な社会づくりを基本理念の一つに掲げ、その上で再生可能エネルギー推進を復興へ向けた重点プロジェクトの一つに位置づけ、再生可能エネルギーの飛躍的な推進による新たな社会づくりのための具体的な取り組みを進めていくことを決定しました。本町では、小水力発電施設の誘致や住宅用太陽光発電システムの設置費補助などにより再生可能エネルギーの推進に取り組んでおります。しかしながら、全国的な盛り上がりを見せる再生可能エネルギーの取り組みでございますが、ご質問のとおり南会津地域での送電網の容量の関係から、発電しても送電できないといった課題が発生しております。この課題を解消するには送電網の新設や改修が必要ですが、送電網の整備には多額の費用が発生し、事業者や自治体だけでは対応が困難かと思われます。今後、国が指導して全国的な送電網を構築する枠組みをつくる要望をしていきたいと考えております。

また、ご質問にもありました基金の件ですが、あいづふるさと市町村圏協議会で管理するあいづふるさと基金のことだと推測しますが、この基金は会津地域の創造的、一体的な振興整備に資する地域振興事業を推進するために創設され、福島県や会津管内の17市町村から原資30億円の運用収益により、ホームページの立ち上げや観光PR冊子などの作成などの事業を展開してきました。現在、預金利子の低下により、本協議会の運営に支障を来していることから、来年度以降、基金の廃止や協議会の解散も含め、協議が進められているところであります。参考までに平成29年7月現在、全体として約30億3,900万円、このうち本町分として7,200万円の基金残となっております。

次に、2点目の有害な鳥獣駆除の強化についてのご質問でございますが、町では下郷町鳥獣被害防止計画を策定し、さまざまな被害防止対策を実施しているところでございます。この計画書に沿って、本年4月より地元猟友会が主体となる鳥獣被害対策実施隊を立ち上げました。町内における捕獲も可能としたパトロールを実施し、鳥獣被害対策の取り組みの強化を図っております。また、町とともに区長協議会会長、副会長、会津よつば農業協同組合、下郷町有害鳥獣捕獲隊などにより下郷町鳥獣被害対策協議会を組織して、その対策を推進し、加えて町民の皆様には有害鳥獣対策事業として電気柵など

の購入補助を通じた被害防止を呼びかけているところでございます。

また、観音沼森林公園におけるニホンジカによる被害の状況でございますが、特にニホンジカが浮島に渡り、そこに生息する植物の食い荒らしや浮島の踏み荒らしが目立っております。この対策としましては、地面に野菜畑などで利用するネットを敷くなどが効果と思われるとの情報から、現在ネットでの対策を講じた実証の試みをしているところであります。

次に、3点目の防犯カメラ設置についてであります。防犯カメラの設置につきましては防犯抑止効果など、町民の安全、安心を図る上で有効な手段と考えます。現在、町では町が設置しました5カ所でのライブカメラのほかに、道路の管理用として南会津建設事務所が設置しておりますライブカメラ、南会津地方振興局が設置しております不法投棄監視カメラがありますが、防犯カメラについては設置しておりません。防犯カメラの設置を検討する上で、設置箇所、導入費用、運用方法や個人のプライバシーの保護など、さまざまな課題があると考えられます。しかしながら、ご指摘のとおり本町においても盗難事件等が発生しておりますことから、今後関係機関の指導をいただきながら導入に向けた検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

1 番、星輝夫君。

○1 番（星輝夫君） それでは、再質問させていただきます。

ただいまの答弁の中で基金が30億円あると聞いたわけでございますけれども、私も再生可能エネルギー関係について3年前に一般質問を行いました。あの当時、安倍総理が本県を訪ねてきて、再生可能エネルギーに対しては国挙げて絶大なる支援すると言われまして、あのとき町長さんも協力します、それから総務課の職員さんも協力しますと回答を得たわけでございますけれども、そのとき本当にありがたく思いました。それで、その再生可能エネルギー関係にいたしまして、ある地域に資料を何回も持って行って、何とか説明会1回でいいから開いてくれと言っても、いまだかつて開催できないということは本当に誠に残念でなりません。

それで、今年の6月の初めにある南会津郡の温泉施設で世界初の温泉の廃湯を使って電気を起こすことに成功いたしました。そこには日本全国から約20名、沖縄県から来た人もいます。それで、2月に特許申請を出しているということで、報道関係はシャットアウトでありまして、その実験内容を聞いた国の経済産業省職員も何回か来まして、そして感動し、今後国も協力すると言われたと聞いております。その世界初、日本発、この電気を起こすことを下郷からぜひ私はやりたいと思っているのです。しかし、容量がないでは、幾ら電気を起こしても電気が売れない、それでは企業は来ません。ですから、町長さん、何とかひとつ努力をしてもらいたいと思います。

それから、2つ目の有害鳥獣駆除の強化についてでございますけれども、新聞紙上で見ますと、本件の尾瀬地区では県挙げて強化に取り組むと紙面で見ました。本町においても観音沼があります。あの近くには嶽観音があり、また日本遺産になっております。



そういった観点からも、あそこは公園ですから、一応鉄砲を撃つことはできるのかどうかお尋ねいたします。

そして、やはり本町の全地域にも言えることだと思いますけれども、やはりおりなどを設置して私は捕獲をしてもらいたいと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

あと、3番目の防犯カメラ設置についてでございますけれども、先月防犯無線、各家にあります。そこで、こっちで車の盗難があった。また、何日か過ぎて車の盗難があったと防災無線で知りまして、地域住民安全、安心のためにもやはり何カ所かに防犯カメラを設置するのが私は急務であると考えますが、町長さんの考えは、もう一度お伺いさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 星輝夫議員の再質問にお答えしたいと思います。

再生可能エネルギーの発電したものについて、容量アップに努力していただきたいというご質問でございますが、現在のところ東北電力さんは容量がゼロなのです。送電線は何本かに分かれていますけれども、現在発電しても送電できないという状況が続いております。これは、大変私たちにとっても何とも言えない状況でございますが、音金の三峰川電力もようやく通していただいた経過がございました。あれは170キロという規模ですから、あいたところに入りましたけれども、かなり大きな発電をすることになると全くゼロですから、通らないというのが現状でございます。これから容量アップについては会社、県及び国にやっぱりそういうところは要望してまいりたい、努力してまいりたいと、こう思っております。一町村だけでは、これはなかなか実現できませんので、会津総合開発協議会などを通してこの容量アップの努力をしてまいりたいと考えております。

鳥獣対策ですけれども、大変頭の痛いものでございまして、この下郷町地域だけでは解決のできないことがあります。それは猟友会の人数の減少、高齢化、それによってやはり捕獲することがなかなか容易でなくなっている現状でございますので、ある地域では各町村が連携して協議会を設置して、そして共同で捕獲をしていくというようなことも会津管内でもやっているところがございますので、その辺を県の指導のもとで設置をしていって、そして各町村ごとに重点的に捕獲をしていくというような方法が今後とれるのかどうか。とらなければますます鳥獣被害の金額も面積も多くなってくるというようなことになりますので、その辺を努力してまいりたいと思います。

それから、防犯カメラの設置につきましては、先ほど1回目の答弁でも申し上げましたけれども、関係機関との指導をいただきながら、導入に向けた検討をしてまいりたいと、こう考えておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

1 番、星輝夫君。

○1 番（星輝夫君） 2 番の中で、あそこ公園ですから、一応鉄砲撃つことはできるのか、それだけ一応。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） その関係は、担当課長から答弁させます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 観音沼での猟銃の使用でございますけれども、鳥獣被害駆除であれば使用可能となっております。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 1 番議員、答弁漏れございませんか。

○1 番（星輝夫君） はい、ありません。

○議長（佐藤勤君） これで1 番、星輝夫君の一般質問を終わります。

次に、3 番、室井亜男君。

○3 番（室井亜男君） 3 番、室井亜男、2 点ほど一般質問を行います。

1 つ目は、鳥獣被害について。今、1 番さんが一般質問でもやられたみたいですが、私も鳥獣被害について1 つやりたいと思います。今年も町内各地で熊やイノシシ、猿、鹿などが農作物等の被害が多発し、町民からもどうにかならないのかという声が多く寄せられております。昨年と今年の被害状況の比較をお示しいたきますようお願いを申し上げます。

また、今年度から鳥獣被害対策実施隊が結成され、町内各地のパトロールが実施されているようですが、この実施隊におけるパトロールの方法はどうなっており、実際にパトロールをしている地区以外に猿やイノシシ、熊などが目撃された場合はどのような体制で対応しているのでしょうか。

さらには実施隊を始めて5 カ月が経過しておりますが、これまでの実施隊の効果と、そのほかに今年度から新たに取り組まれた鳥獣被害対策などがありましたならば、その内容と効果をお示しいたきますようお願いを申し上げます。町は、どのような方策だと効果があるのか、今後どのような対策をとっていく考えなのか、お示しをいただきますようお願いを申し上げます。

今、全国各地で鳥獣被害については問題となっておりますが、アイデアと多額の予算をかけて被害を少なくした町村なども多々あります。町長は、町の基幹産業である農業を守っていくため、この問題解決に向けて惜しみない予算をかけていく考えはあるのかどうかお伺いをいたします。

2 つ目に、町の公共施設についてお伺いをいたします。昨年、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定するために委託費を予算化していたようですが、この計画は策定されたのでしょうか。もし策定されたのであれば、町民や議会に対して公表しないのかどうかお伺いをいたします。

今後、公共施設を維持管理していくためには相当の予算が必要となってくると思われ

ます。将来の財政状況を見据え、これらの予算を審議していくためにも、この計画の提示と説明を議会に対して行う必要があると思われますが、町長はどのようにお考えなのでしょうか。

また、町の施設には老朽化に加えて耐震強度問題のある湯野上にある町民体育館、老朽化から大規模改修が必要である中学校にある町民プール、今役場の倉庫として使われている中学校の脇にあります寄宿舎などが非常に老朽化した施設が多々あります。この計画の中でこのように老朽化で改修計画を立てている施設はどの施設で、今後どのように管理し、改修費用はどの程度の予算が必要と位置づけられているのでしょうか。

さらには、全ての公共施設を維持管理していくためには今後どの程度の予算を必要とし、これらの予算を町の財政計画との調整は図られたのかどうかお伺いをいたします。

以上、2つの点に質問をいたしますので、明快なる答弁をよろしく願いを申し上げます。質問を終わります。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 3番、室井亜男議員のご質問についてお答えします。

まず、大きな1点目の鳥獣被害対策についてでございますが、1つ目の昨年と今年の被害状況の比較についてでございますが、平成29年9月7日現在の農作物被害金額は68万400円で、被害面積は43.5アールとなっております。昨年の同時期の農作物被害金額は52万9,400円で、被害面積は33.5アールという状況でした。

2つ目の実施隊のパトロール方法ですが、パトロールは猟銃を携帯した実施隊2名1組により、祝日を除く月曜、水曜、金曜、週3回の町内に設定しました2つのコースを毎回交互に巡回しております。ただし、前回のパトロール時において鳥獣の目撃情報などにより引き続き鳥獣被害が懸念される場合においては設定したコースにとらわれることなく、その場所を重点的にパトロールするなど臨機応変に対応してまいります。

3つ目のパトロール中に鳥獣などの目撃情報があった場合の対応ですが、その情報が町にあった場合や直接パトロール中の実施隊に連絡があった場合などはパトロールを即中断し、速やかに現場に急行し、その対応に当たっております。

4つ目の実施隊の効果ですが、現在までにパトロール中の隊員により、熊1頭、猿3頭を捕獲しております。さらに、個人や行政区などで設置しております電気柵などの設置機械における適切な管理指導などを行い、鳥獣被害対策効果の向上につながる活動などもあわせて行っております。直接住民とその対策方法などを指導することで、住民との鳥獣対策に取り組む意欲の向上に効果があったと考えております。

5つ目の今年度から新たな鳥獣被害対策の取り組みとその効果ですが、昨年までは1万3,000円の捕獲報奨金を5,000円増額して1万8,000円としましたので、捕獲に携わる方の捕獲に対する意欲の向上につながっているものと考えております。

6点目の効果的な鳥獣被害対策と今後の対策についてですが、やはり鳥獣捕獲による頭数の管理が最も有効な対策であると考えております。このことから、今後の対策としてはこれまで実施してまいりました捕獲機材の活用により、捕獲活動はもちろん、

新たに捕獲活動に有効となる捕獲機材など導入を推進しつつ、捕獲活動の強化を図ってまいりたいと考えております。さらに、現在捕獲に携わる隊員におきましては、高齢化などにより人員の減少が懸念されていることから、新たな人員の確保についても今後検討を進めてまいりたいと考えております。また、広域連携で協議会を設立するなど、対応することも今後の新たな対策として考えていかなければならないと思います。県からの指導も必要であると考えております。

7点目の鳥獣被害対策に向けての予算確保についてでございますが、鳥獣被害対策については町の重要課題として捉え、電気柵や防護ネットなどにおける購入補助を初め、町鳥獣被害対策協議会や町鳥獣被害対策実施隊の活動の充実のための費用など、今後も必要な予算の確保をしながら対応していきたいと考えております。

次に、2点目の町の公共施設についてでございますが、この件につきましては平成28年度の予算により下郷町公共施設等総合管理計画を本年3月に策定したところでございます。この計画は、平成26年4月20日付け、総務大臣通知、公共施設などの総合的かつ計画的な管理の推進についてに基づき策定したもので、人口減少や厳しい財政状況を背景に、公共施設などの老朽化対策が全国的に大きな課題となっている中、長期的な視野で公共施設などを更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行う目的で、特別交付税の財政措置を受けながら策定したものであります。今後の町の予算とも大きくかかわる内容でありますので、今後情報共有の観点から、議会の皆様方の説明や町のホームページ上での公表を考えております。なお、策定後に県から提出の指示がありましたので、国及び県のホームページ上では掲載されているところでございます。計画の中には国が示す標準的な計算方法により、今後40年間にかかる公共施設などの更新や大規模改修の費用を試算しております。これを踏まえ、施設の類型、要するに施設のさまざまな種類のことや、その現状や課題等を分析し、今後の施設管理の基本的な方針やコストの削減目標も示しております。なお、財政計画との調整につきましては、他の上位計画を含め検討すべきものと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） まず最初に、ちょっと聞きたいのは、実施隊が4月から始まったのですが、最初始まったときに許可がおりないということで鉄砲を持たないで歩いたように見受けられるのですが、1カ月とか2カ月、許可がおりる前。我々、3月の予算特別委員会では鉄砲を持って歩くのだよというようなことを私が質問したときに答弁はしているのですが、何カ月ぐらい鉄砲を持たないで我々と同じく花火を持って歩いた期間というものがあつたように見受けられるのですが、そのようなことがどのぐらいだったのか。あのときに我々に鉄砲を持って歩くのだということならば、やっぱり我々議員ぐらいには許可がおりないから鉄砲は持たないよというようなことぐらいの何らかの伝達というものは私は必要だったのかな。ですから、我々と同じく、ただ車に乗って一日9,000円で、月、火、水、ただ日当取りに回っていたと、このように言われてもしようがない、

このように思っております。

熊は、蜂蜜が好物でございます。おりをかけて蜂蜜の中に入れると熊というものはおりにかかる。イノシシは、非常に好物が見当たらない。ですから、何かミミズが好物だということになると田んぼの土手だとか山の中の土手だとかミミズを食べたいがために土を掘っている。または生まれる子供というのが非常に多くて、物すごい勢いで今、夜10時ごろになるとわさわさ、わさわさって何か茅の中から出てくるというような地区が相当あるように伺っております。今回、花火が補正予算で35万1,000円ほど花火の予算がとってございます。前、私は区長にしか渡さなかった花火を一般町民にも渡すようにということで、町長が一般町民にも渡すようにしますということで、それからこの下郷町町内に花火がぼんぼん、ぼんぼん打ち上がって、これも相当な有効ではあるのかなと思っております。

報奨金のことでちょっと聞きたいのですが、西郷村では2万円を報奨金として払っているという話が聞くのです。隣村が。そうすると、今まで1万3,000円から1万8,000円にしたのですが、もう少しやっぱり報奨金というものを上げてやるべきではないだろうか。そうでないと猟銃、鉄砲の人たちが本気になるようにするにはやはりある程度お金を出す、こういうようなことも考える一つの方法ではないだろうか。

町長、わからないかもわかりませんが、イノシシのおりが猟友会の人からちょっと少ないのではないだろうかと言われております。もともとやっぱりこれだけイノシシがいるならば、おりをもう少し数を買って、もう少しおりをかけるという一つの方法も私は必要ではないだろうか、このように思いますが、町長わからなかったら課長のほうからひとつ答弁もよろしいですから、よろしく願いを申し上げたいと思います。

2つ目の公共施設のことで、私も先ほど答弁の中ではちょっと今年の3月にホームページで発表したということですが、ではホームページを見ない人は我々わからないわけですが、ある程度ホームページを見ない町民には発表しなくてもいいのか、そういうことではなく、やはり我々ホームページがどうのこうではなく、ホームページに見せたならば議会に対してもやっぱりこれから予算をつけたり何かするわけですから、議会にぐらいはやっぱり報告すべきではないだろうか。なぜ報告しないのか。何かこうそっぱち、隠し事をしているみたいに言われてもしょうがないのかなと。

私は、先ほども申し上げましたけれども、湯野上の町民体育館、非常に老朽化しています。中学校にある町民プール、非常に老朽化しています。中学校の脇にある寄宿舍、倉庫になっています。こういうような多々あるわけでございますが、こういうようなことを考えた場合に、この前私は一般質問でプールをひとつぜひ温水プールをつくってほしい。これは、膝が痛い、腰が痛いということになると、お医者さんに行く。お医者さんは、運動をなさ。運動する場合には何がいいかというと、温水の中を歩いて運動するのが一番いいと、浮力を利用してと、こういうようなことがあるのですが、私の希望ですが、町民体育館を耐震構造かけるならば、中を取っ払って、あの中にやっぱり温水プールというものをつくったら非常に一石二鳥でいいのではないだろうか、このようなこともありますけれども、我々町民が健康で、運動をしながらそのようなこともひと

つ考えて、もう一度町長、なぜ我々の議会に公共施設等総合管理計画を発表できないことがあるのかどうか。お願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 室井亜男議員の再質問にお答えしたいと思います。

許可がおりないで、銃を持たない期間が何日あったのかということについては、担当の課長から答弁させます。

それから、鳥獣被害対策の予算につきましては、今回は花火の予算を上げましたけれども、おりなど、イノシシのおりなどが少ないのではないかとのご質問ですから、それをやはり実施隊あるいは捕獲隊の人たちと協議をしながら数を増やすということは当然対策としては必要でございますし、報酬の関係も近隣の町村も比較しながら検討することも捕獲を前提としたものであれば予算の確保はやっていきたいと、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、公共施設の関係でございますが、公共施設の関係は特別何も理由がなく、議会に発表しないということではなくて、ホームページ出していますのは県のほうのホームページでございます。町ではこれからホームページを出していきたいと思っておりますし、議会の報告も12月の議会になれば報告をしていきたいということで考えておりましたし、あとは発表した場合に、これからどのような考えで公共施設の老朽化あるいは耐震計画に入っていながら実施しない施設もございますので、その辺をどのように今後財政の健全化とあわせながら事業の展開をしていかなければならない。当然道路が壊れて車が通れないようになってしまつては、これは当然かかりますし、建物が壊れてしまつては困りますので、それを補修しなくてはならない。いろいろな公共施設の試算はされておりますので、そのときに十分に検討する。お金もかかる事業です、これは。道路1本ちょっと直ただけでも五、六千万円かかります。そのような、橋梁も当然です。そういうことでありますので、皆様方のご理解でもってこれを何年間でやるのか、あるいはすぐにやらなければならないのかというものはありますので、その辺をご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 実施隊におきます銃砲所有できない期間というお話でございますが、記憶で確かではございませんが、5月上旬から5月中旬くらいまで所有できない期間がございました。ただ、議員ご指摘にありましたけれども、実施隊としての機能を十分果たしていなかったのではないかとご指摘でございますけれども、決してそのようなことはございません。十分にその間でも実施隊として鳥獣被害対策に当たって、その効果は得られたものと考えております。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 1つだけちょっと聞いてみたいのは、鳥獣被害でパトロールを2路線を使っているということなのですが、実際にこのパトロールの2路線をここから基盤としてこういうところを通っているという路線をちょっと教えていただけませんか。わかりますか。2路線で。例えば役場を出て、大松川行って、小松川行ってとか、そういうふうな地区名がちゃんと出ているのでしょうか。それを読み上げて教えていただきようお願いします。

もう一つは、今回花火のところの補正読んで聞いても構わないのですが、全体的に各地区の名前でわかるかどうかわかりませんが、例えば小松川が一番花火持っていたとか、中妻が2番に持っていたとか、そういうようなことはわからないのでしょうか。地区名で。余り小松川のほう花火やるから、中妻は猿、イノシシ、みんな来てしまっていて困っているのだ。わかれば教えていただけますようお願いします。

終わり。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 実施隊の巡回ルートでございますけれども、第1ルート、第2ルート、ご指摘のとおり読み上げさせていただきます。

第1ルートでございますが、役場から出発しまして、南倉沢、観音沼方面に行きまして音金、それから左走に下りまして、十文字に向かいまして、鶴ヶ池、さらには落合、倉村、檜原から林道を通りまして、小池、さらには湯野上で午前中の予定でございます。午後に入りまして、大沢、中山、大内に向かいまして、またおりまして、小出、沼尾、さらには白岩、水門、沢入の後、小松川に向かいまして、張平、大松川、杉ノ沢、農免道を通りまして、塩生、沢田、桃曾根、フルーツラインのところでございます。さらには中妻に向かいまして、役場に戻ってくるコースでございます。

第2ルートとしましては、役場を出発しまして、同じようになりますけれども、全体的には南倉沢、観音沼、音金、これ第1ルートと同じでございます。左走、十文字、鶴ヶ池、落合、倉村、さらに林道を通りまして、小池、三ツ井、新開、戸赤方面に向かいまして、また戻りまして、成岡、弥五島、湯野上。午後になりますが、大沢、中山、大内に向かいまして、戻りまして田代から枝松方面、さらには枝松から林道を通りまして雑根、白岩、水門に来まして、沢入、小松川、張平、大松川、杉ノ沢に向かいまして、農免道路を向かいまして、さらには沢田、檜原、桃曾根のフルーツラインを越えて、中妻に行きまして、塩生に戻るということが当初決めておりました第1ルート、第2ルートでございます。ただ、先ほどいろいろその際に鳥獣が出たのであれば、町長さんがお答えしたとおり臨機応変に対応しているところでございます。

花火でございますが、花火につきましては町の鳥獣被害対策協議会で購入してございます。28年度は60万円ほどでございました。28年度はその程度でございましたが、29年度は実施隊も使うということで、多目の100万円程度の花火代金を使っております。ご指摘のとおり、今定例会で補正をお願いしておりますが、補正をお願いして足りないとい

うふうな状況でございます。これにつきましては、議員さんご指摘のとおり、昨年区長様でなくて町民の方もということでやっているところでございます、その受け払い簿をつけているところでございますが、ここというふうな集計はさせておりますが、今手元に資料がございません。ただ、一部集落を除いてほとんど、38行政区ほとんどの集落で活用させていただいているということだけで、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

○3番（室井亜男君） はい、ありません。

○議長（佐藤勤君） これで3番、室井亜男君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前10時51分）

---

○議長（佐藤勤君） 再開いたします。（午前11時00分）

次に、10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 本日最後の質問になりますが、よろしく願いいたします。10番、山名田久美子、通告に基づいて一般質問させていただきます。

まず1点目でございます。全国瞬時警報システム（Jアラート）について質問させていただきます。去る8月29日6時2分、全国瞬時警報システム（Jアラート）が福島県など12道県に避難を呼びかけました。また、国から携帯電話会社を通じて個人の携帯電話やスマートフォンに緊急速報メールが送信されました。県内では、4市村で防災無線が正常に作動せず、住民に情報が伝わらなかった可能性が出ております。下郷町ではなかったかどうか、この点についてお伺いいたします。

今回のJアラートで町はどのような対策を講じたのか、そして避難先はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

続きまして、2点目です。茅の確保についてご質問いたします。国の重要な建造物集落群として指定を受けている大内宿では、今茅の確保に苦慮しております。屋根の葺きかえの茅は、個人で茅を刈り、保存します。不足分については、近隣の方々にお願いし、確保しております。それでも不足する分については、茅管理組合から購入することになります。毎年11月には大内区民で茅刈りを実施しております。今までは年1回だったそうですが、2回に増やし実施しております。それでも1年とった茅は1軒分に満たない状況でございます。国の指定を受けている中で、茅が不足しているからといってトタンをかぶせることはできません。町でも大内宿の資料館や会津鉄道湯野上温泉駅の茅屋根を抱え、茅の需要はこれからもあります。このような状況の中、町として茅の確保をどうするのか、お考えを伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、山名田久美子議員のご質問についてお答えいたします。

8月29日6時2分にJアラートにより、「北朝鮮からミサイルが発射された模様です。



頑丈な建物や地下に避難してください」と放送されました。議員の皆様も驚かれたと思います。これを受け、町では担当課職員を招集し、情報収集に当たっております。8時20分には緊急の課長会議を招集し、国、県などからの情報収集に努めているとともに、今後の対応を協議しております。現段階では、国がお知らせしております屋内においては窓から離れた安全な場所へ避難する。屋外においては、速やかに屋内に避難することなどを町民の皆様にも周知するとともに、防災無線の正常な作動を図るためにも日々点検を呼びかけ、有事の際に備えなければならないと考えております。

福島県では、9月6日、7日に各市町村の担当者によるテレビ電話でJアラートが作動した際は30分程度の受信状況や被害情報を県に報告するようにし、周知文書の内容の見直しを図り、新たに車内にいる方に対しては車を安全な場所にとめ、近くの建物に避難する対応を追加したところであります。北朝鮮につきましては、まだまだ予断は許さない状況でありますので、今後とも注視していく考えであります。いずれにしましても、町民の皆様の人命保護を最優先に、関係機関との連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

なお、町では情報伝達ができなかったところはないのかという質問ですが、町ではなかったようでございます。

次に、2点目の茅の確保についてのご質問でございますが、大内宿の皆さんが茅の確保に苦慮していることは今年の2月に大内地区で行った地区懇談会の席でもお話が出ましたので、承知しております。現在、大内宿の茅の改修は15年ほど経過した屋根について順次部分改修を行っております。年間4棟前後ですが、その改修工事については地区の皆様のご協力により茅が不足することなく、事業を進めることができております。しかし、今後安定した茅の供給のためにも町や大内地区、さらには茅刈り職人などの連携を図るなど、安定した茅の確保を考えていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） では、再質問させていただきます。

Jアラートが発せられてからテレビ等で結構いろんなことをやっておりました。戦場で取材を続けるジャーナリストが言っていた言葉の中に、着弾による被害は避けようがない。しかし、近くに落ちた場合、爆風から守るためにはまず目と耳を守ることが大切だとおっしゃっていました。爆風で鼓膜が破れるということはあるのだそうです。そういう中で、ある学校で、小学生対象なのですけれども、防災頭巾を用意してあって、それをかぶって床に伏せる、そういう映像が流されておりました。日本の場合、戦後70年が過ぎ、このような状況を見るというのは本当に残念で悲しいことです。しかし、こういう状況、今の北朝鮮が続ける限り、また日本がこういう状況になるということはある得ることなのかなというふうに思っております。そういった意味でも、学校も含め、我々も含め、やはりそういったものに対する防災意識というのを強めていかなければいけないのではないかというふうに感じております。そういったところで、やはり頭、要す

るに耳とか目を守るようなもの、それを身近に置いておくということは必要なのではないかと思います。昨日、8番議員の猪股議員からも質問がありました。そういった中で、学校の中でも訓練は行っているということですが、やはりこういった設備も備品もそろえながらやっていく必要性もあるのではないかというふうに考えております。その辺のようにお考えなのか伺いいたします。

それと、茅に関してですが、やはり大内宿が国の選定を受けているということは、我々大内宿の区民だけではなく、町、それから国、世界の宝であると思うのです。そういったところを守っていくために、私たちはやはり大内だけというような考え方ではなく、やはりここを守っていくことが町、それから日本の遺産を守るという意味では大切なことだと考えております。これは別に大内をひいきして言っているわけではありません。やはり大切なものを守っていく、そういった気持ちというのは我々はどんなところへでも持っていなければいけないものだと思っております。そういった意味で、やはり茅の確保というのは、これは本当に大内だけのものではないと思います。先日、資料館見ましたけれども、屋根と屋根との間、もう2カ所ほど崩れ落ちているのです。これから修理するということを伺いましたけれども、ビニールシートがかかった状態、そういう状況がある中で、やはり町としても本当に茅をどうやって確保するのか、そういったことをきちんと考えていただきたいと思います。今後どのようなことを考えていられるのか、再度伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 山名田久美子議員の再質問についてお答えしたいと思います。

Jアラートが発せられ、近くに落ちた場合に爆風で耳や目がやられてしまうというようなことは当然でございますが、やはり防災意識を高める意味でも、これは非常に町民の皆さんがそういう内容を知っていただくということも大切だろうかと思います。地震の来たときにどうするのかというようなことでも、防災頭巾なんかも準備していかなければならないということは当然でございますので、今後備えていくことについて検討してまいりたいと、こう思っております。

それから、大内宿の茅の確保の件でございますが、毎年4軒ぐらいの茅差しかえをやっているわけですが、やはり茅の確保について非常に苦慮しているようでございます。当然町の施設、展示館と大内の氷玉峠の峠の茶屋がございます。湯野上温泉は会津鉄道の財産でございますから、当然町で助成金を出して建てたもので、当然その茅葺きも差し茅もしなければならぬ状態になっていることは確かでございます。今後、茅の確保については大内の行政区や町、それから茅葺きの職人の方、それから茅の圃場を持っている方、そういう方の協議会などを設置して、そして茅の確保をしていくということも必要ではないかと。そうでないと、1軒1軒、毎年毎年茅が足りなくて他県のほうから運んでくる、他町村のほうから購入してくるというようなことになると、ますます単価が高くなって非常に困ってしまう状態になろうかと思いますので、その辺の調査を

するためにも、やはりそういう団体を設置していただいて、そして茅の不足にならないような対応はこれから必要だと思っています。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 再々質問させていただきます。

まず、防災頭巾などの確保について検討していきたいということでございましたが、やはり防災意識というのを高めていく上でも、ハザードマップの件について最初私も質問したことございますが、そういったものを出してもなかなか町民に伝わらない。やはりそういった機会をどんどん設けていくべきではないかということを質問させていただきました。その後、広報などでハザードマップ、こういったものがありますよというのを町民に知らせていただきました。知った方も結構おられました。やはりこういったものというのは、出したからいいというものではないのです。やはりどう個人に伝わるか、そのことが一番大切だと思いますので、今後行政区などを通してそういった防災意識というものを高めていきたいというふうに思います。9月3日に行われた訓練の中でも、やはり訓練なので、皆さん足が痛いから集会所まで行けないわとか、昔は消防が回ってきて乗せてくれたとか、消防ではないのですけれども、いわゆる車で皆さんを乗せて集会所までというようなときもあったようなのです。だから、そういったことも含め、どうやって皆さんに防災意識を高め、訓練をするなり、やはり訓練することはかなり身につくものだと思いますので、そういったことも含め、今後続けていきたいというふうに思います。

あと、茅の確保についてなのですけれども、協議会を立ち上げたいというふうにおっしゃっていましたが、町の中でいろんな協議会ございますけれども、果たしてそれがそういったところに知識を持った人たちが協議会を設けているのか、その辺ちょっと疑問に思う点も結構あるのです。いろんな協議会がございます。一つの協議会をつくるときに、例えば茅に関する協議会であれば、やはり茅に精通した、どうやったら茅を多くとれるのか。そういった時間帯も含め、量も必要だと思いますし、そういったことも含め、きちんとわかっている人間がその協議会に入っているいろんな提案をできるような人を入れた協議会をつくっていただきたい。その辺をどのようにお考えなのか伺いたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 山名田議員の再々質問にお答えします。

防災意識の高揚は当然でございます。下郷町は、毎年防災訓練を行っておりますので、他町村からくればそういう意識は高いと私は認識しております。これからも続けていきたいと、こう思っています。

それから、茅の協議会と言っていますが、茅の精通した人でなければ、それはわからないと、当然でございますので、その辺は考えながら設置していただくことが一番必要

かと思えます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございますか。

○10番（山名田久美子君） ありません。

○議長（佐藤勤君） これで10番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議の議案審議の日程は、あす9月13日であります。議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤勤君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。（午前11時17分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年9月12日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成29年第3回下郷町議会定例会会議録第4号

|                                                |                        |                     |            |         |         |        |
|------------------------------------------------|------------------------|---------------------|------------|---------|---------|--------|
| 招 集 年 月 日                                      | 平成２９年９月６日              |                     |            |         |         |        |
| 本会議の会期                                         | 平成２９年９月６日から９月１３日までの８日間 |                     |            |         |         |        |
| 招 集 の 場 所                                      | 下郷町役場議場                |                     |            |         |         |        |
| 本 日 の 会 議                                      | 開議                     | 平成２９年９月１３日　午前１０時００分 |            |         | 議長      | 佐　藤　　勤 |
|                                                | 閉会                     | 平成２９年９月１３日　午後　２時５０分 |            |         | 議長      | 佐　藤　　勤 |
| 応 招 議 員                                        | １番                     | 星                   | 輝　夫        | ２番      | 玉　川　邦　夫 |        |
|                                                | ３番                     | 室　井                 | 亜　男        | ４番      | 星　　政　征  |        |
|                                                | ５番                     | 湯　田                 | 純　朗        | ６番      | 小　椋　淑　孝 |        |
|                                                | ７番                     | 小　玉                 | 智　和        | ８番      | 猪　股　謙　喜 |        |
|                                                | ９番                     | 湯　田                 | 健　二        | １０番     | 山名田　久美子 |        |
|                                                | １１番                    | 佐　藤                 | 盛　雄        | １２番     | 佐　藤　　勤  |        |
| 不 応 招 議 員                                      | なし                     |                     |            |         |         |        |
| 出 席 議 員                                        | １番                     | 星                   | 輝　夫        | ２番      | 玉　川　邦　夫 |        |
|                                                | ３番                     | 室　井                 | 亜　男        | ４番      | 星　　政　征  |        |
|                                                | ５番                     | 湯　田                 | 純　朗        | ６番      | 小　椋　淑　孝 |        |
|                                                | ７番                     | 小　玉                 | 智　和        | ８番      | 猪　股　謙　喜 |        |
|                                                | ９番                     | 湯　田                 | 健　二        | １０番     | 山名田　久美子 |        |
|                                                | １１番                    | 佐　藤                 | 盛　雄        | １２番     | 佐　藤　　勤  |        |
| 欠 席 議 員                                        | なし                     |                     |            |         |         |        |
| 会議録署名議員                                        | ５番                     | 湯　田　純　朗             | ６番　小　椋　淑　孝 |         |         |        |
| 地方自治法第<br>１２１条の規定<br>により説明の<br>ため出席した<br>者の職氏名 | 町　　長                   | 星　　學                | 副　町　長      | 玉　川　一　郎 |         |        |
|                                                | 参事兼総務課長                | 星　　修　二              | 税務課長兼会計管理者 | 星　　健　一  |         |        |
|                                                | 町　民　課　長                | 大　竹　義　則             | 健康福祉課長     | 渡　部　善　一 |         |        |
|                                                | 産　業　課　長                | 佐　藤　壽　一             | 建　設　課　長    | 渡　部　芳　夫 |         |        |
|                                                | 教育委員会教育長               | 渡　部　岩　男             | 教　育　次　長    | 渡　部　清　一 |         |        |
|                                                | 代表監査委員                 | 渡　部　正　晴             | 農業委員会事務局長  | 横　山　利　秋 |         |        |
| 本会議に職務<br>のため出席し<br>た者の職氏名                     | 事　務　局　長                | 室　井　　哲              | 書　　記       | 荒　井　康　貴 |         |        |
|                                                | 書　　記                   | 芳　賀　和　也             |            |         |         |        |
| 議 事 日 程                                        | 別紙のとおり                 |                     |            |         |         |        |
| 会議に付した事件名                                      | 別紙のとおり                 |                     |            |         |         |        |
| 会 議 の 経 過                                      | 別紙のとおり                 |                     |            |         |         |        |

平成 29 年第 3 回下郷町議会定例会議事日程（第 4 号）

期日：平成 29 年 9 月 13 日（水）午前 10 時開議

開 議

- |        |             |                                    |
|--------|-------------|------------------------------------|
| 日程第 1  | 報告第 3 号     | 平成 28 年度下郷町健全化判断比率等について            |
| 日程第 2  | 議案第 39 号    | 平成 28 年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3  | 議案第 40 号    | 下郷町情報公開条例の一部を改正する条例の設定について         |
| 日程第 4  | 議案第 41 号    | 下郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定について       |
| 日程第 5  | 議案第 42 号    | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について    |
| 日程第 6  | 議案第 43 号    | 平成 29 年度下郷町一般会計補正予算（第 3 号）         |
| 日程第 7  | 議案第 44 号    | 平成 29 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）   |
| 日程第 8  | 議案第 45 号    | 平成 29 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  |
| 日程第 9  | 議案第 46 号    | 平成 29 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）     |
| 日程第 10 | 議案第 47 号    | 平成 29 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）   |
| 日程第 11 | 議員提出議案第 4 号 | 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について         |

散 会  
閉 会

(会議の経過)

○議長（佐藤勤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

---

#### 日程第1 報告第3号 平成28年度下郷町健全化判断比率等について

○議長（佐藤勤君） 日程第1、報告第3号 平成28年度下郷町健全化判断比率等についての件を議題といたします。

職員に報告第3号を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長（佐藤勤君） 本件について説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 皆様、おはようございます。

初めに、報告第3号 平成28年度下郷町健全化判断比率等についてご説明いたします。議案書の1ページをごらんください。本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成28年度の決算内容につきまして下郷町の財政健全化判断比率及び4ページに記載されております経営健全化について監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

次のページ、2ページをごらんください。2ページの表になりますが、一番上の実質赤字比率でございますが、ここには一般会計の歳入から歳出を引き、標準財政規模で割った数値が入ることになっております。実質収支が赤字であれば、数値が入りますが、平成28年度の歳入と歳出の関係は3億6,527万7,000円の黒字決算となりましたので、数値の記載はございません。

次に、その下の連結実質赤字比率でございますが、ここは特別会計も含めました全会計を対象に赤字となっている場合について、先ほどの標準財政規模で割って出た数値が入ることになっておりますが、これにつきましても全会計黒字または歳入歳出同額の決算でございましたので、同様に数値の記載はございません。

その下の実質公債費比率でございますが、普通会計における元利償還金及び公営企業債の償還に充てられた繰入金並びに一部事務組合等の地方債に充当されました負担金等を標準財政規模等で割って出た数値となっております。平成28年度、単年度の数値は5.0%でございましたが、この欄には過去3年間の平均値が入ることとなっておりますので、4.9となっております。なお、27年度は5.2でございましたので、27年度と比べまして公債費比率は若干低下したということになっております。

次に、一番下の将来負担比率でございますが、全会計における負担総額、元利償還金及び公営企業償還金、退職手当負担金見込み額の合計額より56億6,155万円となります

が、またそれから算出されました充当可能額69億1,176万2,000円となっておりまして、このことから充当可能額が上回っているというようなことから、負担比率はあられず記載となっておりません。

次のページ、3ページになりますが、一番下の(3)には、監査委員から特に指摘する事項はないとの報告をいただいております。

次に、4ページをごらんください。経営健全化審査意見書でございますが、この意見書は公営企業会計に係るものでございます。簡易水道事業及び農業集落排水事業とも赤字決算となっておりませんので、資金不足比率は表示されず、適正であることをあらわしております。この経営健全化審査におきましても、監査委員から(3)にありますように、特に指摘する事項はないという旨の意見が付されているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君）　4ページのときに個別意見で、簡易水道並びに農業集落排水が良好であるというような、良好な状態にあると認められるということが簡易水道、農業集落排水出ていますが、未納の分はこういうふうなときに、中にあると思うのですが、そういうようなものはこういうふうな個別意見というか、健全化審査意見とか、そういうようなものには入らないで、こういうふうな良好な状態と、こういうふうになっているのかどうか。未納があると思うのです。そういうふうな未納というものはこういうふうな審査意見とか、こういうようなものに入らないでこういうふうにするのかどうか。この1点だけお願いします。

○議長（佐藤勤君）　答弁を求めます。

代表監査委員、渡部正晴君。

○代表監査委員（渡部正晴君）　未納の分につきましては、これは後ほど徴収するのが建前でございますので、あくまでも徴収決定から支出を引いた残りということで監査しております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君）　再質問はありませんか。

○3番（室井亜男君）　はい。

○議長（佐藤勤君）　ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君）　なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第3号　平成28年度下郷町健全化判断比率等についての件を終わります。

---

日程第2　議案第39号　平成28年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について



○議長（佐藤勤君） 日程第2、議案第39号 平成28年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） 本件につきましては、決算審査意見書が提出されておりますので、説明を求めます。

代表監査委員、渡部正晴君。

○代表監査委員（渡部正晴君） それでは、お手元の平成28年度下郷町歳入歳出決算等の審査について、この資料をもとに読み上げて報告させていただきます。

1 ページごらんください。平成28年度下郷町各会計決算審査意見書。Ⅰ、審査の方針。次の諸点に主眼を置き、歳入歳出決算書及び証書類、関係帳簿等を照合審査するとともに、関係資料の提出や関係者の説明を聞きながら慎重に審査いたしました。

- 1、決算の計数は正確であるか。
- 2、予算は議決の趣旨に添って適正に執行されているか。
- 3、会計経理事務は関係法規にのっとり適正に処理されているか。
- 4、財産の取得・管理及び処分は適正に行われているか。

Ⅱ、審査対象の会計。

- 1、平成28年度下郷町一般会計歳入歳出決算。
- 2、平成28年度下郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。
- 3、平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。
- 4、平成27年度下郷町介護保険特別会計歳入歳出決算。
- 5、平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算。
- 6、平成27年度下郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算。
- 7、平成27年度下郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算。

Ⅲ、審査の期間。平成29年7月12日から8月21日まででございます。

審査の結果でございます。1、決算の概要。（1）、歳入歳出の状況。平成28年度一般会計及び特別会計合計額の決算状況は、次の「表1 決算額の総額」、「表2 決算額の対前年度比」及び「表3 実質収支の状況」に示すとおり、総合計額は歳入70億3,955万6,000円、括弧の中は省略させていただきます。歳出65億5,496万2,000円で、前年度決算額に比べ歳入は1億1,869万2,000円の増加、歳出も1億100万円の増加しており、歳入歳出差し引き4億8,459万4,000円の剰余金が生じております。

なお、本年度の剰余金4億8,459万4,000円から前年度の実質剰余金4億4,957万4,000円を差し引いた単年度収支額は3,502万円の黒字となっております。

以下、表の読み上げについては省略させていただきます。

3 ページの（2）、一般会計の決算状況でございます。平成28年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入で48億8,085万7,000円、歳出で45億1,558万円で、歳入歳出差し引き3億6,527万7,000円の剰余金が生じております。

なお、本年度の剰余金 3 億 6,527 万 7,000 円から前年度の実質剰余金 3 億 4,055 万 1,000 円を差し引いた単年度収支額は 2,472 万 6,000 円の黒字となっております。

次に、歳入歳出の各款別の状況は次の表の 4、歳入・歳出の款別状況のとおりでございます。

5 ページに行きます。(イ)、歳入。歳入決算額は 48 億 8,085 万 7,000 円で、前年度に比べ 1 億 6,110 万 8,000 円増加しております。予算現額に対する執行率は 99.3% となっております。前年度に比べまして町税、町民税は増収したものの、固定資産税が減収となっております。全体では 366 万 4,000 円減少しております。地方消費税交付金は 1,506 万 3,000 円の減少、地方交付税は 1,210 万 5,000 円増加したものの、普通交付税が 466 万円減少するなど、経常収支比率に影響を及ぼす一因となりました。県支出金は、福島県無線システム普及支援事業費補助金、畜産競争力強化対策整備事業補助金などにより 8,182 万 9,000 円、諸収入はスポーツ振興くじ助成金などにより 2,192 万 5,000 円、それぞれ増加しております。

歳出のほうに移ります。歳出決算額は 45 億 1,558 万円で、前年度に比べまして 1 億 5,371 万円増加し、予算現額に対する執行率は 91.9% となっております。前年度に比べまして民生費は、臨時福祉給付金事業などにより 1,466 万 3,000 円増加しており、衛生費は南会津地方環境衛生組合負担金の減少などにより 5,000 万 1,000 円減少しております。農林水産業費は、畜産競争力強化対策整備事業などにより 5,025 万 9,000 円、商工費は地方創生加速化交付金事業などにより 1,845 万 6,000 円、土木費はパークゴルフ場建設工事、沼尾シェッド国直轄権限代行事業費負担金などにより 3 億 1,240 万 4,000 円それぞれ増加しております。消防費は、南会津地方広域市町村圏組合負担金の減少などにより 6,500 万 3,000 円、教育費は檜原小学校屋内体育館耐震補強事業の完了などにより 1 億 2,398 万 4,000 円減少しております。

6 ページ行きます。特別会計の決算状況でございます。国民健康保険特別会計等 6 つの特別会計が設置されており、その決算総額は歳入で 21 億 5,869 万 9,000 円、歳出で 20 億 3,938 万 2,000 円、特別会計全体を前年度と比較しますと、歳入が 4,241 万 6,000 円、歳出が 5,271 万円それぞれ減少しております。

各特別会計の決算状況の概要は次のとおりでございます。

①、国民健康保険特別会計。国民健康保険特別会計の決算状況は、次の「表 5—1 国民健康保険特別会計の決算状況」のとおりであります。

決算額は、歳入が前年度比 6.2%、6,783 万 8,000 円、歳出が 7.5%、7,653 万 6,000 円、いずれもそれぞれ減少しております。

また、この制度の加入者である被保険者数の推移につきましては、次の「表 5—2 国民健康保険被保険者数の推移」のとおりでございます。平成 28 年度中は、65 人の減少となりました。

国民健康保険税収入の推移につきましては、次の「表 5—3 国民健康保険税収入の状況」のとおりでございます。

予算現額の 5 割を超える収入未済額を抱えており、平成 30 年度の国保制度改革を踏ま

え、早急な改善策が必要でございます。

②、後期高齢者医療特別会計。後期高齢者医療特別会計の決算状況は、次の「表 5—4 後期高齢者医療特別会計の決算状況」のとおりでございます。

また、後期高齢者医療被保険者数の推移につきましては、次の「表の 5—5 後期高齢者医療被保険者数の推移」のとおりでございます。平成28年度中は、18人の減少となりました。

後期高齢者医療保険料収入の推移につきましては、次の「表 5—6 後期高齢者医療保険料収入の状況」のとおりでございます。

③、介護保険特別会計でございます。介護保険特別会計の決算状況は、次の「表 5—7 介護保険特別会計の決算状況」のとおりでございます。決算額は、歳入が前年度比4.6%、3,687万4,000円、歳出が4.6%、3,482万6,000円、それぞれ増加しております。

介護保険料収入の推移につきましては、次の「表 5—8 介護保険料収入の状況」のとおりでございます。収入済額は1億2,839万4,000円、収納率は96.3%となりました。収入未済額は、昨年度より41万6,000円増加し、500万円となっております。高齢化社会の進展に伴い、今後もサービスの利用増が見込まれますことから、収納率向上とともに計画的な、安定的な財政運営に努められたいと存じます。

④行きます。簡易水道事業特別会計。簡易水道事業特別会計の決算状況は、次の「表 5—9 簡易水道事業特別会計の決算状況」のとおりでございます。決算額は、歳入が前年度比6.0%、1,310万円、歳出が5.9%、1,278万6,000円、それぞれ減少しております。

簡易水道使用料の収納状況につきましては、「表 5—10 簡易水道使用料の収納状況」のとおりであります。収入未済額は、現年分と滞納繰り越し分を合わせて7,159万5,000円となり、前年度と比較して262万8,000円増加しております。使用者負担の公平性を確保するためにも、さらなる徴収努力を望みたいと存じます。

簡易水道事業関係公債費の状況につきましては、「表 5—11 簡易水道事業関係公債費の状況」のとおりでございます。年度末における公債費残高は13億8,351万6,000円と、前年度より1億442万4,000円減少しました。

次のページに行きます。10ページでございます。5番目、農業集落排水事業特別会計。農業集落排水事業特別会計の決算状況は、次の「表 5—12 農業集落排水事業特別会計の決算状況」のとおりでございます。決算額は、歳入歳出それぞれが、前年度比2.5%、67万1,000円減少しております。

農業集落排水使用料の収納状況につきましては、「表 5—13 農業集落排水使用料の収納状況」のとおりでございます。

農業集落排水事業関係公債費につきましては、次の「表 5—14 農業集落排水事業関係公債費の状況」のとおりでございます。年度末における公債費残高、これは7,775万8,000円と、前年度よりも530万2,000円減少しました。

最後に、6番目、宅地分譲事業特別会計。宅地分譲事業特別会計の決算状況は、次の「表 5—15 宅地分譲事業特別会計の決算状況」のとおりでございます。

12ページごらんになってください。大きな2番としまして、財政の運営状況でござい

ます。財政運営の状況を示す基本的指標の一つであります経常一般財源の状況及び性質別決算額の状況並びに実質公債費比率の状況は、次のとおりでございます。

(1)、経常一般財源の状況。平成28年度における経常一般財源の収入額は、次の「表 6 経常一般財源の推移」に示すとおり総額で29億5,605万4,000円で、前年度より2,684万9,000円減少しております。

右側の歳出のほうの性質別状況でございます。歳出決算額を経費の性質別に区分しますと、次の「表 7 性質別決算額の状況」のとおりでございます。

性質別決算額の構成を見ますと、義務的経費34.0%、投資的経費21.7%、その他の経費44.3%となっております。

義務的経費の決算額は15億3,349万9,000円となり、前年度に比べて700万2,000円減少しております。主なものとしまして、人件費の決算額は、職員数の減少などにより4,711万1,000円減の7億7,234万8,000円、扶助費の決算額は、臨時福祉給付金事業などにより3,378万9,000円増の3億5,930万3,000円となっております。投資的経費の決算額は9億8,043万6,000円となり、前年度に比べ2億6,595万4,000円増加しております。主なものとしましては、普通建設事業費の決算額はパークゴルフ場建設工事、沼尾シェッド国直轄権限代行事業費負担金、それから携帯電話等エリア整備事業、畜産競争力強化対策整備事業などにより2億6,857万8,000円増の9億5,742万4,000円となっております。その他の経費の決算額は20億164万5,000円となり、前年度に比べ1億524万2,000円減少しております。主なものとしまして、維持補修費の決算額は除雪委託料の増加などにより2,994万2,000円増の1億5,886万9,000円、補助費等の決算額は南会津地方広域市町村圏組合負担金の減少などにより8,694万1,000円減の6億9,586万5,000円となっております。

(3)、実質公債費比率の状況でございます。実質公債費に関する状況は、次の「表 8 最近5年間の実質公債費の状況」のとおりでございます。

平成28年度決算における実質公債費比率は4.9%となり、前年度に比較して0.3ポイント改善されました。公債費の増大は財政硬直化の要因の一つであり、将来にわたる財政の健全性の確保に十分配慮し、今後とも起債導入には慎重な取り組みが望まれます。

実質公債費比率につきましては、説明文でするので省略させていただきます。

大きな3番、15ページです。財産管理の状況。下郷町公有財産、物品及び基金の状況は適正に整備、管理されております。

平成28年度中の主な増減は、次のとおりでございます。

土地。道の駅駐車場980.78平米。しもごう保育所駐車場674.16平米。山林としまして、国道121号線の湯野上バイパスですけれども、マイナスの57.81平米でございます。

2番目、建物でございます。行政財産の用途の廃止ということで姫川住宅768.00平米。これは、普通財産に分類がえということでございます。

3番目、基金運用状況。基金の決算時の現在高は、次の「表 9—1 基金運用状況」のとおりでございます。

基金の総数は18であり、本年度の積立金は2億6,049万4,000円、取り崩し額は2億

6,882万3,000円、差し引き832万9,000円の減少となり、平成28年度末現在高は33億6,440万4,000円となっております。

また、財政調整基金の年度末残高の推移は、次の「表9—2 財政調整基金の推移」のとおりでございます。本年度末の残高は18億2,328万2,000円となっております。

16ページに参ります。4番目としまして、公金の保管状況でございます。公金は、次の金融機関に預け入れ、管理されていることを確認しました。内訳は、次の「表10 金融機関別内訳」のとおりでございます。

4番目、財政指標。財政状況を示す主な指標の推移は、次表のとおりでございます。

財政力指数、以下につきましては説明文ですので、省略いたします。

18ページ、大きな5番で総括意見でございます。①、平成28年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算額は、関係諸帳簿及び諸書類と合致しており、決算計数は正確であると確認しました。

②、歳計現金についても関係諸帳簿及び現金、預金等を照合した結果、誤りはございませんでした。

③、財産は、関係諸帳簿及び証書類と符合しており、管理も良好なものと認められました。

④、歳入、歳出とも違法、不当なものは見当たりませんでした。

⑤、予算執行及び経理事務は、適正に処理されておりました。

経常収支比率についてでございます。一般会計、特別会計を含めた単年度収支は3,502万円であり、前年度の1億7,594万1,000円に比し大幅に減少しております。また、財政の弾力性を示す経常収支比率も前年度の78.7%から80.6%と、硬直化が見られます。今後も注意が必要であります。

財政運営状況につきましてでございます。財政運営の状況を示す基本的指標の一つであります経常一般財源の収入額、これは29億5,605万4,000円で、前年度より2,684万9,000円減少しております。今後とも自主財源の確保と経費削減に取り組んでいただきたいと思います。

次に、公債費についてでございます。一般会計の公債費残高につきましては40億191万2,000円から40億2,668万5,000円となり、0.6%増加しております。特別会計の公債費残高につきましては15億7,100万円から14億6,127万4,000円となり、7%ほど減少しております。

財政健全化判断比率での実質公債費比率は、前年度の5.2%から4.9%と改善されたものの、今後とも起債導入については計画的な取り組みが望まれます。

次に、債権の整理についてでございます。使用料等の不良債権が年々積み上がり、ひいてはその管理に労力を奪われるなど、悪循環を招くことが懸念されております。

住宅使用料の滞納額は、依然として増加する傾向にあり、そのため昨年の決算審査で指摘しましたところ、現在法的措置に至る整備環境、これは催告書の発付とか連帯保証人の変更手続とかありますけれども、に着手した段階で、その対応はスピード感に欠けるものと言わざるを得ない。

一方、水道使用料収納対策につきましては、ここへきて改善の傾向が見られました。しかしながら、平成21年制定の「下郷町簡易水道給水停止要綱」に基づく給水停止も視野に入れた収納対策を講じるなど、さらなる使用者負担の公平性の確保に努めていきたいと思いをします。

19ページに行きます。事業監理につきましては。工事等の監理を専門ではない「事務職」の職員が行うことによって文書等の不備が生じるなど、情報公開での文書公開に困難を来している。このことは、人員の問題等もあり、直ちに解決できないまでも、理想の姿を見据え、組織体制を見直すなど、早急に改善策を講じられたいと存じます。

以上、厳しい財政状況の中で町税等の自主財源の確保など、安定した財源の確保に努め、柔軟に事務事業を見直す姿勢を持ち、限られた予算で最大の効果を発揮され、「美しく輝く 笑顔あふれる交流のまち」として成長し続けることを期待するものであります。

以下、参考のために滞納額を各分野別に記載しておりますので、後ほどお読みください。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。

なお、質疑に対する答弁は決算を議会の認定に付するため、提出者である町長及び決算審査意見書を提出されました監査委員に対し求めますので、ご了承願います。

ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君）きのう私一般質問で申し上げました、公共施設等総合管理計画についてということだったのですが、この計画策定に当たっては決算書の財産管理費の29ページの委託料に入っているのかとは思いますが、2,097万7,509円の支出決算がなされておりますが、公共施設等総合管理計画はこれの中で幾らぐらいだったのか。多分数百万円ではないかなと思っております。

それでなのですが、私が見たところでは事務報告には一切掲載がないように見受けられる。あったならば、どこにあるのか。何ページにあるのか。事務報告でひとつ教えていただきたいと思いをします。

それから、事務報告の中で私が疑問に思ったところを申し上げますから、ちょっとやってください。防犯に関する事務……

（何事か声あり）

○3番（室井亜男君） ページ数、事務報告の49ページでございますが、防犯に関するLED、中妻区は10基、沢入区が1基、それから50ページにもまた沢入区が1基、一番下のほうにまた沢入区が1基、同じ金額なのですね、これ。2万3,760円、町の補助金が1万5,000円。なぜここは3基ということを書かなかったのか。沢入だけ一つ一つ、一つ一つと、こうなっているのです。1年分ですから、3基でもよかったのではないだろうか。このようなことのLEDの金額が同じ、2万3,760円、町の補助金が1万5,000円ずつと。3基でもよかったのかなと。なぜこういうふうなことをしているのか。間違っているの

かどうか。教えてください。

もう一つは、事務報告の98ページの中で、（３）の転作作物等の状況ということでございますが、この中で葉たばこが作付面積の後ろに生産者数と書かれておりますが、１人なのです。ですから、転作した人が１人なのか。ちょっと私には理解に苦しむのです。水稻だと565人、それからその他の野菜だと419人、たばこだけが１人なのです。私見るところによりますと、中妻だけでも１人つくっております。あと、白岩のほうにもつくっている。音金のほうにもつくっている。要するに結構つくっているのです。なぜこだけ１人なのか。私、間違っているのではないだろうかと、こう解釈をしているのです。余りにも間違っていることばかりやっていると、私も口が悪いから、うそっぱちばかり書いているなよというようなことになりますけれども、そういうふうに言われてもしようがないのではないだろうかと、このように思います。

以上、質問をします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君） では、先ほどのご質問にお答えしたいと思います。

49ページのLEDの関係でございますが、ここに記載しましたのは申請ごとの記載でございました。今議員さんの言われたとおりに、区ごとの合計数を掲載するように今後したいと思います。

沢入のほうで３回にわたって申請をしてきました。そういうことで申請の期日ごとということで沢入区が３つになってしまったのですが、区単位で補助しているということですので、補助件数のほうには今後区単位でやりたいと思いますので、ご了承お願いしたいと思います。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 公共施設等総合管理計画のご質問でございますが、まず事務報告には、申しわけございませんが、載っておりません。

それから、金額でございますが、911万5,200円で契約しております。契約先は、株式会社パスコ福島支店でございます。

なお、この計画策定に当たりまして399万4,000円の交付税措置がされているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） ３番、室井亜男議員の事務報告に関します98ページに記載してございます葉たばこの生産者人数についてご説明を申し上げます。

議員のお考えとおり、（３）番として転作作物等の状況と書かれてございますが、そのものとおりでございまして、この記載の部分につきましては町の水田農業対策と経営所得安定対策に係る事業の転作の作物の内容でございまして、葉たばこの生産者は転作

の田んぼに葉たばこをつくっている方はお一人という内容になってございます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 転作のたばこで1人ということになれば、水稻は転作と、田んぼから水稻つくったら田んぼ、田んぼ、田んぼになってしまうでしょう、水稻というのは。水稻は565人というのはどういうことなのですか、これ。田んぼから転作をしてたばこをつくっている人が1人ですよ。ここに書かれているのは転作作物です。主食用水稻は565人つくっているのです。田んぼにまさか水稻これ、畑から水稻をつくったわけではないでしょう。田んぼから全部つくっているわけですか、これ。例えばその他の野菜で419人、これ田んぼから419人がこの面積でつくっているのだという解釈。ここに書かれているのは、転作作物等の状況ですね。だから、ここで作っているのはこれだけの人数の方がその他の果樹等も11名、これも転作ですから、田んぼからつくったという解釈ですか。おかしいでしょう。私をこの場でもってごまかそうとして答弁しているのではなく、やっぱりもう少し詳しく教えてください。確かにここに転作と書かれています。では、ここで作っている、上から水稻、政府備蓄米、ソバ、リンドウ、高菜、カボチャ、エゴマ、アスパラガス、トマト、これその他のものを全部転作をしてつくっているという解釈でよろしいのかどうか。

先ほど町民課長がLEDのことで、この事務報告というのは1年間で出しているわけです。月々に出しているのではないのです。ですから、私から言わせれば、LEDが年度内の3回に申請はしたのだけれども、やっぱり3基、金額というものを入れるべきではないだろうかと。我々素人でもこれ見た場合にちょっとおかしいのではないか。間違っているのではないか。こういうふうに解釈をせざるを得ないわけですから、もう一回来年からちゃんとしたものやっけていただきますようお願いを申し上げます。

総務課長、911万円だと先ほど答弁したのですが、事務報告にはないのです。911万円を使ったならば事務報告のどこにあるのですかと先ほど質問したのです。どこにあるのですか。もう一回お願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 今ほどの公共施設総合計画の管理業務委託については、事務報告には記載されておられません。事務報告につきましては、全てを記載するというところでございますが、今ほど議員さんおっしゃっているとおり大事な政策でございましたので、今後そういう部分については記載する方向で考えたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 室井議員に対しましては、大変説明不足で申しわけございません。98ページをお開きになって、もう一度ごらんになっていただきたいのですが、（1）番でございますが、水稻の作付実績等ということでA、基礎水田面積がございます。734万



2,209平米、それと（３）番の合計ということで、（３）番の下段でございますが、合計、これが合っております。

さらに、（３）番のことでございますが、表示の仕方が大変まずいのかなと感じますけれども、その700平米余りの水田において転作等ということで、水田において上の主食用水稲もつくりました。さらには、備蓄米もつくりました。それ以下になりますけれども、水稲以外のもので転作という内容になっているところでございます。

よろしくお願いします。

○議長（佐藤勤君） ３番、室井亜男君。

○３番（室井亜男君） 事務報告にＬＥＤの補助金の１万5,000円ぐらいが載せてあるわけですが、911万円も使った公共施設等総合管理計画に対して事務報告にないということは、余りにもおかしいのではないだろうか。総務課長、言われてもしようがないのではないかな。ＬＥＤの１万5,000円、先ほど記入なんて申し上げましたけれども、補助金たったの１万5,000円が載っているです、この事務報告には。911万円ですよ。ですから、これからはそういうふうなことはやっぱり載せるべきではないだろうか、このように思います。

もう一つは、課長、葉たばこのもの、これ普通の素人見た場合に、たばこ１人しかつくっていないのかと、こういうふうな。昔は、金額まで入っていたように事務報告あったのですが、いつから事務報告で金額はなかったわけですか。これ金額も入っていたのです、昔は。おおよそのもので金額が、売り上げが幾ら幾らということが入っていたのですが、事務報告の農業関係の出し方というものを少し研究して、来年から我々議員が見てもわかるようにちょっと訂正をしていただくようお願いを申し上げまして、私の質問終わりますが、よろしくどうかお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 事務報告、以前販売金額入っていた、そのとおりでございます。

平成26年度までの事務報告につきましては入ってございました。それにつきましては、やはり議員のご指摘でございまして、販売額はＪＡ関係者からしか得られませんでしたので、かえってわからなくなってしまうということで抜いてございます。さらには、転作作物等の状況ということで、これにつきましては経営所得安定対策事業に係る田んぼのみのものでございますので、このようにさせていただいておりますが、なおご指摘どおりまた課内で、より正確、皆さんにわかりやすい資料にさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤勤君） 総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 事務報告の掲載につきましては、今ほどのご指摘のとおりでございますので、次年度に向けまして、総務課だけではなくて全課、内容を精査しまして、掲載するような方向で検討いたしますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（佐藤勤君） 町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君） 先ほどのＬＥＤに関しましても各集落ごと、わかるように記載

したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

○3番（室井亜男君） はい。

○議長（佐藤勤君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 事務報告書の中、ちょっとご質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、48ページ、総合交通に関する事務でございますが、これは26年度から上がっておりますが、昨年度は維持負担金が減っておりますが、これは乗る人が少なくても、定期的に同じ本数が走っているわけなのですが、収入が増えて減っているのか。それとも本数が減っているのか。普通は、乗る人がいなくなるとだんだん増えるのでしょうかけれども、これが減っているのか、その中身を教えてください。

それから、100ページ、一番下の畜産振興事業の中で4点ほどございまして、鶏、2戸と書いてありますが、これはブロイラーも含まれている戸数ですか。これどうなのでしょう。私、1軒というふうにしか記憶ございませんが、2軒というのはどこどこですか。ここお聞きします。

それから、114ページの一番下の5番の観光客入り込み客数とありまして、ここに数字書いてあります。昨年度と比べると、湯野上温泉ですか、昨年度合計数4万3,205人、県外、県内ありますけれども、入湯税ですか、最初見ますと、これ客数が増えて入湯税が減っているのです。そこら辺の関係がどうなのか。これちょっとお聞きしたいと思います。27年度は622万350円、28年度は入湯税が551万5,650円と、減っております。お客さんが増えて、減っているというのはどういうあれですか。それとも入湯税の滞納があるのかないのか。これがあればどのくらいになるのかお知らせください。

それから、141ページ、6番の社会教育施設整備等に関する事務ということで、6、（1）の町施設関係、コミュニティーセンター屋根塗装工事とありますが、1,252万8,000円、これ私ちょっと確認したいのですけれども、あそこに太陽光発電が上がっておりますが、その施設を外して塗装したのでしょうか。そこを抜いてやったのですか。私記憶によると、外したようなこと見たことなかったような気がしますけれども、そこら辺ちょっと教えてください。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君） では、ご質問にお答えしたいと思います。

48ページの事務報告書でございますが、会津バスから提出されました報告書の内容を見ますと、まず初めに収入のほうで全体で81万2,465円増えております。会津バスが営業する、営業努力ということだと思っておりますが、費用で111万4,852円減っております。そういうことで相対的に収入が上がったという形になっております。

（何事か声あり）

○町民課長（大竹義則君） 町からの支払いの額が少なくなったということです。申しわけ

ございません。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 5番、湯田議員の2点目のご質問、事務報告書100ページに係ります畜産物生産状況の2戸でございますが、農家2戸に間違いございません。1軒は十文字の方、1軒は板萩の方でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

教育次長、渡部清一君。

○教育次長（渡部清一君） 湯田議員の質問のコミュニティーセンター屋根塗装工事、太陽光パネルを外したかどうかなのでございますが、申しわけありません。私来たのが4月1日からで、ちょっと情報わからないので、前の担当に聞いて、後ほど回答でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤勤君） はい。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） これは、繰り越し事業でございまして、27年度、私が教育次長のときの発注工事でございました。これにつきましては、太陽光パネルを外していない状態で塗装したと記憶しております。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 事務報告書114ページに係ります湯野上温泉の利用者数と入湯税の関係でございますけれども、まさしく湯野上の部分につきましては3,000人ほど増えてございます。

その利用者の部分でございますけれども、そこに、入湯税150円ですけれども、イコール全てが入湯税、今回の決算の600万円ほどに入っているかどうかということでは、詳しくはわからない状況でございます。入湯税を支払わない部分の利用者もあるのかなというふうに感じてございます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 再質問。今の交通に関してはわかりました。

それから、先ほど1点だけ抜けましたので、ちょっとお伺いします。入湯税の関係でございますが、これ税務課のほうに入湯税入ってきますよね。税込ですから、当然。払わない、払うということではなくて、泊まった方は当然義務があるわけですから、風呂に入らなくても取るものなのです。預かってくるわけですから。温泉宿泊に関しては宿泊者は入湯税を払わなければならないわけですよ。それ税務課あたりでその収入が、滞納若干あるというふうな話も聞いておりますが、この際ですから、わかれば教えてください。

それから、今最後、総務課長お答えいただきましたが、コミュニティーセンターの塗

装関係、あれは始めからつくるときにそっくりはめ込んだ状態の固定的なものでしたら、それは塗装は必要ありません。ところが後づけですから、当然鉄板があるわけです。そこに穴あけて後づけしますと、そこだけさびるのではないですか。その部分だけは全然古いままと、さびてもわからないというようになれば、その間に当然何かしら水が流れたりするわけでしょうから、それは全く密着して、塗装する必要がないのですか、あるのですか、お願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 今ほど議員おっしゃったとおり、当然パネルの下は塗装できないというようなことで、当時パネルを撤去して工事ということも考えたわけですが、多額の費用がかかるということと、パネル設置時において、その辺の穴については補強してやるというようなことでございましたので、そのまま塗装したというような状況でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 今ほど5番議員より質問のありました入湯税の滞納額の件でございますが、滞納額はまさしくございます。今の正式な……

（「済みません。聞こえません」の声あり）

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 大変失礼しました。税務課長でございます。

今ほど5番議員より質疑ありました入湯税の滞納額でございますが、まさしく滞納額はございます。正式な数字の根拠が今手持ちにありませんでしたので、後ほど確認させていただきます。ご報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 再々質問ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 今の入湯税の関係ですが、後でということ、これ出してもらうのは構いませんけれども、すぐ用意できるのでしょうか。できなければ結構です。私、後で議会終わったらお邪魔しますので、そのとき教えてください。結構です。

以上で終わります。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） わかりました。それでは、後ほどのご回答でよろしいでしょうか。お願いいたします。

○5番（湯田純朗君） はい。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

○5番（湯田純朗君） はい。

○議長（佐藤勤君） 11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 11番。質問させていただきます。

まずは、決算監査の審査結果の報告書に基づいて、6ページなのですが、国民健康保険特会の件ですが、表の5-2、平成25年度末で1,985人の加入者、これが28年度末で1,647人、338人の減少、この減少は国保から社保に移ったのか。あるいは世帯数が減少したのか。その減少した原因というのは何なのか、まずお知らせ願いたいと思います。

それから、同じく15ページ、3の財産管理の状況でございます。土地に関しまして、道の駅の駐車場が980.78平米、しもごう保育所駐車場674.16平米とありますが、道の駅の駐車場の取得した面積出ています。地目と金額幾らになっているのか。

それから、しもごう保育所駐車場、以前議会にかかりましたが、その金額等が発表されましたが、今ちょっと記憶にありませんので、再度その取得金額、あるいは平米単価幾らだったのかをお示しいただきたいと思います。

それから、戻りますが、14ページ、実質公債費比率の状況ということで24年度から28年度までの経緯が出ております。公債費残高に関しましては、學町長が就任時の25年度一般会計で39億3,917万3,000円で、28年度末で40億2,668万5,000円ということで8,751万2,000円の増になっております。それから、特別会計で同じく18億925万1,000円、これが28年度末で14億6,127万4,000円ということで3億4,797万7,000円減少しております。

健全財政と財政規律を維持するためには、この財政を注目しなければならないのですが、一般会計で見ますと、この4年間で8,751万2,000円増えた、この原因何なのか。

それから、特別会計は主に水道事業、簡易水道事業ですから、これは年次償還計画に基づいてやっておりますので、当然自然と誰がやってもこの3億4,700万円ほどの金額は減少すると思いますが、一般会計の増額になった原因とは何なのか。町長、お答え願いたいと思います。

それから、同じ審査意見書の18ページごらんいただきたいと思います。債権の整理ということで監査意見より厳しいご指摘がここに記載されております。特に住宅使用料、水道使用料に書いてございますが、住宅使用料の滞納に対しては昨年度の決算でも監査委員が指摘なさっても抜本的な改善策がなされなかったということで、現在法的措置に至る環境整備ということで準備をしているということでございます。

その中で連帯保証人の変更手続ということでございますが、その変更しなければならない。要するに住宅に入るときは保証人をつけているのですが、ここに連帯保証人を変更しなければならない。これは何なのか。

それから、当時連帯保証人になった。しかし、住宅の滞納が3カ月以上たまれば退去命令ということで催告するのですが、その催告なしに長年にわたって、保証人に未済の状況をお知らせしないまま10年、20年と経過した場合に、果たして法的整理した場合に、その保証人に最後の代位弁済を請求できるものかどうか、法的に。その辺の関連どうなっているのか。ですから、そういった法的な代位弁済を請求できないという観点から連帯保証人の変更手続が必要だというような解釈なのかどうかをお知らせしていただきたいと思います。

それから、事務報告書のまず114ページ、観光に関する事務の中で、2番の中で7点ほどございます。その中でいろいろありますが、例えば3番、三倉山の山開きに協賛、4

番、なかやまの雪月火に協賛、5番に湯野上温泉湯祭り、火祭りに協賛、6番、ふるさと祭り補助金とありますが、湯野上温泉の火祭りにも最近協賛金を出しているという話でございしますが、三倉山の山開きはかなりの年数を実施しておりますが、協賛金はないと。あるいはなかやまの雪月火にも協賛金が出ていないと。要するに新しい火祭りに協賛金を出すようになった。そして三倉の山開きとか雪月火、これも厳しい財政の中でその事業を推進しているわけですから、その辺のバランスというのを考えた場合に、こういうものにも出すべきではなかったのかと思うのですが、その辺のお考えをお示し願いたいと思います。

それから、同じく116ページになります。2番の商工会の育成強化の項目で5番、下郷町観光関連施設等改修支援事業補助金として、商工会を通じて97万4,000円の補助がなされていきました。これの実績、何件あって、そしてその補助の内容はどうなっているのか。多分皆さんもその内容的なものはよくご存じでないと思います。私も商工会の理事やっていますから、その内容の報告は受けていますが、この具体的な内容についてお示し願いたいと思います。実績をお示し願いたいと。

それから、建設に関する事務の中の123ページの(6)、住宅管理費ということで一番下ほどに姫川団地改修工事として286万2,000円、この内容は建築工事(床・浴室改修、畳入れかえ)、設備工事として洋式便器の設置ということで286万2,000円支出しております。確かに住んでいる者にとってその施設等が古くなったり、機能しなくなった場合に修理の必要があるのは当然でございしますが、姫川住宅は29年度から全面的に新築、古いものを取り壊して新しくつくるということで工事が始まってございます。ですから、いずれ壊すべきものに対してこれだけの改修するというのは、やはり税金の投入、果たしていかがなものかと。その辺の対応が町長、それできなかったのかどうか。いずれ全面的に取り壊すのですよね。ここ一、二年で取り壊すのでしょうかけれども、これだけの金額を入れて改修する必要があったのかどうか。もっと簡易な改修で済まなかったのか。

○議長(佐藤勤君) 質問を続けてください。

○11番(佐藤盛雄君) 質問やっていますよ。余計なこと言わないで。

○議長(佐藤勤君) はい。

○11番(佐藤盛雄君) それから、124ページ、7番の定住促進住宅の件でございしますが、この定住促進住宅の除草をしてございます。8,330平米、8反ちょっとの面積でございしますが、これに115万9,920円。この面積に対してこれだけの費用がかかるのかどうか。これの積算根拠、それと委託業者はどこにやったのか。これをお示し願いたいと思います。

以上でございします。ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長(星修二君) 財産管理状況の総務課の管轄しているしもごう保育所の駐車場の買収金額ということでございましたが、これにつきましては755万592円でございます。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 11番、佐藤議員のご質問、産業課所管の分についてお答えします。

平成28年度下郷町歳入歳出決算書等の審査についてに係る15ページ、道の駅の駐車場980.78平米の土地所有金額でございますが、単価平米が400円で、総額39万円ほどになってございます。

続きまして、事務報告書に係ります114ページの観光事業、各種の協賛についてのおただしでございますけれども、それぞれの協賛金につきましては町では支出してございません。全て観光協会の中でそれぞれ湯野上区、それから中山区、それから音金の三倉山等々に助成金という形で出しているところでございます。

続きまして、116ページに商工会の育成強化についての下郷町観光関連施設等改修支援事業補助金でございますけれども、97万4,000円の内訳は2件の内容となっているところでございます。その事業の中身につきましては、関連施設におきまして商工会が中心になりまして、外国人誘客を図るための民宿、旅館、あるいは商店等につきまして限度額200万円の補助、補助対象金額に対する3分の2の補助を行っているところでございまして、それぞれの施設の改修等の経費につきまして補助しておるところでございます。29年度も実施しておりますので、ぜひ議員の方も商工会に該当する皆さんにお知らせをいただければ大変ありがたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 債権の整理についてお答えいたします。

先ほどの町営住宅の連帯保証人の変更の手続の中身でございますが、主に保証人の死亡によるものでございます。

それと、関連でございますが、昨年監査でもご指摘いただきましたように、町営住宅の滞納者につきましては昨年度の実績で42名という数でございましたので、一度にこの数は整理できないということで、数名に絞らせて昨年度はいたしました。その中で今年度もなお引き続き継続しております。

なお、保証人に対しての滞納の請求ができるかについてでございますが、今ほど申しましたように、順次書類等の整備をしておりますので、その都度確認をしていきたいと思っております。

もう一つ、事務報告にあります姫川住宅の改修分でございますが、これにつきましては今年度新たに2戸の新築工事を実施中でございます。それに伴う撤去工事にあわせて4戸分の仮入居の方、この方に新たに、同じ団地内に住宅を提供するという事で最低限の改修をした中身になっております。

次の124ページの定住促進地内の除草の件でございますが、これは福島県の歩掛りによって積算させていただいております。内容は、半年間の間に除草が2回、草刈りが2回、除草剤散布が2回の内容になっております。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君） では、先ほどの決算審査等の6ページ、被保の減少についてでございますが、1年間の被保の増員の中身につきましては転入、社保離脱、あと生保の廃止、出生、あと後期高齢者からの離脱、その他ということがあります。

あと、減少する要因なのですが、転出、あと社会保険加入、あと生保の開始、死亡、後期高齢の加入、あとその他ということでございますが、一番やはり相対的に見ますと、後期高齢者に加入する人が毎年入ってきますので、この年度ごとの積み重ねの人数をちょっと把握しておりませんが、後期加入に28年度は68名加入になっておりますので、一番大きな要因は75歳以上の後期高齢者の加入だと思われま。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 先ほどの議員の商工会に関する補助、97万円の2件の件でございますが、先ほど補助の上限200万円、これはよろしいのですが、補助率3分の2と申し上げましたけれども、3分の1の補助率でございまして、下限はさらに100万円設けています内容でございますので、訂正させていただきます。

○議長（佐藤勤君） 建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 事務報告の定住促進の件でございますが、請負業者、湯田グリーン株式会社でございます。

○議長（佐藤勤君） 総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 決算審査の関係で14ページの公債費残高の件でございますが、24年度から若干増えているというようなご質問だったと思いますが、24年度からはちょっと手元に資料ございませんが、前年と比べますと、いろいろ要因はありますが、公共事業債等が増えております。それから、過疎対策事業債が増えておりまして、緊急防災、それから臨時財政特例債のほうは若干減額になっているというような、総体的に言いますと、金額で言いますと2,500万円ほど昨年から増えているということでございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問ありませんか。

11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 例えば財産の管理で土地を取得したということで決算書に面積は出ているのですけれども、されば地権者何人で、金額、こういうのも先ほど3番、室井議員おっしゃったとおり、やっぱりきちんと書いていただいたほうが、そうするとあえて質問する必要がないということで、今後検討していただければと思っております。

それから、観光事業に関しましては観光協会に補助金を一括出して、そこから各種団体に補助金を分配するという仕組みなのでしょうけれども、要するにそうすると観光協会の考え方によって協賛金を出したり、補助金出したりということになるのですが、やはりほかの団体、ほかのイベント等にバランスのとれたような支出、ですから先ほど言ったのですけれども、三倉の山開き、音金区なんかは大分苦労しているという話を聞い



ております。ですから、そういった今後多くの入り込み客が想定される。それから、事業展開が大変なところにはそういう温かい手を差し伸べたらいいかなと。

それから、なかやま雪月火、これも地域の皆さんがあれだけの大きな事業に対して少ない人数で頑張っておりますが、そういったところにもやはり温かい手を、観光協会にお任せするのではなくて、やはりきちんと精査しながら、そういうところにもバランスのとれた補助金の支出、観光協会に丸投げするのではなくて、やはりそういったところのアフターケアというのにも必要なと思いますが、いかがお考えでしょうか。

あと、債権の整理に関しましては、何人か整理しているということでございますが、その辺保証人になっている人も何人か知っておりますが、かなりの滞納があって、保証人も大変だということで、どうなのだろうという相談を受けたことございます。ですから、要するに3カ月以上滞納した場合云々という入居規定がございますが、そういった規定にかかわらず退去命令とか、そういう対策もしないで10年、20年と、それを放置して、100万円、200万円という金額もあるらしいのですけれども、そういう金額になって初めて保証人にこれだけの金額がありますよと言われても、保証人はまさかと思うのです。ですから、そういう者に対して代位弁済とか法的措置やった場合に、代位弁済で連帯保証だから債務の整理にあなたも金出さないということが果たしてできるのかどうか。これ法的にどうなのでしょう。裁判やったら、そういうのを拒否した場合に債権を請求できるのか。その辺まで考えているのかどうか。

それから、公債費関係の残高、ここ何年間大きな事業ございました。ですから、当然起債もして、起債の返済をするということで、これはよくわかってございます。大きな事業をすれば起債をして、それを年次計画で返済するというので、過疎地域ですから過疎債を使ってやるのですから、後で後年度の返済も、前の過疎地域の指定でないよりも楽になったと思いますが、そういうことに理解いたしました。

あと、商工会を通じた観光関連施設の改修工事のあれなのですが、2件ということで商工会でももう少し件数ないかということで期間限定でやったのですけれども、それを先延ばしして延ばしてやったのですけれども、2件しかなかったということで、今年も多分1,000万円ぐらい予算化していると思うのですが、金額はちょっと定かでないのですが、そういうものに手を挙げる方、3分の1ではなかなか難しいみたいな話を聞いております。ですから、今後補助率50%上げるとか、そういったこともしないと、入り込み客が増えて、収入が増えて、そして返済をするとか、そういう形でそれぞれの旅館、民宿等で財政状況が好転しないと取り組みできないということで、やっぱり3分の1だと、かなり手を挙げる方もおられないということで、今後の検討が必要かなと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 町営住宅の保証人の法的な弁済ができるのかの件でございますが、先ほども申し上げましたように、昨年度に引き続き、今年度もこの法的措置にかかわる事務整理をしております。その中で保証人に対して、かわりに弁済できるかどうか

は今後確認させていただきます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 道の駅に関しまして申し上げます。

先ほど地目も抜けておりました。大変申しわけございません。山林でございまして、地権者は1名でございます。

それから、他のいろんな団体等とのバランスのとれた、観光協会からでない、町の補助を出したらどうかという内容でございますが、今のところ観光協会を主体に、観光協会の要望に沿った部分を町で予算化している状況でございますので、イコール町の補助と、内容的には変わってございません。その旨は、町の考え等も、今の議員の考え等もいろいろ伝えながら、観光協会で取り扱っていただければと考えているところでございます。

それから、商工会に対します観光関連施設等の改修補助金でございますが、28年度の事務報告につきましては、ご存じのように途中からの繰り越し事業ということで、年度終盤になってからのお願い、これにつきましては2件に対しましては周知は少し少なかったのかなというふうに思っているところでございます。今年度も1,000万円の補助を出しておりますので、その反省を踏まえて、商工会のほうでも個別に当たっていたり、その事業の周知はされているところでございますので、ご理解ください。

なお、3分の1の補助につきましては要綱上、そういうことになってございます。

よろしくお願いします。

○議長（佐藤勤君） 総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） まず、しもごう保育所の駐車場関係でございますが、地目は宅地でございます。地権者は1名ということでございます。

それから、公債費につきましてはさまざまな要因がございますので、今後起債を利用する際はできるだけ有利な起債を活用していくということでご理解願いたいと思います。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 課長、答弁していただきましたが、町長、商工会通じた旅館、民宿等の観光関係の業者に対する改修費用、これ補助要綱で3分の1、ですから、先ほども申し上げたのですけれども、やはりインバウンド観光とか、これから観光増やす場合に。当然やりたいのだけれども、例えば1,000万円かかって、3分の1しか、300万円、あと自己資金700万円となると、どうしようかなという人も多分おるといような話も聞いてございます。ですから、補助率のアップ、町長、今後検討するかどうか。そういうものが必要だと思ったならば補助率を上げるとか、そういう検討も必要ですが、やるやらないの、決算報告ですけれども、今後の方針、検討するというなら検討していただきたいと思います。

あとは、いいです。よろしいです。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 11番の佐藤盛雄議員の質問にお答えしたいと思いますけれども、商工会に関しての事業については検討させていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはありませんか。

○11番（佐藤盛雄君） ありません。

○議長（佐藤勤君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） では、8番、猪股、質問いたします。

まず、監査意見書、ページ15に関連いたしまして、財政調整基金、これを今後、減ったり増えたり戻ったりというような形の数字になっておりますが、星學町政になってからは調整基金を活用して取り崩して戻す、取り崩して戻すというようなこともやっております。そういった部分で18億円、この残高をどう評価するのか。この活用法というのは、やはり下郷町の発展に大変重要な資金源というとおかしいですが、この部分というのが町長の4年間ににおいてはそんなに極端に減ったとか、微増と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、積極的に使い始めたのかなというふうには感じることはできるのかなと思いますが、この財政調整基金の適正額というとおかしいのですが、まずそういったものをいろんな形で検討されて、最低限これだけ基礎的な部分を持っていれば、一般会計の基金としては当面安全であろうという額をそろそろ決定すべき時期に来ているのではないのかなと。

なぜかといいますと、麻生大臣が地方交付税交付金について、各都道府県、市町村が持っている財政調整基金のことに関しまして話をし始めました。ということは、この交付税交付金というのはそもそも地方自治体において自治体運営を過不足なく進めるための交付金でありまして、それによって基金を積み立ててもいいのですが、過度な多額の基金はいかななものかというような意味合いの発言もしております。ただ、やみくもにこれだけあれば大丈夫だということで、では全部使ってしまえと、一般会計で仮に10年計画なら10年計画で使ってしまえというようなことは多分避けるのだろう。ほかの基金に振り分けたり、新しい目的を持った基金を創設するだろうというようなふうにはいくのかなとは私は思うのですが、今現在での町としてこの財調の残高をどういうふうに評価するのかというのをまずお聞きいたします。

それから、19ページで事業監理の件で監査のほうから、専門家がないという指摘でございます。2年前ですか、職員募集で専門家を募集しまして、勉強はしたけれども、資格は持っていないという職員が採用されたという話も聞いておりますが、現在その担当部署にいらなくてもこういった監理業務をできる職員は何名いるのかお尋ねいたします。

それと、今後、監査委員から指摘のあった改善策というものはいつごろまでに策定するのか。その前に、理想の姿という漠然とした、私にはちょっとわからないのですが、監査委員、渡部先生のおっしゃった理想の姿というのは果たしてどういうことをおっし

やっているのかなというのを、ヒントでもいいですから、教えていただきたいなと思います。

次に、事務報告書に参りまして、73ページにインフルエンザの予防接種の状況書いてありますが、これ任意ということでございますが、インフルエンザの予防接種の接種率を町ではどういうふうな評価をしたのかお尋ねいたします。

それから、115ページ、下郷町観光公社運営補助金でございますが、28年度2,370万9,000円ということで、ただし書きに会津下郷駅運営補助金として590万9,000円とありますが、この590万9,000円の部分は全て駅業務であり、公社自体の運営には回したりはしていなかったのかどうかお尋ねいたします。

総論というとおかしいのですが、経常収支比率で見ますと、財政の硬直化が見られるという評価でございます。ただ、一応健全な財政を保っているという監査の先生の意見であろうと私は解釈いたしました。ただ、原発災害からの特別交付金というものがあったおかげで下郷町がやるべきものが、そういった特別交付金によってできるようになったという部分が大変財政に寄与しているのではないかなと私は思っております。こういった特別交付金が減ったり、なくなったり、風評被害対策等が今後自主財源でやる比率が高くなっていくのではないかなというふうに考えられます。

それと、当初予算が議会で認められた後に、スポーツくじ等の助成金やその他補助金が確定しまして、自主財源を使わなくて済んだというような事例もあったおかげでの健全財政維持であり、財政調整基金への積み立て等が可能であったのではないかなというふうな考えもございますが、こういった後からもくろみで、普通補助金というのはいくらもくろみで、多分来るであろうから当初予算に組むということは毎年やっていることでございますから、いいのですが、新規事業等、話し合いを県、国とやったにもかかわらず来なかったということで、クラインガルテンの工事の1期分等なんかは全て自主財源でやったという事例があったと思います。そういった部分をやはり今後、上部も下部も自治体にはないのですが、国、県、そういった部分の情報収集というものの、補助金ばかりではないです。これからの国の政策等の情報収集等、そういった力を持たないと自治体運営というのは大変難しくなるのではないかなと。それと、先進性という部分を求めれば、リスクは高いですが、やはり見返りは大きいという部分があります。

なかなかバランスというのは難しいのですが、とにかく先を読む力というのを町職員にはつけていただきたいなということでありますので、この事務報告書等に今回書いてはありますが、特に職員の能力向上等に対してやはりお金をかけてもいいのではないかなと思う次第でございますので、そういった部分でも財政調整基金の使い方等の一案として述べたわけなのですが、最後のほうはちょっと総合的にものになってしまったので、質問としては申しわけないのですが、できる範囲でお答え願えれば。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

代表監査委員、渡部正晴君。

○代表監査委員（渡部正晴君） 審査意見書の19ページ、事業監理についての3行目、人員

の問題等もあり、直ちに解決できないまでも、理想の姿を見据え、こういう表現でございますけれども、いろんな見方あると思います。私今回これを入れたのは、教育委員会のほうの工事で、あまり工事について理解していない方がおりましたので、そのときに若干トラブルじみたことがあったのかな。この4月に入って、新年度に入って確かに専門家は入ってきましたので、その点は改善されたと思いますけれども、なかなか人材の部分ですので、その辺についてはやはり適正な配置が望まれるのではなかろうかなというふうに思っております。それ以外の理想の姿というのは、今のところ私の口からはちょっとまだ出てきません。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、事務報告書の73ページになりますが、任意予防接種の子供のインフルエンザ予防接種助成事業関係でございますが、28年度につきましては、それ以前の1回の助成金1,000円から2,000円に助成額を上げまして、また接種率を上げるためにいろいろ工夫してきたわけでございますが、27年度と28年度比較しますと、この表にあります1歳から12歳の1回目につきましては、27年度が62.2%でございました。それが、金額を上げたからではないと思いますが、78.4%に上がってございます。あと、2回目につきましては27年度が43.8%、それから28年度が44.4%になってございます。

あと、13歳から15歳につきましては27年度が56.2%から、逆に28年度は50.3%にこれは下がっておりますが、このインフルエンザにつきましてはその流行時期等の関連もございまして、あと予防接種を受ける前にインフルエンザにかかってしまいますと、もう抗体ができるということで予防接種の意味はなくなってしまいますので、本年度はその予防接種の接種時期を半月ぐらい早めまして、接種率の向上に努めるということで、そういうことで対策をやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 事務報告書115ページ、観光公社に対する補助金の内容でございますが、駅の業務のみに使っていただいているところでございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 震災の特別交付金の件でございますが、これにつきましては議員のおっしゃるとおりでございます。震災後の、国からの交付金ということで、現在既存の単独事業につきましても充当しているような状態でございますので、今後自主財源になっていくということを考えますと、やはりその辺も考慮した財政運営が必要だというふうに考えておりますので、十分その辺を検討してまいりたいと思ひます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

教育次長、渡部清一君。

○教育次長（渡部清一君） 猪股議員の質問にありました改善策はいつごろ、どのようなものになるかという質問でございますが、先ほど代表監査委員が申し上げましたとおり、今回問題がありましたのは教育委員会発注の事業でございますが、改善内容につきましてはその監査の席上で代表監査委員に申し上げました。

監査の改善の内容としては、今後の事業については教育委員会だけでなく、建設課のほうにも協力を仰ぎまして、書類の審査についても建設課の担当のほうの指示どおり、聞きながら、協力してもらってやっていくという内容で監査委員の方には説明を申し上げました。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 財政調整基金の関係でございますが、現在18億円ほどの財政調整基金を持っているわけでございますが、議員さんおっしゃっているとおり、国ではその財政調整基金を余り持ち過ぎていてと交付税にも影響するというようなことを言っているようなことも報道で聞いております。ただ、町で考えれば、今回公共施設の総合計画ができましたので、それらの状況を見ますと、これからの公共施設の維持管理ということを考えますと、かなりの経費がかかるということです。この財政調整基金につきましては、例えば公共施設の維持管理という目的基金を設定してそれらに振り分けていくというような方向もあるのかなと考えております。

それと、その基金の金額はどのぐらいが妥当かという話でございますが、これにつきましては大体1割というふうに言われております。ですから、町の財政規模を考えますと約4億円から5億円というような話にはなるのですが、今言ったとおり、公共施設の維持管理を今後考えた場合に、調整基金に持たなくても目的基金を設定するというような検討も必要だと考えております。

○議長（佐藤勤君） ちょっとお知らせします。

間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力お願いいたします。

答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、猪股謙喜議員の関係の質問で、ただいま各課長のほうから答弁しましたけれども、財調をどのくらい持っていればいいのかと。今1割と言っていましたけれども、基準財政需要額の10%、要するに1割ですと、3億円から4億円ぐらいの話の数字が適当な数字になりますが、これだけでは当初予算組むときには厳しい。それから、公共施設の改修工事なんかも入ります。そうすると大変なお金がかかりますので、そこは考えていただいて、お金を少しとっておけるのも、やはり財政運営には必要ではないかと、こう私は思っております。

また、総務課長も申し上げましたとおり、目的基金の積み立ても考えていくべきであろうと、こう思っております。

それから、あとは専門職は何名いるかということですけれども、1級土木施工管理技士だとか2級建築施工管理技士だとかということで、専門の大学を卒業して資格を取っている者について専門職として採用していますし、それ以上勉強するために支援センターに行って2級建築士なんかも取っていると思います。また、保育所の場合は資格を持っている人、それから保健師さんなんかはその資格を持っている人ということで、専門職の人数については今私の手元にはございませんが、そういうことで採用しているはずでございます。

あとは、公債費比率の関係ですと、借りる期間を10年にするとか、猶予期間を5年持つとか10年持つとかによって返済の年が全然違ってくる場合もございますので、一概に27、28年の比較だとかということにはならないので、その辺は公共事業をやったところの年から猶予期間5年持って、6年目から払っていくとか、10年猶予期間持って、11年目から払っていくということで、公債費の比率の関係の金額は変わってくるのではないかと私はそう思います。

私の答えるところは以上でございます。ご理解願いたいと思います。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはありませんか。

○8番（猪股謙喜君） ありません。

○議長（佐藤勤君） では、再質問をお願いします。

○8番（猪股謙喜君） それでは、再質問いたします。

まず、監査委員の渡部先生にはありがとうございました。やはり設計書等、部署が違えば専門家がいけないというようなものが過去に何回かありまして、そういった27年の部分を渡部先生は今年の意見書のほうにどうしても載せたかったのかなというような気がします。

教育次長が答弁されましたが、今後は建設課に協力を仰ぐということでそういった体制をとっていくということなので、29年、もう既にそういった体制をとっているのかどうか、確認をさせていただきます。

それから、この専門家教育ということで2級建築士とかで、センターで2級建築士を取らせるということは、2級建築士を持っていない人間が採用されたので取らせに行かせたのか、確認いたします。

基準財政需要額から3から4億円、それではやはり当初予算が組めないという町長のお話。それから、総務課長も7億円ぐらいは財調必要だろうと。それから、今後建物の維持管理等で基金の需要が出てくるのではないかとということでございますが、そういった部分はほんとに予算に突然上げるのではなくて、やはり議会、町民の代表である議員がおるわけですから、我々も我々の意見、判断も、議決権を行使する前に、やはりそういった部分で議会との意見交換等は、今後ますます必要になってくるのではないのかなと思いますので、特に18億円という、巨額でございます。こういった部分等の活用ということでありますから、町長が有識者会議をつくるというのが通例ではございましょうが、そういった部分もやっていただいてもいいですが、それとは別個に、議員全員が参加できるような話し合い等がやはり今後必要になってくるのではないかなと私は思います。

が、その点、財政というのを町民の皆さんも心配していることでございますので、ぜひともよろしく願います。今のは要望ですので、別に今回の意見書とは全然関係ない話ですので、ただ私の要望でございます。

これで最後の質問にいたしますが、予防接種、インフルエンザに既にかかった子供、対象は接種しないということで、この接種率にもそういったものが反映されているというような説明だったかと思うのですが、そういった罹患者、インフルエンザにかかった人の数字等も考慮した部分というのは持っているのでしょうか。この子たちが7割受診しているけれども、インフルエンザにかかっていなかったならば、もう少し罹患者の中でもどのぐらい予防接種に回ったかなというような推定なんかはできるのでしょうか。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（渡部清一君） 猪股議員の再質問にお答えします。

建設課との協力でございますけれども、既に行っております。

なお、この4月の異動で文化財の係長に2級建築士が来ましたので、なお強みになったのかなと思っております。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 今の8番、猪股謙喜議員の1級土木施工管理技士、2級建築施工管理技士を持っている方が採用されました。

それから、過去には一般事務で入っても、今で言う支援センターに行って、そして資格を取って、町の専門的な事業に対して携わってきたということは事実でございますから、間違いのないようにしていきたいと思います。1級土木施工管理技士、2級建築施工管理技士ということで採用しております。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） 子供インフルエンザの予防接種の関係でございますが、先ほど申しましたように、そのインフルエンザの流行する時期にもよりますが、受けないうちにかかってしまうというケースもありますが、我々といたしましてはこの対象者数全員に、1歳から12歳につきましては1回と2回目の予診票を送って、全員に受けていただくような形で送っておりますし、13歳から15歳の中学生につきましては1回分の予診票を送って、早目に受けていただくように周知しております。

最初から受けない子もいますので、絶対にということで、義務ではありませんので、何とも言えないのですが、先ほど申しましたように今年度からは接種の期間をちょっと早め、前倒しして、流行する前に受けていただくような形で、100%に近い数字を接種していただくような形でこれからも周知していきたいと考えております。

○議長（佐藤勤君） 再々質問ありませんか。



○8番（猪股謙喜君）　ありません。

○議長（佐藤勤君）　2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君）　2番、玉川です。2つ、もう12時過ぎましたので、簡潔に申し上げます。

1つは、地方消費税の交付金について……

（「何ページだ」の声あり）

○2番（玉川邦夫君）　監査報告の中の12ページ、24年度からの経過の中で27年度、大きく増えました。そして、28年度はちょっと下がったのですけれども、過去からすると増えた。多分5%から8%になったという、26年度の経緯があるのかなと。その辺はよしとしまして、今度の8%になったときには縛りがあるのです。今までは一般会計に入れてオーケー、交付金を。ただ、8%になったときに社会福祉、社会保険等に組み入れなさいという指導があるわけですね。だから、その辺の内訳をちょっと知りたいなと思います。

それで、お願いとしては、ほかの町村なんかもネットで見ますと、その部分の社会保障、社会福祉関係に区分けした、いわゆる地方消費税交付金の金額がしっかり位置づけられているのです。こういうところにも使われていると。ですから、そういう事務報告、先ほどこういうのも載せたらという意見もあったようですけれども、ぜひここに載せることができれば載せていただきたい。これが1点です。

もう一つは、さらに町税の中で固定資産税のことが載っていました、滞納ということ。ちょうどきょう朝日新聞で見ましたら、ある雑誌の表題が新聞に載っていました。県内の議員さんが不納欠損に水道料をしたという。住民はブーイングであるというのが載っていました。これを置いておきますけれども。不納欠損額というのを私も今まで知りませんでした、そういう言葉。これが載っているのが固定資産のところだけなのです。不納欠損とはということ調べますと、滞納処分を停止して3年間継続したときに、納入の義務を外すと、もう納めなくていいという。こういう解釈になるのかなというふうに私は今捉えましたけれども、これが254万円ほど固定資産の中で不納欠損額が出ているのです。これは、どんな状況の中身なのか。持ち主がいない。うちには、そういう人がもういなくなって、なかなか連絡がとれないとか、いろいろあるかとは思っているのですけれども、どういう実態があるのか。

あと、今後そういった固定資産にかかわる課題が増えてくるような気がいたします。町として何か方策等考えていられれば、今の時点で。お示しいただければと思います。

2つです。以上です。

○議長（佐藤勤君）　答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君）　現在、地方消費税交付金につきましては一般財源として取り扱っておりますので、今議員おっしゃったとおり、そういう用途を明確にした形で今現在町では行っておりません。

その辺につきましては、県の指導を仰ぎながら今後検討してまいりたいと思いますの

で、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 今ほどご質問ございました不納欠損の件でございますが、まず町のほうでは今お話しありましたように、執行停止という処分をとっております。こちらは、今ほどお話しございましたように規定としましては、滞納処分をすることのできる財産がないとき。これ預貯金も含みます。また、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。3つ目でございます。滞納者の住所及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときという要件がございます。この要件で3年が経過したときには不納欠損処理とするという規定でございます。中身は以上でございます。

そして、本年度計上されました254万6,000円相当の不納欠損額がございます。こちらにつきましては、今ほどの条件の中で4名の方々が対象になっておりまして、28年度に不納欠損処理をしたという経緯でございます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 今ほどの地方消費税関係でございますが、一般財源で処理はしておりますが、用途については、今ちょっと手元に資料がございませんが、用途は明確になっておりますので、後ほど調べてお答えしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） ありがとうございます。

不納欠損額、これはそうしますと、固定資産の中で記載が延々とここに載っていく形になるということになりますか。ちょっと確認です。これは、長い歴史の中にあるかと思うのです。ここは、ちょっと確認したい。

もう一つは、地方税法で消費税の用途についてと、第72条の116、都道府県は云々の中に文言が、しっかりした狙いで交付されるというふうに私は読み取っているのですけれども、ここは十分に検討といいますか、調べていただいて、ぜひそういった引き上げを、来年は10%になります。これがまたどういう形でそういうふうに交付されていくのかということもありますので、十分に精査していただきたいと。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 今ほどの不納欠損額でございます。254万6,000円でございますが、これはあくまで28年度の欠損額でございます。後年度は帳簿からなくなってきます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 今ほどの地方消費税交付金でございますが、社会保障費と一般財源と2つに、使途がそういう形で分かれておりまして、28年度でいいですよと……今ちょっと計算していますので、数字が出ましたら、後でお知らせします。申しわけないです。

○議長（佐藤勤君） それは、後ほどということですか。

○参事兼総務課長（星修二君） はい。

○議長（佐藤勤君） はい、わかりました。

では、再々質問ありませんか。

○2番（玉川邦夫君） はい、結構です。

○議長（佐藤勤君） 6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 済みません。2点ほど質問させてください。

監査意見書の7ページ、国民健康保険税収入の状況で、28年度収入未済額24万6,000円、27年度は304万3,000円と、高額だったのにもかかわらず、若干下がって、これも不納欠損ということで多分あきらめて、収入にしないということなのではけれども、この辺、何人ぐらいいたのかなというのをちょっとお聞かせ願います。

それと、事務報告書の96ページ、ホオズキの普及推進なのですが、事業費が6万5,648円、町の負担金補助金として多分10万円出して、残金は次年度繰り越しとなっていますが、この補助金は繰り越しをしてもいいものなのか。

それと、この普及会は何名なのか、何件なのかわかりませんが、どのぐらい会員がいるのか教えてほしいです。

よろしくお願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 今ほどの6番議員のご質問でございますが、国民健康保険税の収入未済額、すなわちこちら不納欠損額になっております。28年度としまして、過去3年間の執行停止期間を満了したのがために発生したものでございまして、高齢の方の1名の方がいらっしゃいました。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 96ページの在来食用ほおずき普及推進活動に係ります協議会の内容でございますけれども、町補助金につきましては3万4,352円の、本来ですと戻していただくというふうな内容でございますが、この協議会、会員もございまして、会員は6名となっております。

それで、町と相談しまして、次年度以降も大きな商品開発等があるということで、そのまま繰り越しを認めたところでございます。

よろしくお願いします。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

6 番、小椋淑孝君。

○6 番（小椋淑孝君） 再質問させてください。

ホオズキのほうなのですが、次年度に繰り越して、研究いろいろやっていくということですが、29年度も補助金としてまた新たに10万円をプラスしての事業となっていくのかだけ教えてください。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 議員、お考えのとおりでございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

○6 番（小椋淑孝君） 結構です。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号 平成28年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

お諮りします。本決算を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定いたしました。

ただいまより休憩いたします。（午後 0時23分）

---

○議長（佐藤勤君） 再開いたします。（午後 0時30分）

ただいまより休憩いたします。（午後 0時31分）

---

○議長（佐藤勤君） 再開いたします。（午後 1時30分）

お知らせします。議場内、気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

総務課長より発言を求められておりますので、発言を許可します。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 先ほど午前中の玉川議員さんのご質問の地方消費税の交付金の使途でございますが、これにつきましては28年度一般財源としまして5,564万円、それから社会保障ということで4,199万2,000円と、合わせて9,763万2,000円が入金されております。

これにつきましては、本日の決算の承認を得次第、詳細の使途については後日公表す

る予定となっております。

以上でございます。

---

日程第3 議案第40号 下郷町情報公開条例の一部を改正する条例の設定について

日程第4 議案第41号 下郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤勤君） この際、日程第3、議案第40号 下郷町情報公開条例の一部を改正する条例の設定について、日程第4、議案第41号 下郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定についての2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） それでは、議案第40号でございますが、6ページをごらんください。下郷町情報公開条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、次のページ、7ページをごらんください。

今回の改正は、個人情報保護法の改正により個人情報の定義が明確化されたことに伴い、本町の個人情報保護条例についても国の行政機関に準じていることから、改正するものでございます。

今回の改正につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。1ページをごらんください。

まず、今回改正されます第7条につきましては、行政文書の開示義務を定めたものでございます。同条第2号2行目の記述等の後に、下線で示された「文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。」を追加するものでございます。

要約しますと、条文中のその他の記述の内容が、先ほどの下線で示されたとおり明確化されたものでございます。

また、あわせて、次条でございますから、第8条第2項についても今回改正された条文を引用していることから、同様の解釈となるものでございます。

次に、8ページをごらんください。議案第41号 下郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、今回の改正は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うため所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。2ページをごらんください。

まず、第2条でございますが、第2条につきましては定義を定めたものでございます。

まず、第1項についてであります。下線で示された「特定の個人が識別され、又は

識別され得るもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改正するもので、個人情報、個人に関する情報の定義を明確化するための改正であり、下線で示されたア及びイが追加されたものでございます。

3号の追加につきましては、第1号イでいう個人識別符号の文言の定義についての説明でございます。本文中の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項の規定により、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして当該情報機関が保有しているものと定義しております。

第4号の追加でございますが、要配慮個人情報の文言の定義でございます。要配慮個人情報とは、個人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪等の経歴、犯罪により害をこうむった事実、その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特別に配慮を要する記述等が含まれる個人情報としております。

次に、第6号については、第3号、第4号の追加による条ずれのほか、第6条中に第2項の後に下線で示されております「これらの規定を番号法第26条において準用する場合を服務を含む。」を追加したものでございます。要約しますと、番号法において、今まで番号法で利用する情報については国が定める対象事務、55事務がございますが、これについて情報の提供等の記録をする必要がありましたが、今回新たに町が条例で独自で定めております4つの事務につきましても同様の取り扱いをするものでございます。

次に、3ページになりますが、第6条については収集の制限を定めたものでございます。

第6条の3項になりますが、改正前の、実施機関はの後の下線で示された「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を改正後の下線で示された「要配慮個人情報」に改正したものでございます。これにつきましては、先ほど説明しましたが、第2条第1項第3号が追加され、要配慮個人情報について定義されたことにより改正するものでございます。

次に、8条については、適正管理について定めたものでございます。

第1項の条文中の下線で示された「及びき損」を「又は毀損」への文言改正でございます。

次の第21条の2については、情報提供等記録の提供先への通知について定めたものでございます。

改正内容につきましては、条文中の改正前、下線部分の「又は」を「若しくは」に改正するとともに、下線部分の「又は同条8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を追加するものでございます。要約しますと、本町において地方公共団体情報システム機構に提供しました情報に誤りがあった場合、情報の利用先に対しましてその旨を書面で通知するものであります。第2条第1項第6号の改正同様に、今までは番号法で利用できる、国が定める対象事務、55事務において情報の訂正をする必要がありましたが、今回新たに町が独自で条例で定めました対象事務、4事務についても同様の扱

いにするものでございます。

次、4ページになります。第23条の2については、自己情報の利用等停止請求について定めたものでございます。町の条例につきましては、国が定める行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用者等に関する法律を引用していることから、国の法律改正に伴う条ずれにより、下線部分の「第28条」を「第29条」に改めるものでございます。

今回の下郷町個人情報保護条例の改正については、全体的に要約しますと、第2条については定義、第6条の収集制限につきましては、あいまいであった定義を法律の改正により個人情報、個人情報識別符号、要配慮個人情報といった定義が明確化されたための改正でございます。

また、8条、第23条の改正については、文言の修正及び条ずれによる改正でございます。

制度的な改正としましては、第21条2の情報提供等の記録の提出先への通知に関する改正であります。

なお、現在までのマイナンバー、この制度を利用して情報連携が7月18日からされておりますが、本町以外の町村において8件の利用が確認されております。本町においては、まだこのシステムを利用した情報の提供は現段階で行っておりません。

また、このマイナンバー制度が始まって以来、個人カードを発行した枚数は427名、今年度におきましては30名の方に対してカードを発行しております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号　下郷町情報公開条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第41号　下郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定  
について**

○議長（佐藤勤君） 日程第5、議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） それでは、議案書の10ページになります。議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、改正の内容につきましては新旧対照表によりご説明申し上げます。

5ページをごらんください。初めに、第3条では育児休業等の再度の取得等ができる特別な事情について定められております。

今回改正されます第3条第6号については、1行目の配偶者と別居したことの後に、下線で示されております「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」が追加されたものでございます。

要約しますと、本条でいう育児休業等の再度の取得等ができる特別な事情としましては、今まで配偶者が負傷または疾病により入院したとき、配偶者と別居したときと定められておりましたが、今回の改正によりまして、特別な事情の中に保育所の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことが追加されたものでございます。

次に、第4条につきましては、育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情を定めたもので、特別な事情の中に今ほど説明しました第3条と同様に、下線で示されております「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」が追加されたものでございます。

次に、第8条につきましては、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別な事情について定めたもので、これについても第3条と同様に、特別な事情の中に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」が追加されたものでございます。



今回の改正は、いわゆる待機児童を抱えた保護者に配慮したものでございます。

なお、今までこの再取得をされた方は現在おりません。本町においては、現在待機児童はおりませんので、ただ、町外に居住する職員の方もおりますので、今後その方がこの制度を利用する可能性はあるということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第　6　議案第43号　平成29年度下郷町一般会計補正予算（第3号）

日程第　7　議案第44号　平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第　8　議案第45号　平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第　9　議案第46号　平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10　議案第47号　平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤勤君）　この際、日程第6、議案第43号　平成29年度下郷町一般会計補正予算（第3号）、日程第7、議案第44号　平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第8、議案第45号　平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第9、議案第46号　平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第10、議案第47号　平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の5件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君）　本案について議案の説明を求めます。

議案第43号につきましては総務課長、星修二君、議案第44号及び議案第45号につきましては町民課長、大竹義則君、議案第46号につきましては健康福祉課長、渡部善一君、議案第47号につきましては建設課長、渡部芳夫君、順次説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 議案書12ページをごらんください。議案第43号 平成29年度下郷町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出の予算の総額に1億5,464万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億2,819万5,000円とするものでございます。

13ページから15ページにつきましては、総括となっております。

16ページをごらんください。第2表、地方債の補正でございますが、上の過疎対策事業債については過疎対策事業債における広域圏組合消防署の水槽付消防ポンプ自動車更新に伴う入札請け差により、町負担金が減額したことによりまして90万円を減額し、9,390万円とするものでございます。

次に、臨時財政対策債でございますが、これにつきましては普通交付税の不足分として特例として発行できる地方債の発行可能額が確定したため、154万6,000円を減額し、1億5,345万4,000円にするものでございます。

次に、20ページをごらんください。歳入でございますが、初めに8款地方特例交付金について交付額の決定によりまして14万2,000円を増額計上しております。

9款地方交付税についても交付税の決定によりまして5,387万9,000円を増額計上となっております。

13款国庫支出金では、社会保障・税番号制度システム改修整備委託に伴う補助金としまして55万円の増額計上となっております。本事業につきましては、全額補助でございます。

一番下の17款繰入金の1目財政調整基金繰入金においては、地方交付税等の伸びによりまして5,000万円の減額計上となっております。

次に、21ページになります。18款繰越金につきましては、平成28年度の繰越金が確定したことによりまして1億2,227万7,000円を増額計上となっております。

19款諸収入、4目過年度収入で前年度障害者福祉費関係及び衛生費関係の事業費の画定により、不足分としまして24万2,000円を増額計上しております。

その下の6目雑入でございますが、これにつきましては町道沼尾1号線の落石対策工事に伴う設計委託料の負担分としまして3,000万円の増額計上となっております。これにつきましては、東北電力株式会社の要請で行うことから、東北電力株式会社が設計委託料の全額を負担するものでございます。

一番下の20款町債については、先ほど2表の地方債の補正でご説明しましたので、省略させていただきます。

続きまして、歳出でございますが、22ページをごらんください。2款総務費、5目財産管理費の修繕料で戸赤区に指定管理の契約を締結しておりますあそびの学校やまざくら、旧戸赤分校でございますが、屋根が雪害により破損したことの報告を受け、修繕料

で100万2,000円の増額計上しております。なお、これにつきましては、歳入において現在保険で対応すべく全国町村会と協議中でございます。その下の工事請負費は、役場空調設備改修工事関係で、改修において現在設置されております冷温水発生機を交換するに当たり、発生機内に当初予算計上時に確認できなかった有害物質が封入されていたことから、その処分料としまして293万1,000円の増額計上となっております。なお、その有害物質については臭化リチウム溶液875キログラムが封入されているとのことです。

次に、10目諸費、委託料で、先ほど歳入でもご説明いたしましたが、社会保障・税番号制度システム整備委託料としまして55万1,000円の増額計上となっております。これにつきましては、国民年金において情報の流出等により、社会保障・税番号制度システムが利用されておりませんでした。平成30年度開始に向けてシステムの改修を行うものでございます。その下の償還金利子及び割引料で、過年度分還付金としまして前年度分の事業費の確定により民生費関係で817万円、それから法人町民税で15万1,000円、合わせて832万1,000円の増額計上となっております。

次に、3款民生費でございますが、民生費の1目社会福祉総務費では町社会福祉協議会補助金で40万円の増額計上となっております。これにつきましては、5月31日の新会長就任に伴う会長報酬、十月分でございます。

その下の2目の国民年金費のシステム改修委託料としまして29万2,000円の増額計上となっておりますが、これにつきましては日本年金機構へ提出される国民年金適用関係届出書、それから報告書の様式の統一を図るためのシステム改修費でございます。

3目老人福祉費で介護認定審査会負担金変更増により介護保険特別会計への繰出金39万円を増額計上しております。

4目老人福祉施設管理運営費の修繕料では、老人福祉センターの屋内消火栓用の非常用バッテリーの劣化による交換、修繕等で24万4,000円の増額計上となっております。

次、23ページをごらんください。同じく3款民生費、4目しもごう保育所の駐車場測量設計委託料で、当初業者委託を予定しておりましたが、町の直営での実施により467万8,000円を減額計上しております。その下の工事請負費につきましては、今ほど説明しました設計書の作成により駐車場拡張工事費としまして1,325万円を増額計上しております。

次に、4款衛生費で地域医療支援センター負担金については、受診件数等の増によりまして27万3,000円を増額計上しております。

次に、6款農林水産業費では町の鳥獣被害対策協議会の補助金としまして追い払い用花火の在庫不足を解消するため、花火の購入費としまして35万1,000円を増額計上しております。

次の24ページになります。8款土木費、1目土木総務費の負担金関係では、国道118号道路改良促進期成同盟会負担金としまして、同盟会設置の立て看板の改修費としまして40万4,000円を増額計上しております。

同じく土木費の2目道路維持費の委託料としまして、町道落合左走線、左走地内において会津バスの運行を図るため、支障木の伐採経費としまして118万2,000円の増額計上

しております。その下については、その伐採の補償金としまして、立木補償費としまして20万1,000円を増額計上しております。

次に、3目道路新設改良費の委託料では測量設計委託料としまして3,000万円を増額計上しております。これにつきましては、歳入でもご説明いたしましたが、町道沼尾1号線について東北電力株式会社の要請で行う落石対策工事に伴う設計委託料でございます。その下の工事請負費では、先ほどの左走地内のバスの運行に伴いまして支障木の伐採とあわせまして、町道落合左走線と落合音金線への接続部分の拡幅工事として800万円の増額計上しております。

次に、9款消防費、1目非常備消防費の負担金で南会津地方広域市町村圏組合負担金について広域消防署の水槽付ポンプ自動車購入に伴う請け差により49万5,000円の減額計上となっております。

その下の修繕料では、中山地区消火栓の修繕料としまして65万4,000円を増額計上しております。

次、25ページになりますが、10款教育費の工事請負費で中ノ沢観音堂駐車場整備工事費としまして200万円の増額計上しております。

次に、12款の公債費では、利率の見直し等によりまして利率が下がり、地方債償還元金81万3,000円を増額し、利子としまして185万2,000円を減額計上し、予備費で調整しております。

以上が一般会計補正予算の内容となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君） 26ページをお開きください。議案第44号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げたいと思います。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,341万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,894万3,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げたいと思います。33ページをお開きください。1款総務費でございますが、国保制度の改革により平成30年度からの国保の財政運営が県単位に移行されるなど、会議等によりまして旅費において予算不足になることから、11万円の増額補正をお願いするものでございます。

その下の11款諸支出金36万3,000円の増額ですが、これは平成28年度退職者医療の療養給付費等交付金におきまして確定額と既交付額との過不足額において超過交付のため、社会保険診療報酬支払基金に返還するものでございます。

12款予備費につきましては、財源調整でございます。

32ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。3款国庫支出金、2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金として37万8,000円の増額計上です。これは、システム改修費の事業報告システム、月報、年報機能の改修費の国庫支出金でございます。

次に、10款の繰越金でございますが、平成28年度の決算額の確定に伴いまして4,303万9,000円を増額いたしまして、繰越金総額を7,567万3,000円とする内容でございます。

続きまして、34ページをお開きください。議案第45号 平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げたいと思います。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出補正額の差し引き額7,535万4,000円とする内容のものでございます。

歳入からご説明したいと思います。40ページをお開きください。繰越金でございますが、決算額の確定に伴いまして1万7,000円を繰越金として計上いたします。

次のページの歳出に移ります。41ページでございます。先ほどの繰越金の1万7,000円を後期高齢者医療広域連合納付費として1万7,000円を増額いたしまして、広域連合のほうに支払う内容でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、議案第46号 平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

42ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,963万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,290万2,000円とする提案内容でございます。

続いて、内容についてご説明申し上げます。43ページから47ページまでは総括でございますので、省略させていただきまして、48ページをお開きいただきたいと思います。

2の歳入についてご説明申し上げます。3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び4目の介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業につきましては、平成28年度のそれぞれの事業実績の確定によりまして、追加交付額として33万円、2万3,000円をそれぞれ増額計上するものでございます。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目の地域支援事業支援交付金につきましても国庫支出金と同様に、平成28年度の事業実績の確定によりまして追加交付額として149万8,000円を増額計上するものでございます。

次に、5款県支出金、2項県補助金、3目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）並びに4目の介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業につきましても同様に、平成28年度のそれぞれの事業実績の確定によりまして追加交付額として29万1,000円、1万1,000円を増額計上するものでございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目のその他一般会計繰入金につきましては、平成28年度の介護認定審査会の審査件数が確定したのに伴いまして、認定審査会負担金の増額により39万円を増額計上するものでございます。

8款繰越金、1項繰越金につきましては、平成28年度の繰越額の確定に伴い3,700万円を増額し、繰越金の総額を4,200万円とするものでございます。

続きまして、50ページの3の歳出についてご説明申し上げます。1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定審査会共同設置負担金につきましては、ただいま歳入の中で

も申し上げましたが、平成28年度の介護認定審査会の審査件数の確定に伴いまして、南会津地方広域市町村圏組合負担金の認定審査会費を39万円の増額計上するものでございます。

次に、5款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、5目の在宅医療・介護連携推進事業費、6目の生活支援体制整備事業費につきましては、在宅医療・介護連携推進プランナー及び生活支援コーディネーター等の研修旅費としまして、それぞれ2万2,000円ずつを増額計上するものでございます。

8目地域ケア会議推進事業費につきましては、地域包括ケアシステム構築推進事業の補助決定によりまして4万4,000円を減額するものでございます。

次に、9款諸支出金、1項償還金及び幹部加算金、1目の償還金につきましては、平成28年度の介護給付事業等の事業実績の確定に伴いまして、超過交付されました交付金を平成29年度において国庫支払基金、県にそれぞれ返還する額としまして1,241万2,000円を増額計上するものでございます。

10款の予備費につきましては、財源調整のため2,683万1,000円を増額計上し、予備費の総額を2,795万1,000円とするものでございます。

以上が介護保険特別会計の補正内容でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 52ページお願いします。議案第47号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,554万7,000円とする提案内容でございます。

58ページお願いします。歳入でございます。4款繰越金12万5,000円でございますが、前年度繰越金の確定額となっております。

59ページお願いします。歳出でございます。3款1目の予備費でございますが、12万5,000円、これは財源調整として計上しております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 29年度の一般会計の補正の点でご質問いたします。

まずは、議案書の23ページ、民生費のしもごう保育所の工事請負費の件でお伺いいたします。1,325万円予算計上しております。今回委託料が467万8,000円、職員による設計ということで減額になったことは喜ばしいことと存じます。この工事費の中に、私はあそこにある防火水槽と電気のキュービクルがあるということで将来的、長い目で見た場合には、あの防火水槽と電気のキュービクルはきちんとした移転をしてやるべきだと思うのですが、多分ここには予算計上していないのですが、入っていないと思いますが、その件はどうなっているか。

また、今回やらないとすれば、将来的には移転させる計画があるのかどうか。

それから、あそこに桜の木がございます。その桜の木はバツ際するのかどうか。地域

の人の一部には、きれいなピンクの花が咲いて、切るには惜しいという声もございます。そういった声を配慮して桜の木は伐採しないのかどうか。お伺いいたします。

それから、24ページになりますが、土木費の道路新設改良費の中の工事費、委託料3,000万円、測量設計委託料として町道沼尾1号線の設計が出されます。あそこは、我々現地を見ました。崖崩れでかなりの金額の工事になるということで。町ではあそこを使用しない。沼尾区の人たちもあそこを使用しないということで、農道を使った迂回路で使っていたと思うのですが、東北電力所の人たちはあそこを改良しないと大変だということで今回工事やるわけですが、幸い東北電力から3,000万円の委託費の助成というのか、負担をしていただくということでございますが、これから測量をやって工事に入る場合に、東北電力の工事費の一部負担があるのかどうか。また、同時に国庫補助金が得られるのかどうか。この点をお伺いいたします。

それから、25ページになります。教育費の文化財整備費の中で中ノ沢観音堂の駐車場整備工事が200万円計上されております。なぜ当初予算に計上しなかったのか。中妻区からの要望があったのか。また、区長からの要請があったのかどうか。また、ほかに特定の団体、特定の人からの要請があったのかどうか。お伺いいたします。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、佐藤盛雄議員からの1点目のご質問でございますが、しもごう保育所の駐車場拡張工事に伴います件でございますが、防火水槽及びキュービクルにつきましては、今回の工事には入ってございません。と申しますのは、現在の保育所の敷地と町道側と国道側に民地がございますので、そことの段差がございますので、今回のところは駐車場ということだけを考えまして、その段差もそのままで工事をすることによって舗装だけをして、冬も除雪できるような形でしたいということで防火水槽とキュービクルの移転は現在考えてございません。

それで、園庭の半分ぐらいがその民地の部分と重なる部分がございますので、園庭をあわせて広げる場合にはその民地も譲ってもらわないと拡張工事はできませんので、今回の工事につきましては今現在の段差をつけたままでの工事、あくまでも駐車スペースとしての工事というふうに考えてございます。

あと、桜の木につきましては、それは残して工事を進めたいというふうに考えています。

あと、今後の計画ということでございますが、園庭も広げてということになりますと、その民地についても譲っていただくような形になりますので、それは今後2つの保育所のあり方についてもこれから検討協議しなければならないと思いますので、その時点であわせて検討して、どういうふうにするかというふうに考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 土木費の委託料3,000万円の内容でございますが、町道沼尾1号線の崩落箇所についての対応の内容となっております。

この箇所につきましては平成28年の、去年ですが、1月30日に落石があったと報告をされております。以来、町道は通行止めとなっております、昨年より東北電力と何度かこの内容について詰めてきてまいりました。今年の8月30日付で東北電力株式会社津若松支社より、全額負担するという内容で合意を得ましたので、今回計上させていただきます。

将来的に、工事費になると思いますが、これも全額東北電力が負担するということで、国費のほうは見込まれておりません。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

教育次長、渡部清一君。

○教育次長（渡部清一君） 中ノ沢観音堂駐車場整備工事についてお答えします。

中妻行政区からは、この春、要望ございました。

それで、6月補正計上を予定したところでございましたが、建設課のほうで道路工事関係で請け差が出る可能性あるのではという情報を得まして、6月補正見送りました。建設課のほうで工事発注終わりました、残高見てもらいましたら、残念ながら請け差ありませんで、工事できないということで急遽9月補正に上げたものでございます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 2点に関しましては、沼尾1号線も東北電力、全額負担ということで本当にありがたい話だと思います。

それから、保育所の脇の駐車場整備、今後児童生徒が減る中での、いずれ統廃合問題も出てくると思いますが、そのときの需要に応じてやるということで、今の段階はそれでいいのかなと思っています。

また、桜の木を切らないということは、あの地域の町民に多分褒められると思います。ありがとうございます。

それから、中ノ沢観音堂の駐車場、6月補正でやる。しかし、建設の請け差が発生したらやるなんていう、そういうような、それは詭弁です、やっぱり。重要な案件ならば、請け差が出たらやる。では、請け差が出なかったらやらないのか。だから、そういう答弁では次長、間違いだと思います。

聞くとところによりますと、9月の文化財の防災訓練の節にそういう話が一部に出たという話も伺っております。だから、やるやらないではなくて、やっぱりやるのならばきちんとした当初予算を組んでやるべきだと思います。一部の要請があったらやるのだったならば、区からの次年度の要望事業の聴取もやる必要ないし、年度の途中で要望あればやるというような、そういうものではないと思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。



教育次長、渡部清一君。

○教育次長（渡部清一君） おっしゃるとおりでございます。次から重点要望を中心に事業を進めてまいりたいと思います。

○議長（佐藤勤君） 再々質問ありませんか。

○11番（佐藤盛雄君） ありません。

○議長（佐藤勤君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 2点ほどお伺いします。

まず、22ページの社会福祉総務費、これは40万円補正ということで、会長報酬というふうにお聞きしましたが、これはその前までは町長が会長やっていましたよね。そのときの報酬というのはあったのでしょうか。あれば、幾らですか。

それから、多分これ町長が会長職についたのは町長が就任してからだと思いますが、それ以前の会長報酬は幾らでしたか。これをお教え願います。

それから、23ページのしもごう保育所の測量委託関係、当初は測量設計委託と、そして直営でやって467万8,000円減額ということで、直営でやらなければならない理由は何でしたか。こんなに安くできるのだから、全て測量設計、直営でやったらいいいと思いますけれども、いかがですか。

この2点お願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、湯田純朗議員からのご質問でございますが、1点目の社会福祉協議会への補助金についてでございますが、以前町長が会長に就任する前の会長さんについても同様に、非常勤ということで月額4万円の報酬を支払っておりまして、その分補助金として見てございました。

それで、町長が会長に就任しましたので、当初その分も含めた金額で補助金を交付しておりましたが、町長が就任したということで、それ以降の分につきましては社会福祉協議会のほうから戻していただきました。町長に対しての当然報酬はございませんでした。

それで、新たに今回平成29年の5月31日開催の町社会福祉協議会の理事会におきました山田武氏が会長に選任されまして、同時に就任いたしましたので、山田武氏、民間人でございますので、非常勤の月額報酬が発生しまして、その報酬として月額4万円の10カ月分、6月から3月までの10カ月分ということで40万円を今回増額、補正して、議決いただいて、変更交付手続等をしていく予定でございます。

あと、2点目のしもごう保育所の委託料の関係でございますが、当初建設課、大変忙しゅうございますので、これは委託して測量設計をというふうな考えで当初予算に設計委託料を計上いたしました。その中で建設課と話をしているうちに、何とかやってくれないかということでお話ししましたところ、無理無理ではございますが、やっていただけるようになりましたので、今回設計委託料の467万8,000円、これは当初500万円予算措置いたしました。別件の修繕料のほうに32万2,000円を流用させていただきました。

で、残りの467万8,000円を今回減額補正という形で提案したものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 町長在職中は、報酬はゼロということだったのですから、何もそのままよかったのではないですか。報酬ゼロです。皆さんからいろいろ寄附を集めてやっているわけですから、支出は少ないほうがいいわけです。多分それ町長就任当時そういう考えでなったのかなと私は善意に解釈していますけれども、なぜ今この時期でやめて、またもとに戻したのかということをお伺いします、再度。

それから、今の測量設計委託、お忙しい中だから委託料上げたと。ちょっと暇になったからやると。そういうふうにもとれるのですけれども、これはその駐車場拡張工事を急ぐために直営ですか。どうなのでしょう。そちらが先で、では直営だということか。初めから本当に暇で、では直営でやりましょうというふうな話になったのでしょうか。どちらが先ですか、直営になったいきさつは。そこお伺いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、1点目の社会福祉協議会の会長の関係でございますが、これは産業厚生常任委員会の中でもご説明いたしましたとおり、社会福祉法人法の法律の改正によりまして、町長等はそういう会長職につけないということがございましたので、その町長の任期が終わった段階で民間人の方にということでなったところでございます。

報酬につきましては、以前も民間の方の場合には報酬としてお支払いしておりましたので、それは引き続いて報酬を支払うということでございます。

あと、2点目のしもごう保育所の駐車場の関係でございますが、これは駐車場の拡張工事は当初からありまして、なかなか忙しくてできないのではないのですが、その人員配置の面でできないということをおっしゃっていましたので、そういうことを私どものほうで考えまして、これは業者に委託するしかないということで予算措置はいたしました。が、その中で話をしているうちに、何とかやってくれるということだったので、建設課のほうに直営でということをお願いしたところでございます。それで、今回の減額補正に至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） では、課長さん、会長さんが改正でやめたという前に、法律が変わって、町長がやるのは好ましくないからかえたと言ったほうが早いのではないですか。そうしたら質問しません。そういうふうな説明をしてください、初めから。

それから、工事費、測量ですか、これは確かに支出が多いよりは少ないほうがいいですから、決して別に私は不満を言っているわけではありませんけれども、急ぎ仕事をや

るために直営でやったのかなというのを確認したかったのです。それは、あくまでも減額されて、支出されるのが少なければ大変結構です。この仕事をやるために急いでやったのか。そこら辺ちょっと考え、もう一回お答えください。お願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） 申しわけございませんでした。町長が退任されたのは、法律でできなくなったということでございますので、ご了解いただきたいと思います。

あと、2点目の工事関係につきましては湯田議員おっしゃるとおり、今回の補正に間に合わせて工事請負費を出さなければいけないということもございましたので、そういう面もありまして、無理無理お願いしてやっていただいたという形でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

○5番（湯田純朗君） ありません。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 二、三ちょっと質問します。

まず、健康福祉課長、この社会福祉協議会の会長の10カ月の分、6月からとさっき答弁したのですが、6月から8月まで月給くれないでいたの。先食いして4万円ずつくれたわけ。先食いしたのかどうか。

もう一つは、総務課長、冷温水発生装置ということでトランスみたいなものが293万1,000円、これもう一回どういうものなのか、皆さんにやっぱり聞かせるようにちょっと説明をお願いします。

それと、健康福祉課長、しもごう保育所の駐車場拡張工事1,325万円、段差があるということでおっしゃいましたけれども、乗用車で何台ぐらいとめられるのか。この答弁がなかったのです。ですから、何台ぐらいとめられるのか。ちょっとそれだけ教えていただきますようお願いを申し上げます。

もう一つは、農業振興費で下郷町鳥獣被害対策協議会補助金で花火だということで説明あったのですが、35万1,000円。どのぐらいの花火買うのかわかりませんが、当初予算でどのぐらい買ったのか、ちょっと私も記憶にないのですが、当初でどのぐらい。今回35万1,000円。セットなのかどうかわかりませんが、ちょっと教えていただきたい。

ここの鳥獣被害対策協議会の補助金ということでとってありますので、一つは私一般質問でも申し上げましたけれども、非常にイノシシが出て、畑だとか田んぼだとか、土手を非常にほじくってしょうがない。ミミズを食べるのだという話もあるのですが、イノシシのわなの数が猟友会のほうから足りないということを私も聞いているのですが、このイノシシのわながどのぐらいあって、できるならば、これ鳥獣被害対策補助金で花火と書かれているのですが、そういうような中でこのイノシシのわなというものが買えるかどうかわかりませんが、足りなかったらまた12月に補正をとるということですが、イノシシのわながこれから私は足りないのではないだろうかというようなことを

考えた場合、イノシシのわなが今幾つあって、1個買えばどのぐらいするのか。ちょっとこの辺、鳥獣被害対策協議会ということでイノシシのわなについてもひとつお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、室井議員のご質問の第1点目の社会福祉協議会の会長の報酬のことについてでございますが、5月31日に就任されましたので、5月は1日だけですが、それは1日はみませんので、6月から3月までで10カ月分ということで40万円今回補正させていただきました。

それで、この補助金の中には社会福祉協議会の2人分の職員の人件費等も見えてございまして、四半期ごとに支払っておりますので、その中で先食いをさせていただいて支払っているというふうなことでございます。

あと、しもごう保育所の駐車場の件につきましては、大変説明不足で申しわけございませんでした。乗用車で20台程度を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 冷温水発生装置の件でございますが、地下の駐車場の脇のボイラー室の中に入っております。かなり大きな筒状の装置でありまして、その中にこの薬剤が入っておりまして、それを温めたり冷やしたりして冷暖房するというような内容になっております。詳しくは、私専門家ではございませんので、その程度でご勘弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤勤君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 鳥獣被害対策協議会に係る補助金の中で花火、当初どのくらいの予算というふうなお話でございましたが、昨年度は60万円ほどでしたので、それよりアップした70万円でこれまで推移をしてきました。今回買う花火は、5連発の花火でございますが、5連発の花火で協議会では70万円ほどの予算の措置をしておりましたが、それで足りずに、若干協議会の補助金の中で流用しながら活用させていただいたところでございます。今回買う部分でございますけれども、花火を購入する予定になっておるところでございます。

さらに、鳥獣被害対策協議会でイノシシのわなの備品等の保有状況でございますけれども、イノシシ専用の囲いわなが5基ございまして、その他イノシシ専用のくくりわな、これが20個ございます。

今回平成29年度の協議会でのイノシシ用囲いわな1基を購入する予定になってございます。金額は、およそ5万円ほどでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

○3番（室井亜男君） ありません。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 平成29年度下郷町一般会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第44号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号 平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号 平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議員提出議案第4号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出に

## ついて

○議長（佐藤勤君） 日程第11、議員提出議案第4号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） お諮りします。

本案につきましては、ただいま職員をして議案を朗読させ、さらに提案理由も記載されておりますので、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第4号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第3回下郷町議会定例会を閉会いたします。（午後 2時50分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 2 9 年 9 月 1 3 日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員